

令和 3 年舟形町議会
第 1 回定例会会議録

舟形町議会

令和3年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 令和3年2月26日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月3日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 奥山謙三

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 斎藤好彦

5番 石山和春

10番 八畝太

不応招議員(なし)

令和3年3月3日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和3年舟形町議会第1回定例会第1日目

令和3年3月3日（水）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
副町長	菅 原 正 春	農業委員会会長	叶内 栄 一
会計管理者	須 貝 孝 子	総務課財政係長	八 畝 幸 仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 課 長	伊 藤 幸 一
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	代表監査委員	齊 藤 徹
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	監査事務局長	相 馬 昇

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相 馬 昇	主 事	伊 藤 優
--------	-------	-----	-------

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 本期受理の陳情

請願第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実

現」に関する陳情

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和3年第1回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名します。4番小国浩文議員、9番斎藤好彦議員の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、奥山議会運営委員長よりお願いします。

6番 それでは私から、去る令和3年2月24日に開催された議会運営委員会において、第1回定例会の会期について協議しましたので、ご報告いたします。

令和3年舟形町議会第1回定例会の会期は、本日3月3日から10日までの8日間とすることとしましたのでご報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、奥山議会運営委員長報告のとおり、3月3日から10日までの8日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10日までの8日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 本期受理の陳情

議長 日程第4 本期受理の陳情を議題といたします。

陳情第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する陳情についてを議題といたします。

陳情第1号については、議会事務局長より朗読説明を願います。

議会事務局長 それでは、朗読いたします。

本期受理の陳情、受理番号1、受付年月日、令和3年2月9日。件名、「安全・安心で、ゆ

きとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する陳情。趣旨、別紙のとおりでございます。陳情者、山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2階 教育文化センター内、少人数学級をすすめる県民の会世話人代表、山形大学名誉教授 高木紘一、元小学校校長・高畠町議員 伊沢良治、社会福祉法人たんぼぼ会理事長 佐藤匡子。

次のページ、お願いします。

別紙でございます。

〈件名〉

「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する陳情。

〈趣旨〉でございます。

〔陳情内容〕

新型コロナウイルス感染防止対策として学校の教室が密集状態になることを避けるとともに、行き届いた教育を進めるためにも30人学級実現は喫緊の課題です。国が必要な措置を速やかに取り、早期に30人学級を実現するよう国に対して意見書を出してくださるよう陳情いたします。

〔陳情理由〕

コロナ禍の中で、子供も学校も多くの不安と心配を抱えています。

今、新型コロナウイルス感染防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要です。しかし、40人学級（小1のみ35人）の教室では子供たちの身体的距離が取れず、「密集状態」となっています。これを避けるためには30人学級を早急に実現し20人学級を展望する必要があります。もともと学校は一人一人の子供とじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であり、現場からは少人数学級実現の要望が強く出されております。

全国知事会・全国市長会・全国町村会は連盟で「少人数編成を可能とする教員の確保」を政府に要望しています。1月26日、中央教育審議会は、コロナ感染拡大を踏まえ、少人数学級編成を可能とするなど、指導体制や必要な施設・設備の計画的な整備を図ることを盛り込んだ答申を行いました。教育再生実行会議では委員から「できれば20人程度、少なくとも30人未満の少人数学級の早期実現を目標とすべき」との資料が提出されています。自民党教育再生実行本部も1クラス30人以下の少人数学級の実現に向け政府に義務教育標準法の改正を求める決議を採択し、文科大臣に要請しています。さらに、世界に目を向ければ、多くの先進国で30人以下の学級編成が標準となっており、実際の学級規模としては平均20人程度となっています。

30人学級の早期実現、その後速やかに20人程度の学級への移行を求めた、研究者有志の全国署名は22万を数え、山形県でも1万筆を超えています。コロナ禍の中で30人以下学級早期実現は、国民の切実な願いになっています。

そんな中で示された2021年度政府予算案は、小学校を5年計画で35人学級を実現するというものです。学級規模の引下げは40年ぶりのことであり、一人一人に応じたきめ細かい指導をさらに充実させることにつながる大きな前進です。

しかし、コロナ感染症の収束が見通せない現在、少人数学級を推進してきた山形県「さんさんプラン」（33人学級）よりも多い35人学級を、小学校だけ、しかも5年もかけてというのはあまりにも不十分です。前年比マイナスになっている文教関係予算を増額し、30人学級実現に向けて踏み出すことが、教育関係者のみならず国民の強い願いになっています。こうした状況を踏まえて、国に対して貴議会として意見書を提出していただくようお願いいたします。

以上でございます。

議長 陳情第1号の審査につきましては、会議規則第94条の規定により総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告を受けます。

町長 おはようございます。

本日は、令和3年第1回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄、何かとお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

この冬の降雪は、山形気象台長から平年並みだと聞いておりましたが、12月14日の初雪から1週間で西又地区においては1メートル30センチを記録し、30日には80センチまで沈んだものの、大晦日から正月三が日にかけての降雪により、1月4日には2メートル10センチに達しました。このため、町豪雪対策本部設置基準に基づき、本部を設置いたしました。その後、1月11日に2メートル50センチを記録し、28日には一旦1メートル59センチまで沈みましたが、その後、2月5日に2メートル57センチを記録、再度16日に2メートルまで沈んだのですが、18日には多分今シーズン最大積雪深であろう2メートル71センチを記録いたしました。

過去の観測記録に残る最大積雪深3メートルを記録した平成29年度よりも、2月25日現在で95センチ多い2メートル40センチの積雪が観測されております。このため、融雪の遅れによる農作物及び農作業への影響が懸念されます。また、3月に入り一気に春めいてまいりましたので、雪解けによる雪崩や土砂災害塔についても心配をしているところであります。

2月13日土曜日午後11時8分に、福島沖を震源とする最大震度6強の地震が発生いたしました。舟形町では震度4を計測し、このため、防災計画に基づき、11時13分に災害対策警戒本部（警戒2号配備）を設置し、課長級職員等を招集いたしました。11時45分に課長級を含む職員20名が集合し、災害対策警戒本部会議を開催し、町内を巡回したところ、被害は確認で

きませんでした。しかし、深夜で詳細についての点検ができなかったために1時15分に危機管理室を残留し、一旦解散、翌日14日曜日午前8時30分に、再度、職員30名を招集し、改めて詳細な巡回調査点検を実施したところであります。その結果、公共施設等を含め、地震による被害は確認されませんでした。この地震対応の総括は、現在検証中ではありますが、豪雨の場合は、大雨警報や土砂災害警報などで事前にある程度予測と準備ができますが、地震の場合は発生する間隔が長期間空くことや、当然ですが、突然発生いたしますので豪雨とは違う難しい対応となりました。このため、職員招集を含めた初動体制や公共施設点検などのマニュアル整備の必要性を痛感したところであります。

また、2月12日にメールで爆破予告があり、職員と新庄警察署のご協力の下、警戒体制を強化したところですが、結果として、何事も起こりませんでした。SNS上による利用者間のトラブルに自治体が巻き込まれる事態が急増しており、早急な犯人の逮捕を望みます。

さて、今回、町議会定例会に提案しております議案説明に先立ちまして、令和3年度町政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国際社会においては、新型コロナウイルス感染症拡大によるロックダウンなどで世界経済が低迷する中、アメリカにおいてはバイデン大統領が就任し、大きな政策転換が行われようとしております。また、強大化する中国や自国第一主義の台頭、ミャンマーやタイの社会情勢などが不透明であり、新型コロナウイルス終息に向けて国際社会が一体となって対処できるか、極めて予断を許さない状況であります。

日本においては、新型コロナウイルス感染症の拡大は、緊急事態宣言もあり減少傾向にあるもの、ワクチン接種の情報が少なく、全国の自治体でその対応に苦慮しているところであります。また、緊急事態宣言など新型コロナウイルスにより低迷している経済再生が喫緊の課題であります。さらには、バイデン大統領就任に伴う日米関係、中国の強大化による安全保障の問題、東北新社と総務省の接待問題を含め10月までの衆議院選挙をにらみつつ、政治がどのように動くのか、そして、7月に本当に東京オリンピックが開催することができるのか、新型コロナウイルス感染症の収束やその後の経済状況がどうなるのか、大変不透明であり、情勢を見極めることは極めて難しい状況であります。

そのような状況下でも、しっかりと舟形町民の幸せのために、第7次総合発展計画で目指す町の将来像、「住んでいる人が誇れるまちづくり「わくわく未来ふながた」」を目指して、6つの目標と1つの基盤に基づき、確実に政策を実施してまいります。

まず1つ目の目標「いつまでも元気で笑顔が溢れるまち」では、新しく完成します福祉避難所を会場に介護予防通いの場拠点事業や、同じく福祉避難所を予定して実施されます新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種などをはじめ、健康長寿の事業に取り組んでまいり

ます。

2つ目の目標「町の「宝」を守り育てるまち」では、福祉避難所に子育て支援センターを移転し施設と運営を強化、さらに、移転して空いたほほえみ保育園に1歳児室を整備し、未満児保育の充実を図るほか、町の将来を担う子どもたちに日本一のおいしい給食食育事業や放課後わかあゆ塾などで教育環境の充実を図ってまいります。また、縄文の女神を舟形町に里帰りさせるため、プロジェクトチームを立ち上げ展示館の建設に向けて検討を進めてまいります。

3つ目の目標「地域の魅力・活力を生み出すまち」では、中古農機導入事業の後継事業として農業用機械共同利用促進事業を新たに創設し、さらには、舟形町のおいしいお米を差別化するための衛星を利用した美味しいお米プロジェクト、圃場整備の促進のほか、国・県の補助制度を利用し、儲かる農業に努めてまいります。また、令和6年4月以降会計予定の東北農林専門職大学に対するプロジェクトチームを立ち上げ、学生の受入れ等にも努めてまいります。さらには、若あゆ温泉の改修事業、商工業者支援の活力アップ推進事業や、地方創生臨時交付金を活用した事業などで、農業・商工業の振興、交流人口の増を図ってまいります。

4つ目の目標「つながり、支え合うまち」では、地域運営組織の活動支援と新たな組織の設立に向けて努めてまいります。

5つ目の目標「くらし・生命を守るまち」では、近年急増しているイノシシ、ニホンジカなどの鳥獣被害を減少させるため鳥獣被害対策実施隊の活動に対し追加助成をいたします。また、消防ポンプ積載車の更新、防火水槽や消火栓の新設改修を実施いたします。さらには、完成した福祉避難所、防災センターにおいて防災訓練・避難所開設訓練を実施して、町民の安全安心に努めてまいります。

6つ目の目標「快適なくらしを叶えるまち」では、デマンド型乗合タクシーを星川タクシーさんのご協力の下に、太折・大平地区でも他地区と同様に月曜から土曜日までの運行を始めて、地区住民の利便性を確保します。さらに好評であります若者定住に向け民間アパート建設を継続して支援してまいります。

また、6つ目の目標全てに関わる重点プロジェクト事業としてデジタル化を進め、町民サービスの向上及び先進的少数社会の実現に向けて努力してまいります。さらには、一つの基盤として、情報発信力強化や職員研修を進めるとともに、公共施設等の管理計画の見直し、財政の見える化などに努め、健全財政を堅持してまいります。

まだまだまちづくりの課題は山積しておりますが、しっかりとそれらの問題に真摯に向き合い、職員と一丸となって取り組んでまいる所存でありますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご指導ご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年度当初予算の概要については、予算の内示会で説明を申し上げましたので、省略さ

せていただきます。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、12月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 2020年度愛の鳩賞受賞について、12月14日(月)、山形市の山形メディアタワーで2020年度「愛の鳩賞」贈呈式が行われ、舟形町読み聞かせボランティア連絡協議会(会長阿部弘明さん)が受賞しました。この賞は、県内でボランティア活動や地域福祉活動を地道に続け、成果を挙げた個人や団体が対象で、長年にわたる保小中での読み聞かせ活動や講演会の開催が評価されたものであります。今年度は県内から8件の推薦があり、当協議会を含む2団体が受賞しております。

(2) 舟形町・舟形町消防団安全祈願祭について、1月10日(日)、舟形八幡神社において、加藤団長、渡部・庄司副団長とともに今年の無事故・無火災を祈願いたしました。

例年、中央公民館3階ホールで、消防団、関係機関参集の下、実施し、終了後、本町通りの分列行進、一斉放水の出初め式を行っていましたが、今年は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、安全祈願祭のみを行っております。

加藤団長は、防火広報の強化による火災の防止と消火訓練はもとより、災害に対応できる訓練を行い、町の安全・安心な暮らしを守るため活動していきたいと抱負を語っております。

(3) 新庄ひまわり基金法律事務所引継披露式について、1月15日(金)、新庄市のニューグランドホテルにおいて、「新庄ひまわり基金法律事務所」の所長引継ぎ披露式が行われました。

ひまわり基金法律事務所は、弁護士が少ない地域を支援していくため日本弁護士連合会などが全国に設置しているもので、新庄事務所は平成17年度に設置されました。県内では唯一で、全国的には36か所に事務所が設置されております。

披露式には、最上地域の行政関係者や県内の弁護士約30名が出席され、また、県外の関係者はリモートでの参加となりました。

5代目の所長である千葉弁護士は、新庄事務所において3年間にわたり最上地域の様々な事案に当たられ、今度は、新しく6代目所長となられる浅沼弁護士に引き継がれることとなります。当町においては無料法律相談会などにご協力をいただいております。

(4) まちづくり審議会による建議について、1月25日(月)、舟形町まちづくり審議会阿部弘明会長、吉田達也副会長より、今年度審議会に諮問していた「今後のデジタルファーストの推進」について、建議という形でご提言をいただきました。

今年度から、県内に先駆け創設したデジタルファースト推進室での今年度の事業計画や具体的な取組について町担当よりご説明を申し上げ、ご理解をいただきながら審議いただきました。審議については、コロナ禍ということもありオンライン会議を活用しながら審議を重ね

ていただいたところであります。

建議の内容は、「町民の皆さんがＩＣＴ技術の恩恵を受けられる環境の構築につなげられるよう、ニーズの把握や活用に抵抗のある高齢者の方へ配慮した事業の展開をお願いしたい」というものであります。建議書の内容を踏まえながら、今後の施策に生かし鋭意取り組んでいきたいと考えております。

(５) 舟形町教育功労者表彰式について、２月１６日（火）、令和２年度舟形町教育功労者表彰式が舟形町中央公民館で行われました。この表彰は、本町の教育、芸術、文化向上発展に寄与したもの、または善行奇特の行為等により他の模範となる個人や団体を表彰するものであります。

今年度は、教育功労４部門において、個人９名の方と１団体に表彰状を、個人１名の方と３３企業に感謝状がそれぞれ授与されました。中学校の部では、東北６県及び新潟県を対象に行われた作文コンクールにおいて、１万６,９０３名の応募の中から最優秀、優秀賞に続く「秀賞」を受賞するなど文化面でも好成績を収めました。

(６) 第２回最上川流域治水協議会の開催について、１月２７日（水）、第２回最上川流域治水協議会がウェブ形式により開催されました。協議会は、令和２年７月の最上川中流・上流区間において河川の氾濫に伴い甚大な浸水被害が発生したため、９月１５日に、国土交通省、山形県、流域市町村で構成され、設立されております。

会議では、「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」が公表されております。プロジェクトの事業範囲は大江町から戸沢村までの区間で、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、「堤防整備」、「河道掘削」、「分水路整備」、「遊水池改良」といった約６５０億円規模の事業が明示されております。その他、被害対象を減少させるための対策や被害の軽減、早期復旧・復興のための対策も明示されております。

今後、「最上川水系流域治水プロジェクト」が公表されることとなっておりますので、引き続き国・県と連携し治水対策に努めてまいります。

以上、６件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、令和２年度舟形町一般会計、特別会計等補正予算についてが７件、令和３年度舟形町一般会計、特別会計等予算についてが７件、条例の設定について２件、条例の制定について５件、町有財産の無償貸付けについて１件、太折辺地に係る総合整備計画の策定についてが１件、舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更についてが１件、以上２４件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、１２月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問をお受けします。順次発言を許可します。7番佐藤広幸議員。

7番 おはようございます。

それでは、一般質問に先立ちまして、通告書のとおり、質問させていただきます。

質問の主題、舟形中学校は移転するのか、大規模改修するのか、その方針は。

昨年3月定例会において、私の「一貫教育の在り方は、中学校の移転場所によって変わるのではないか」との質問の中で、令和2年度中に、移転するか、大規模改修を行うのかの判断を方針として示したいと答弁しています。

今年3月で期限を迎えるが、中学校は移転するのか、大規模改修して存続させるのか、方針が決まったか、質問いたします。

また、あわせてその結果に至るまで、どのような議論がなされたのか、町長に質問いたします。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の「舟形中学校は移転するのか、大規模改修するのか、その方針は」についての質問にお答えします。

舟形町では、将来を担う、町の宝である子供たちを守り育てることを基本目標とし、「共に生きる力を持った子どもの育成」を目指して、保小中の連携・協力による一貫教育の充実に取り組んでおります。今後の小中一貫教育の施策展開についても、昨年3月定例会でも答弁しましたとおり、「多様な一貫教育についての検討、具体的な計画立案については、時間をかけて行っていく」との方針は変わっておりません。ただ、それを進めていく中で、今回のご質問にある中学校については、大規模改修は行わず、将来的に移転する考えでおります。

一貫教育の在り方については、今年2月に総合教育会議を実施し、教育委員会との間で共有を行いました。教育委員会では、小中一貫教育については、子供たちを最優先に考えた方針を検討していきたいとして、その形については、今後、舟形町に合った方法をつくり上げていくため、準備委員会などによる検討を始めていく考えで、将来的には義務教育学校への移行を視野に入れているということでありました。

町としましても、このような考えを尊重したいと考えております。中学校については、時期は未定であります。現在の小学校と近接または一体的な学校を目指していくということになります。

次に、経過であります。教育委員会では、今年度、教育委員会協議会を2回開催し、小中一貫教育の方向性について協議しております。その中では、町の将来人口推計について、急激な児童生徒数の減少が見込まれているため、一定数を割り込んだところが設置の目途にな

るのではないかといった話や、小中一貫教育等についての実態調査の結果と先進地の義務教育学校の成果検証事例から、自己肯定感の高まりや不登校の減少、学力の向上、中1ギャップによる不適応がない、教職員の一体感などよい点が多く報告されている一方で、5・6年生の休み時間がない、人間関係の固定化によりたくましさや対外的な関わる力の不足、アンケート結果では「よさは感じない」と回答した保護者の割合が増えたなどの課題から、義務教育学校のメリットが大きいとする反面、9年間一緒となる子供同士の関係性の不安感についても意見が出されました。

また、小中一環教育移行への実務的問題に関しては、勉強会や準備委員会等の設置など、準備についての意見、さらに、学校施設がなくなることでの地元地域の課題や今年度実施した中学校の劣化度調査を踏まえ、今のところ、構造体には大きな問題が認められないといった説明も行われたようであります。

少子化が進行している現状において、一人ひとりに寄り添った教育環境が求められております。支援が必要な児童生徒の増加や、プログラミング教育、小学校の教科担任制、GIGAスクール構想、35人学級等々、教育環境は短期間で急激に変化しております。総合教育会議では、町としても子供たちを支えていく考えであり、そのための必要な投資は行っていく。タイムスケジュールを立てて、現段階での最良を検討して行ってほしいと指示をしたところであります。

7番 答弁、ありがとうございます。

指針がきちんと示されたということで、非常に質問がしやすくなりました。

ちょっと文言の再質問を最初にさせていただきたいと思うんですけれども、2ページ目の中段ごろにあります「教育委員会協議会」というもの2回開催したというふうに書いてあるんですが、その中で出た意見の中で、「一定数を割り込んだところが設置の目途になるのではないかと、こういうふうに会議で意見が出たというふうに書かれてあります。この設置の目途というのは、どういう一環教育をするという、そういう目途を示しているのか、それとも、移転したいという方針を出したわけなんですけれども、移転をしたほうがいいのかという目途のことを示しているのか、まず第1点目が、この目途の意味をどういうふうに理解されたのかなというのか1つ。

もう一つは、一番最後の町長が示した言葉なんですけれども、「タイムスケジュールを立てて、現段階での最良を検討して行ってほしい」と、こういうふうに指示をしたというふうに書いてありますけれども、それでいいと思うんですけれども、そのタイムスケジュールというのは、先ほど、今言いました一貫教育の方針をつくるまでのタイムスケジュールなのか、建設を何年に建設するという、そういうふうな目標の下に向かったのタイムスケジュールなのか。

この2点を最初に質問させていただきたいと思います。

町長 それでは、2点目のほうのタイムスケジュールの考え方でございますが、やはりその前段で申しあげました学校関係、教育環境をめぐる、1つは小学校の教科担任制であったり、プログラミング教育、GIGAスクール構想、35人学級等々が示されている現状がありますので、その中で義務教育学校の在り方というものをいつの時点まで出せばいいのかというふうなことで、そのタイムスケジュールを出していただきたいというふうなことで申しあげているところでございます。

1点目については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

教育長 答弁の中での「一定を割り込んだところが設置の目途」というふうな表現についての説明というふうなことだと思います。これにつきましては、昨年ですけれども、9月と10月に教育委員会協議会の中で、様々な面で一貫教育という意味の協議をどんな形がいいのかというふうなことを協議をさせていただいております。

まず、ベースになったのは文科省で出しております「小中一貫した教育課程の編成実施に係る手引」、それから、近隣では萩野学園の実証アンケートの結果なんかも含めて、いろいろと話し合いを二度ほど行っています。通常教育委員会、毎回定例会で行っているんですが、その終わった後での座談的にではありますが、いろいろと協議といいますか、話し合いをしているところです。

そこで、そのめど、人数についてであります。現在、小学校については1年生が2クラス、6年生が2クラス、中学校については3年生が今2クラスあります。全般的に多人数単学級の状況になっておりまして、町の支援員等も含め、いろいろと活躍しているところでありますけれども、その人数についてのことにつきましては、今後、義務教育学校というふうなこととか、一体的に進めていくというふうなところで、児童数、生徒数のことも勘案しなければならないのではないかと。具体的に何人というふうなことはありませんけれども、将来的には、まずは1学級ずつの学年になってしまう可能性があるのかなというふうなこともあって、ただ、その場合の、先ほど申しあげました多人数単学級というふうな人数の状況もあるし、なおかつ、今年度35人学級というふうな、国の方でありますので、5年をかけてというふうな教育行政の改正もあるので、そういった状況も踏まえてではあります。児童数、生徒数の人員も考慮するという意味で、ここにそういう表記にさせていただいているところであります。

7番 つまり、この設置の目途というのは、建設までのそういうことではなくて、そういう一貫教育に関しての方針みたいなもの、そういったものをつくる目途に対しての人数の割り込みという、そういう考えでよろしいわけですね。じゃあ、町長も教育委員会もまずは一貫教育の方針をどういうふうにしていくかという、まずそのところを重点的に置いていきたいという、そういう方針だというふうにご答弁を受け止めて再質問させていただきます。

そして、今後、そういった議論を重ねていく中で、今ある小学校の建物をどういうふうに生かしていくかということがあろうかと思います。この義務教育学校という考え方は、去年、齊藤教育長が答弁してくださいました、今現在、舟形町は法的に整備された一貫義務教育ではないという答弁の中で、齊藤教育長の答弁の中では2種類あると。1つは、義務教育学校というふうに呼ばれる9年間一貫した教育、私の考えるところでは、1つの施設で9年間子供を育てていくという、私はそういうふうに受け止めております。これが法的に整備された一貫教育の一つの考え方です。もう一つが、小学校と中学校を組み合わせ、だから、離れた場所であっても一貫教育はできますよという、そういう考え方の2つの案を法的に整備されたというふうに言われているんですけども、ここの小学校の、答弁書にあります小学校と近接または一体的な学校を目指していくというふうに答弁されているわけですから、要するに、小学校に附帯させて引き付けて中学校を建設するのか、あるいは離して、それぞれ場所を離して建設するのかで、一貫教育の2種類あるうちのどちらかに決まってくるんだというふうに思うんです。

ですから、この方針も併せて一貫教育をどちらにするかという議論が進まない、この一貫教育のどちらの方向、この2つのうちのどちらをするかということが決まってしまうというふうに思うんですけども、今現段階では答えにくいと思うんですけども、答えられますか。じゃあ、答えていただきたいというふうに思います。

教育長 ただいま質問の中で、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校というふうなことで、2つがあります、制度的に。ちょっと認識の違いなんですけれども、義務教育学校という中身の中で、施設一体型、施設隣接型、分散型というふうな、そういう分類の仕方でありますので、まずひとつ、その認識の違いをここで整理させていただきたいというふうなことで、ちょっと今発言させていただきました。

7番 なるほど。そうしますと、別に一番最初に言った9年間の義務教育をやるにしても、近接型、一体型、分散型という選択肢もあるという答弁ですよね。分かりました。

そうしますと、例えば我々研修にも行ってきましたけれども、非常に現在の小学校と隣接させて建てた一貫教育をする場合、建設費用はすごく安く収まりますよなんていう研修も受けてきたんですけども。例えば、今現在、新庄市に明倫学園、建設されていますけれども、今、約55億円だそうです。そして、外構も入れると60億円になると、こういう見込みだそうです。そして、平成26年度に萩野学園が完成したわけなんですけれども、萩野学園、総工費が約35億8,400万円、さらにその後に解体費用として萩野小学校が約7,800万円、泉田小学校解体費用として約1億1,000万円、こういうふうなものがかかって、さらにまだ1中学校が解体する見込みで残っていると。今後、その負担は増してくるだろうということでありました。

つまり、中学校を移転させた後の中学校、私は解体したほうがいいと思っています。もし小

学校と一体型でないのだったら、別のところに造るのだったら、小学校も解体したほうが良いと私は思っています。それで、この費用がかかってくるという、そういう意味で質問させていただきます。

町長、よく、いろいろな場所での挨拶の中で、中学校建設には交付税算入は見込めるけれども、解体にはそういった国からの援助、交付税算入とかというようなものはないんだというふうに、こういうふうに挨拶しているのをよく聞くんですけども、そういった認識ありますか。

町長 私がそういう挨拶で述べたことは、私の記憶ではないかなというふうに思います。交付税算入ではなくて、建設する際については文科省のほうの補助金が入るというふうなことになるかと思いますが、最近、やはり公共施設のほうの管理計画等もありまして、壊す際についても、低い交付税算入率になるんですが、起債も借りられるというふうな制度が最近できているので、一概にそういうふうなことにはならないかというふうに思います。

7番 何を言ったかどうかという質問ではなくて、つまり、私は解体したほうが良いと、将来に向かって。そして、その中でもやはり中学校建設に向かって、まず一貫教育の在り方の方針は今後つくっていくでしょうけれども。中学校建設に向かっては、やはり、これは町長、言ったと思うんですけども、基金に積み立てていく、あるいは基金を増やしていかなければならないという、私もその考えは同感でありまして、そういったものがやっぱり必要だというふうに考えております。さらに、その基金の中に、もし、それがそうだとすれば、その基金の中に解体費用分も含めたそういう積立ても行っていくって、まだ何年後先という見えない先のことでしょけれども、やはり明言してそういった基金を積み増していくということが必要であるというふうに思うんですけども、そのことに関しては、町長はどのように考えておりますでしょうか。

町長 そのことについては、前から申し上げましたとおり、やはり、近々の課題としましては、いずれ来るであろう中学校の新築、さらには解体というふうなもののために少しずつ準備をしておかなければいけないというふうなことで、公共施設等整備基金のほうに積み増しをしているところでございます。残高についても、基金の中では一番ある基金となっているはずでございますので、そういったところを少しずつながら積みましていって、建設年次に財政が逼迫するというようなことのないように努めてまいりたいというふうな考え方は、議員と同じ考え方でございます。

7番 そうしますと、私の手元に、これは9月議会の決算の基金残高というものがございまして、今、町長が言われた公共施設等整備基金が7億1,500万円ほどの、9月、去年の基金残高があるというふうになっております。そして、この先ほど申し上げた明倫あるいは萩野学園の建設費用です。明倫学園55億円あるいは60億円、さらに萩野学園では35億円で、毎年、人件費

なり資材費の高騰になってきているという話ありました。規模は違うにしても、将来、舟形町が10年なり15年なり先に建て替えるとなったときには、やはりこの50億円なり、35億円なり、大体この近辺のあたりの予算、総工費を想定しなくちゃならないんじゃないかなというふうに考えるわけですけども、その点、どこに造るかにもよりますけれども、そういった金銭的な見込みというものを頭の中には描いているのか、そこら辺のところを質問いたします。

町長 まだ方針も決まっていないうちで建てる箱ものについての検討はまだなされていないところですが、先ほど議員さんが言われたとおり、萩野学園の建設費用とかについてはお聞きしておりますので、そういったものが必要になるのではないかなというふうな予想は立てております。

財源的にいきますと、文科省の補助金が多分2分の1かなというふうに思うんですが、入るかというふうには思いますし、さらに、そういった造る際については、起債が利くというふうなことで、その部分の一般財源というふうな部分、残る一般財源は最低限、基金として積んでおかなければいけないと。願わくば、起債を借りる額というものを少なくしていくというふうな努力が必要なのではないかなというふうには思っております。

7番 いつ何年度に立てるというのが決まっていないうちでの初期段階での注意事項というか、懸念事項というふうに捉えてもらいたいんですけれども。例えば公共施設整備基金7億1,500万円、これを積み増していきたいというふうに考えていて、そして、萩野学園の総工費が35億円、これは平成26年ですから、五、六年前の話ですから、ここから資材の高騰がちょっと上がってきているということも考えながら、一体、準備基金、公共施設整備基金というものをどのぐらいまで積み増せばこの移転をすることができるという、財政面でそういった考えになるのか。これは大体視野に、萩野学園のこの35億円というものが目に入っていますという答弁を受けての私の質問だというふうに考えてください。今7億1,500万円のもの、これをどのぐらいまで積み増せば建設できるという判断になってくるのか、そこら辺のところの考えを再質問いたします。

町長 それはかなり難しい問題でありまして、一応、大体、萩野学園の建設費の額はお聞きしておりますので、そのぐらいはかかるであろうと。文科省さんの補助金があって、さらにというふうなことで、残りの部分をどう対処するかという話なんですけど、幾ら基金があつたらそれを造ることができるのかというような判断は、なかなか今の段階ではできないというふうなことでありますが、いずれにしても、一番大きくて近い将来にあるであろうというものの公共施設については、舟形中学校の移転だというふうに思っておりますので、それに向けて、今努力をしているところでございまして、一応、予定ではございますが、令和2年の公共施設の基金の残高としましては、およそ7億円ぐらい、それを上回るぐらいのところまで

キープできているというふうなことであります。やはり、その年、年の収支を見ながら積み増しできる範囲内で積んでいかなければいけないというふうなこともありますので、その状況を建設年次というふうなものが未定の中で、確実に毎年これだけ積むというふうなことは今のところ考えていない状況で、その収支を見ながら、それでも少しずつその建設に必要な金額をこれから積み増していくという考え方でおります。

7 番 例えばこういう公共施設整備基金という形の名目でありますと、舟形町の全ての公共施設に該当になるわけですから、例えば中学校建設基金とかというものを創って、13番目の基金、そういったものに積み増したほうがいろいろなものに流用できるという考え方から、中学校建設にだけそういったものを将来充てたいという、そういう考え方もできるのではないかと、いうふうに思うんですが、そういった考えはないのでしょうか。

町長 今現在、建設年次が確定していないと。まず、箱ものよりは、子供たちにとって一番いい教育方法について今議論していただいておりますので、そのまずどういう形にするかというふうなことに對するタイムスケジュールを示していただいて、それが出た段階で、財政等の長期的な見通しの中で、それではいつ頃というふうなこと、さらには、中学校の建築物としての老朽化との見合いもありますので、そういったところを見合いながら、改めて中学校の建設というふうなものについてのことは出していきたいというふうに思いますので、今現在で公共施設等基金のほかに中学校の改めて基金を創るという考え方は今持っておりません。

7 番 なぜそういう質問をしたかと申しますと、3月の当初予算のときに「3億円なんていう、ふるさと納税の夢みたいな金額を立てるな」なんていう質問をしたような記憶がありますがけれども、それ以上の、相まって今の時代の流れで、そういったふるさと納税が予想以上に、そういったものが町に入ってきているということでもありますから、そういったふるさと納税もこういった将来の教育に向けて基金として積み増せるんじゃないかというふうな私は考えも持っているものですから、それを公共施設というところに入れてしまえばいろいろなものに使えると。それよりは、やはり将来の教育環境の整備、中学校移設に向けた基金に積み増していくという、ふるさと納税のそういう余剰分というのですか、将来の教育に向けた準備資金として積みましていくことも新たに創れば可能なのではないかと、こういうふうに、私は考えを持っておりますものですから、そういった質問をしたわけでありまして、教育基金というところじゃないにしても、例えばふるさと納税の好調な部分をそういった中学校建設基金に積み増していく、そういうような考えがあるのかどうか、質問いたします。

町長 昨年の3月定例会におきまして、ふるさと納税の寄附額について、佐藤議員から3億円は見込み過ぎだというお話をいただきました。しかし、それに向けて頑張るというふうなことで申し上げたというふうに思いますが。まちづくり課はじめ、担当の野尻補佐が本当に頑張っていていただいてふるさと納税を増やしていただきました。見込みでございますが、4億8,000

万円ほどのふるさと納税の額になるのではないかとというふうに今のところ見込んでいるところでございます。そのふるさと納税で、当然、返戻品を払って5割、さらにその事務取扱手数料を払ってというふうなことで、約3割ぐらいが残るというふうな今までの経緯でございまして、その辺については、元気・ふるさと基金というふうなことで、そちらのほうに積んでおります。そして、そこから、町独自の日本一のおいしい給食食育事業であったり、ふるさとわかあゆ塾とかそういったこととか、あと農業の関係の独自の取組に使わせていただいております。

したがって、ふるさと納税による基金について、その一部を結果として積み立てるというふうなことはできるかもしれませんが、直接的にそのお金を中学校の基金に繰り入れるというのは、ふるさと納税の趣旨からして、それは違うのではないかとというふうに思っているところでございます。

7番 それでは、るる質問をさせていただきましたけれども、中学校近接型移転という方針が示されましたので、それを年度中に示すということをはっきり示しましたので、やはりそういったことに向かって進んでいただきたいと。私はその方針を支持するというふうな考えであります。さらに、ただ、中学校や小学校、もし、そういったものを残すという考えであれば、私は解体したほうが良いというふうな考えを持っているところであります。

そういった場合に、中学校は今借地に建てられた校舎でありますから、そういったところとの企業との調整、あるいは地域住民との調整というものを、今後、何年かかるのか、10年かかるのか、15年かかるのか、あるいは20年かかるのかという話をもっと見える化して、今度は何年後に造りたいと、向けて頑張っているという答弁ができるような形で町政運営をしていていただきたいというふうに申し上げます。以上です。

議長 以上をもって、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、4番小国浩文議員。

4番 それでは、私から、通告に従い2つのことについて質問をさせていただきます。

1つ目は、「新型コロナワクチン接種の準備は万全か」と題して、質問させていただきます。

政府においては、新型コロナワクチン接種について2月下旬から医療従事者や高齢者、基礎疾患がある人の優先接種に続き、一般の人への接種開始を6月頃と想定している予定のようですが、それを受け、県では新型コロナワクチン接種総合対策本部を設置し、各市町村が実施するとあるが、町としては接種場所や医療従事者の確保などワクチン接種準備体制のめどはついているのか伺います。

2つ目として、高齢世帯の大雪対策は。

舟形町では、他の市町村に先駆け、高齢者世帯や身体障がい者世帯に対して、生活の不安を

解消するため、屋根の雪下ろしや玄関前道路等の雪払いを実施し、生活支援を行っていただいていることについては、よい支援策だと思っておるところです。

ただ、屋根の雪下ろしの人件費として1万2,000円の支給を行っているようですが、業者などに要請したときの差額が大きく、非課税世帯や身体障がい者世帯には大きな出費になると考えられるので、雪下ろしに関して支給額を増やす考えはないのかについて、2点についてお伺いします。

町長 それでは、4番小国浩文議員の「新型コロナワクチン接種の準備は万全か」についてのご質問にお答えします。

依然として新型コロナウイルスの感染が収まらない中ではありますが、感染収束に向け大きな期待が寄せられているワクチンの接種については、国内で初めてアメリカファイザー社製ワクチンが2月14日に承認され、医療従事者等への先行接種が始まりました。

町としては、4月からの一般住民へのワクチン接種に向け、ワクチンが供給されたら速やかに接種できるように準備を進めているところですが、国からの説明や方針がはっきりしない部分も多く、分かっている範囲内で準備に努めているところでもあります。ワクチン接種の順番は、医療従事者等から始まり、順次、高齢者、基礎疾患を有する方等、それ以外の方と接種が行われる予定ですが、町では、高齢者のワクチン接種券の発行についての準備を行っております。接種場所については、接種を受ける人を一か所に集めて接種を行う集団接種を実施する方向で検討しているところですが、感染防止対策のため、3密を避けたり、接種後の状態観察のためのスペースなどを考慮した上で、大勢の人がスムーズに接種できる場所である必要があるため、現在、最も適切な町の施設について検討しているところでもあります。また、必要に応じて、実際の接種前の予行演習の実施についても検討をしているところでもあります。

ご質問にあるように、医療従事者の確保も重要になってきております。ワクチン接種は医療行為であるため、医師の協力が不可欠であります。舟形クリニックの武藤先生に協力をお願いしたところ、快諾を得ているところでもあります。加えて、今後実際の接種方法の詳細を検討し、必要に応じて、役場を退職された保健師の方や看護師の経験者などへも協力をお願いし、必要な人員を確保していきたいと考えております。

現在のところ、いつ、どのワクチンが、どれだけの量供給されるかが分からない状況であります。ワクチンの供給が始まり次第スムーズに接種が行えるように、国や県から情報を得ながら準備に万全を期していきたいと考えております。

次に、「高齢者世帯の大雪対策は」についての質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、町では、雪による家屋の倒壊や破損を防止し、高齢者世帯及び身体障がい者世帯が安全に生活できるように除雪の支援を行っております。対象となるのは所得税

非課税世帯で、なおかつ、自力で、または親族等の協力が得られず、除雪することが困難なおおむね65歳以上の独り暮らしまたは高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯、もしくはおおむね65歳以上の高齢者と身体障がい者だけで構成されている世帯となっております。いずれの場合も所得税の非課税世帯が対象で、身体障がい者世帯であっても非課税でなければ該当しないこととなります。

支援の内容としては、①玄関等前の除雪、②屋根の雪下ろし、③人力では困難で重機等が必要と町が認めた場合、④町内会等でボランティアによる除雪などに支援をしており、ご質問の屋根の雪下ろしについては1回1万2,000円の単価で4回まで、ただし、豪雪対策本部が設置された場合は6回までとなっております。申請については、民生委員が間に入り、除雪してくれる協力員を決めて事前に申請をしていただくことになっております。

最近では、近所に協力してくれる人が見つからない場合も多く、そうした場合はシルバー人材センターや建設会社にもお願いすることもあります。シルバー人材センターにお願いすると、1日1万3,000円、建設会社にお願いすると1例ですが、普通作業員で1万9,910円となっているようであります。いずれの場合も助成の単価では間に合わないようではありますが、この支援サービスの目的は、雪による家屋の倒壊や玄関が雪で塞がり出入りができなくなるといった場合などの危険回避や安全の確保を目的としているところですので、高齢者であっても独力で雪下ろしをされている方とのバランスを考慮する必要もあることなどから、町の助成単価を超える部分については個人負担でお願いしたいと思っております。

4番 じゃあ、初めにコロナのほうから、接種で再質問させていただきますが、毎日、情報が変動しておりますので、分かる範囲で結構です。正直、毎日、毎日、見ていますけれども、毎日のように変わる情勢でありますので。

まず、じゃあ、1つ目として、医療従事者の接種が5日から開始すると報道がありましたけれども、クリニックのほうでも5日から開始されるという認識でよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

報道によりますと、県内の医療従事者への接種が5日からというふうに報道されております。ただし、5日から始まるのは、山形市とか、あとは置賜のほうの県立病院等を中心とした大きな病院だけとなっているようでございます。最上地区においては8日以降というふうなことで新聞報道がなされております。舟形クリニックの分につきましてはそれに合わせて8日以降というふうになるものと、私たちのほうも報道で知る範囲にしかないんですけれども、そのように考えているところです。以上です。

4番 分かりました。5日からでなく、8日以降ということで。まず、最初にやっぱり武藤先生、クリニックが接種していただけるわけですから、そこを最初にやっってもらえないのかな。

2番目として、じゃあ、高齢者の接種券の発行はいつから行うのか、舟形町としてのお答え

ください。

健康福祉課長 町長からの答弁にもありましたけれども、現在、ワクチンの接種券について、印刷とか、あとは封詰めなどの準備を行っております。国からの前回の説明会の指示によりまして、当初、3月中旬ぐらいに発送できるように準備をなさいたいというふうな説明会でありましたけれども、その後、3月下旬というふうに、後ろのほうになっております。現在、町のほうでは3月下旬に発送できるように準備を進めております。また、今後、国からの説明会や通知があつて変更になることも考えられますけれども、まずは、今の指示が3月下旬ということですので、それに向けて準備を行っております。以上です。

4番 3月下旬ということですか。なぜ、こんな質問をするかというのと、2月24日の山新の報道がありましたね。副議長からも全協の中でも話ありましたけれども。その中で、やっぱりワクチン接種の準備段階で、8市町村の中では、めどが立ったというのは金山、最上、真室川、鮭川、めどが立っていないのは新庄市、大蔵、戸沢村。舟形町だけが回答ができないというあれが山新に載ったわけです。確かに準備はできているのかもしれませんが、やはり町民にとっては、新聞というのは活字が目飛び込んでくるわけですから、この不安を解消していただくためにも、もっと早くできないのかなという思いで質問をさせていただいております。めどが立っていないという戸沢村でさえ、2月中には村民に対しての意向調査は行っているようなんですよ。そういう状況の中で、舟形町は3月の下旬、間に合うのかもしれませんが、大丈夫なんでしょうか。

町長 小国議員言われるとおり、日々、情報が更新される状況であります。国の指針に基づいて、3月下旬までに発送しろというふうなことでございますので、それに合わせているというふうな状況であります。山新のほうの調査というのが、全協の後の雑談の中でお話ししましたとおり、電話での調査だというふうなことで、一体何を目的としてその調査が行われたかというふうなこともあまり示されずというふうなことで、準備ができていないと答えてしまったところについてもニュアンス的に大分違うのかなというふうなことで思っているところでございます。

そういった中で、昨日現在の情報としましては、4月26日の週に各市町村に1箱ずつ配ることとは可能だというふうなことがあるようでございます。そうすると、3月下旬に発送して、4月26日以降の接種日というふうなことになりますと1か月近くあります。そうした場合には、クーポン券をなくしたとかいろいろそういったこともあるかというふうに思いますし、どの時期にどうしたらいいかというふうなことについては、ワクチンの供給というふうなものと関連してくるものかなということでもあります。1箱しか、まず、来ない。最低1箱しか来ないというふうなことでもあるようでございますので、それで何人接種ができるかというふうなこともありますので、そういったところを見合いながら適正な時期にクーポン券等の発送

をしていったほうがより効率的なのかなというふうに思っているところでございます。

4番 町長の言うところ分かります。ただ、言葉の独り歩きじゃないですけども、戸沢村ではもうやっていますよという、やっぱり近隣市町村ですので、甚だ、山新にああいうことも出て、まだしていないのかということが危惧されますので、今の質問です。別にそれがいいとか悪いとかと言っているわけではないんですけども、やはりそれが大変だなというふうな思いで質問させていただきました。

それでは、超低音冷蔵庫ディープフリーザーは、どこに設置するおつもりなんですか。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

ディープフリーザーのほうは、3月中に町のほうに国のほうから直接配送になるというふうなことで連絡をいただいておりますけれども、まずは役場庁舎のほうに届けてもらうように今段取りをしています。今、冒頭の町長挨拶の中でもありましたけれども、福祉避難所のほうを今建設しているわけですけども、そちらのほうでの接種というふうなことで今検討はしておるんですけども、何分、まだ完成していないということもあります。3月中に完成というめどは立っておるんですけども、完成するまで、一応役場のほうで冷凍庫は保管しまして、利用できるようになり次第、福祉避難所のほうに移動しましてそちらのほうで管理をしたいというふうに考えております。以上です。

4番 じゃあ、福祉避難所を活用する。接種会場としても活用したいという思いなんだろうけれども。なぜ、そういうことを言うかということ、報道にもあるとおり、ディープフリーザーの電源不足で駄目になったという報道がありました。なぜかということ、やっぱり、それに対しては、何かたこ足配線でやったからという話もあるんですけども、やはり、災害がいつ起きるか分からないわけです。そうしたときにやはり絶対必要な、確保しなければならないのは非常電源だと思うので、やはり福祉避難所だったら安心なのかな。そこだったら、そこに置いても何の支障もないのかなというふうに考えております。

接種場所として福祉避難所も考えている。あと、舟形町全体を考えたときには、前、答弁あったけれども、堀内では前の学校の学習センターでしたか、あそこを活用とか、長沢地区と舟形地区、堀内地区と分けて接種会場を設けるつもりなんですか。

健康福祉課長 全員協議会のほうでは、そういうふうに地区別もというふうなことでお答えしておりました。そのときはまだ福祉非難所のほうの活用についても不明確な点がありましたので、また、3月中の完成とはいふものの、まだ引き渡しも受けたわけではないので、公には言えないという部分も多いんですけども、接種会場としては、地区ごともちろん検討していきたいと思っておりますけれども、福祉避難所のほうを全面的に利用して、できれば福祉避難所1か所で全町内の方の接種を行いたいというふうなことで計画したいと今のところは考えております。

4 番 といいますと、舟形町では福祉避難所をメインとして、そこ1か所でやっていきたいという考えは分かりました。

じゃあ、それについて質問をさせていただきますけれども、そこに来るまでの足というか、高齢者、我々みたいな車を運転する方はいいとしても、当然、免許返納とかいろいろな諸問題もあり、高齢者の足がないんだったら、それについては高齢者のそこに来るまでの準備というのは考えておられるのでしょうか。

健康福祉課長 まずは、高齢者の方から接種になるということで準備を進めておりますが、会場に来ていただくことについても今検討しております。まだ決定はしておりませんが、複数の方法を考えておりまして、例えば町のパスを出して地区を回って拾ってくるとか、あとはタクシーを利用していただく、または家族の方から連れてきていただける方については家族の方から送迎をしていただく、といった複数の方法を今検討しておりまして、どのようにするのが効率的で間違いがなくできるのかというところで検討しているところであります。以上です。

4 番 今の話を聞いて安心しました。やはり、接種はしたいけれども、来る手段がないというのが一番まずい状況だと私も思っておりましたので、そういうことのないように、町として足の確保をするという答弁のようでしたので、ぜひやっていただきたいと思います。

舟形町の高齢者だけでなく、妊婦さんがいるわけですね。妊婦さんの場合はやっぱりかなり接種にはいろいろな問題があるようですけれども、舟形町の妊婦さんというのは、今、母子手帳とか何とかで何人ぐらいおるのか、お分かりでしょうか。

健康福祉課長 今、町のほうで母子手帳の発行をしている人数については、これは来年の8月、9月までの分と聞いておりますけれども、8名から9名というふうに聞いております。

4 番 8名から9名、少ないのはしょうがないんでしょうけれども、町にとっても絶対になくしてはならない子供だと思いますので、その辺、希望者だけという設定の中でも、今いろいろな、各世界でもそういう妊婦さんに対する接種も行っているようですので、その辺を勘案して、妊婦さんの方にも状況説明とかそういうものをこれからもやって、受けろとは言えませんが、そういう状況だと思います。

また、接種に対しては舟形クリニック1か所だけで、武藤先生1人だけで行うのでしょうか。

健康福祉課長 お答えしたいと思います。

今のところ、医師としては武藤先生お一人からご協力をいただくというふうになっております。あと、看護師の方については、クリニックの看護師3名の方全員からと、あと、看護師の経験者ということで、個別に町のほうから依頼をして声がけを今現在して経験者を募っているというふうな状況になっております。以上です。

4 番 なぜこういうことを聞くかという、やはり、接種に対しては看護師の資格を持っていれ

ば私はそんなに問題ないと思うんです。しかし、副作用としてアナフィラキシー、このショックに対して、やっぱり長丁場ですよ、4月から始まっていつ終わるのか皆目検討もつかないんでしょけれども、1か月、2か月で終わるようなものでもないと思うんですよ。そのときに武藤先生が、不眠不休じゃないけれども、休みなしにずっといるというわけにもいかないと思うんですよ。やはり、接種に当たって心配なのはそういう副作用に対する対策だと思うんです。看護師だけで、先生いませんよでは、これはちょっとまずいかな。武藤先生1人だけにそれを全責任を負わせるのも酷な問題じゃないのかなという思いで、やはり、副作用に対する対策というものを考えたときには、先生も、武藤先生以外にも用意すべきでは、用意と言っては失礼だけれども、お願いすべきではないのでしょうか。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるように、武藤先生1人で大丈夫なのかというのは私たちのほうでも懸念はしているところではございますけれども、なかなか医師の協力を仰ぐというのは、最上地区の医師会であつたりいろいろな調整が必要であります。また、武藤先生のほうのご意向もありますので、武藤先生と今頻繁に打ち合わせをさせていただいておるところでございますけれども、計画がだんだん具体的になってくれば、そういった応援も必要だという判断になれば武藤先生のほうからお話をいただきまして、最上地区の医師会であつたり他の要請を行いたいというふうなことも視野には入れております。

なお、アナフィラキシーショックなどの場合につきましては、今のところ、事前に消防の救急のほうとも連絡を取りまして、舟形町の接種日については日程をお知らせして体制を取っていただくとか、あとは、別室を用意しまして、手当ができるように医薬品とかそういった道具を用意しまして準備に当たる予定でありますので、計画が開始されるまでにまたいろいろな変更があるかもしれませんが、議員おっしゃられた点も重々考慮に入れまして、準備に当たっていきいたいというふうに考えております。以上です。

4番 課長がそう言っただけでもありがたいんですけども、やっぱり、接種後15分から30分、その場にとどまってアナフィラキシーの症状が出ないか確認しなければならないわけです。出たときにはやっぱり何らかの処置は必ずしなければならない。やっぱりそれが安心につながってくるので、ワクチン接種の話につながってくるのではないかな。そこにお医者さんがいないというとやっぱり不安になる面は絶対出てくると思うんです。そういうことを解消するためにも、やっぱり武藤先生と入念にお話をしながら、本当に長丁場になると思いますので、その辺はやっていただきたいなという思いであります。

また、4月26日に、さっき町長も言ったとおり、市町村に1箱ずつ、1箱586人分の接種ワクチンが来る予定だそうです。そういうことも含めて、円滑にワクチン接種、舟形町でも、やっぱりワクチンが最大の武器だと思います、コロナに対しては。今は自粛するしか方法は

ないんですけれども、やはり、それをゲームチェンジするにはワクチンしかないという思い
でおりますので、その辺も含めて円滑な接種に努めていただきたいと思います。武藤先生と
ももう一回よく話し合っていただくということによろしいでしょうか。

町長 もう一度、先ほど私の発言した、「4月26日に」ではなく、「4月26日の週に」でござい
ますので、具体的な配付日というか支給される日についてはまだ明確にされておられません。
それと、やはりどのぐらいというふうなところが分からない状況でもあります。そういった
ところを踏まえながら、何人に接種できるかというふうなことについても、今後いろいろな
情報が出てきた段階で武藤先生のほうとはお話をさせていただくというふうなことで、武藤
先生につきましては、通常の診療業務をしながら、さらには県立病院のほうでの診療という
ふうなこともあるようでございますので、そういった中でワクチン接種をお願いしている
というふうなことでありますので、まずは、先生のほうの診療、県立病院の診療の中で空いた
ところで町のほうとの協力をさせていただいてやっていきたいというふうに思います。

まずは、国・県からの情報を基に、綿密に武藤先生のほうと連絡、連携を強化していきたい
というふうに思いますので、今、議員さんがおっしゃられたいろいろな心配事、不安材料は
多々あるかと思いますが、できる限り、しっかりと調整をしてまいりたいというふうに思い
ます。

4番 コロナが出てから長い年月がたっていますので、何とかここで抑え込みたい思いは私も同
じだと思いますので、スムーズな接種をお願いして、コロナワクチン接種については以上で
終わります。

次に、大雪対策。

高齢者世帯及び身体障がい者世帯は、舟形町では何軒あるのか、お答えください。

健康福祉課長 すみません。その数字について、ただいま持ってきてございませんので、後ほど
お知らせしたいと思います。

4番 分かりました。

じゃあ、今年度、どのくらい補助を行ったのかも、それも分からないんでしょうか。

健康福祉課長 今年度の助成状況につきましては、69名の方から申請がございします。合わせて、
現在のところ350万円ほどの、1月末ですけれども、助成というふうになってございします。以
上です。

4番 分かりました。

じゃあ、昨日、今朝もそうですけれども、全国放送でどんどんと放送されておりますけれど
も、上長沢で倒壊した、ここの家族構成はまだ全体は分かりませんが、お父さんも何
年か前に亡くなられて、おじょうさんもその前に亡くなられ、お母さん一人は知っているん
ですけれども、ここは高齢者世帯には該当しなかったんでしょうか。

住民税務課長 現在お住まいになられている方につきましては、阿部六郎さんの息子さんお一人、まだ40前かと思っております。

4番 じゃあ、お母さん、息子さんが一人いるということで、これには該当しないという認識で間違いないでしょうか。分かりました。それならまだしも、やはり、こういう痛ましい、雪を下ろさないとああいうふうになるんだよということが目に見えて、本当にびっくりしたのが実情です。

高齢世帯に関して、町として1万2,000円の屋根の雪下ろし助成していただいていることに対しては大変ありがたいと思うんですけども、やっぱり、建設業者をお願いしたときには約2万円の人件費が発生するわけです。低所得者と高齢者、そういう方々にはこの差額というのは結構大きいのかなと。また、村山のほうでは雪下ろしの人件費が2万5,000円まで上がっているという話もあるわけです。そうした場合に非課税世帯や身体障がい者世帯にとっての差額というのはかなり大きくなるんじゃないかなという思いで私はこれを質問させていただいた。通常の雪だったらそうでもないんでしょう。こういう大雪対策本部が立ち上がったときだけでも、屋根の雪下ろしの人件費の割増しというのは、町長、考えられることはないんでしょうか。

町長 小国議員の思いはよく分かるのでございますが、答弁の中にもありましたけれども、やはり、最低限度の除雪サービスというふうなことでの考え方であります。やはり、このサービスを受けられない方の高齢者世帯というものもあります。自力で頑張っている方もいらっしゃいますので、そういった中で、どれが公平かというのはなかなか線引きが難しいところではあると思います。先ほど、答弁の中で申し上げましたが、シルバー人材センターなんかを使うと1万3,000円ぐらいですので、差額的にはさほどでもないだろうというふうなこと。ただし、業者さんを頼めば7,000円、8,000円近くの差額が出るというふうなことはあるんですが、やはり基本、自助、共助、公助というふうなところになるというふうなことでありますので、小国議員のお気持ちは分かるのですが、やはり、そういったことについては、今後、民生委員の方々とも相談しながら、どういったやり方がいいのかというものを検討していかなければいけないというふうに思います。

4番 本当に検討していただきたいなという思いです。やはり、あのうちの壊れようをやっぱりテレビで見せられると、よくもあしくも舟形町が全国的に名が知れ渡ったのかなと。やはり、これからはますます高齢化率は上がっていくわけです。これは誰も止められるわけでもないし、やっぱりそういうことを考えたときに、一番それが、町長が言っている、「住んでいる人が誇れるまちづくり」につながるのではないのでしょうか。そういうことも踏まえて、私はいそういうものに助成をかけて助成の金額アップを図っていくべきだという思いで質問をさせていただきました。

今後どうなるか分かりませんが、そのことも踏まえて、私の一般質問を終結します。

お疲れさまです。

議長 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。6番奥山謙三議員。

6番 それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、「コロナによる町経済への影響と対策は」と題して行います。

新型コロナウイルス感染症が初確認から1年経過しました。まだまだ収束には至っていない現状にあります。全国ではコロナ関連倒産が、1月末現在、累計で1,000件を超えています。

外出自粛の広がりや営業時間短縮などで売上げが回復せず、資金繰りに窮する中小企業が後を絶たない状況となっています。緊急事態宣言の延長もあり、関連倒産はさらに増える可能性があるとの報道されています。

当町では、幸いにも1月末現在、1人の感染者も出ておらず、町民各位のご協力によるものと思います。

人的被害は発生していませんが、町経済には影響が出ていると考えています。経済活性化策については、これまで町、県、国では、多くの対策を講じてきていますが、町経済について分野別による影響の差はありますが、大きいものと考えます。令和2年の影響について、町で把握している農業、商業（商店、飲食業）、製造業、建設業、雇用状況などの影響についてお聞きします。また、これらの影響を緩和するため、町で考えている対策についても質問します。

（2）としまして、「小中学校施設におけるバリアフリー化の現状と方策は」。

令和2年9月に「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言」が出されました。背景として、近年、障がい者や性別、国籍、経済上の理由などに関わらずインクルーシブな社会環境を整備していくことが求められている。特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数が増加傾向にある。公立小中学校の9割以上が災害時の避難所に指定されている。令和2年5月、改正バリアフリー法が公布され、特別特定建築物に公立小中学校等を追加するための規定が整備されている、などがあります。

当町の小中学校のバリアフリー化は現在どの程度進んでいるのか、特に小学校は指定避難所になっています。現状と今後の方策について質問します。以上です。

町長 それでは、6 番奥山謙三議員の「コロナによる町経済への影響と対策は」についての質問にお答えします。

初めに、今年度における農業への影響についてですが、米については他の要因もあり、主要品種の J A 概算金は前年比で約14%下落しております。野菜、果樹、花卉類については、巣籠もり需要等により前年よりもやや高く取引されております。

一方で、山菜のタラノメとウルイの価格が下落し、畜産物については、乳価は安定して推移しましたが、国産牛肉の消費低迷から繁殖牛などの肉用子牛の取引価格が一時大幅に下落している状況であります。

これらへの対策ですが、初めに、収入保険に加入している農業者については、基準収入の9割を下回ったときに下回った額の9割を上限に補填されます。続いて、収入保険以外の制度については、米については、認定農業者が加入できるナラシ対策があります。また、野菜類については、野菜価格安定制度があり、昨年度まで対象外だったタラノメとウルイも今年に限り対象とされましたが、本町分については、出荷量が基準に達せず、対象にはならない見込みであります。

そのほか、花卉類、肉用子牛、野菜価格安定制度のない野菜及び山菜など、セーフティーネットがない品目に対しては、国の地方創生臨時交付金を活用し新たに支援制度を設けてきたところであります。

続いて、商工業への影響については、もがみ南部商工会舟形事務所と情報を共有しており、令和2年において一番影響を受けた業種は、飲食業と理容や美容を中心としたサービス業及び温泉や宿泊、クリーニングなどの観光関連業で、次いで小売業という状況であります。製造業及び建設業については、大きな影響は回避できているとの見解を有しております。また、雇用状況については、雇い止めや人員整理を行ったという情報はなく、全業種を通じてコロナウイルス感染症の影響による廃業や倒産はゼロ件でありました。このような状況から、令和2年においては、国の持続化給付金や雇用調整助成金をはじめ、県や町の支援策と自助努力により営業を継続することができたと判断しております。

しかしながら、令和3年に入り、関東圏やその他大都市を中心に感染者が全国的に増大し、国の緊急事態宣言が発令されたことなどにより、本年1月、2月において、飲食業、サービス業を中心に収入の減少による相談が商工会へ来ている状況であります。

コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が段階を追って進められておりますが、その収束にいまだめどが立っていない状況を踏まえ、農業及び商工業への今後の支援策については、先般、限度額が示された国の第3次地方創生臨時交付金1億93万9,000円などを活用し、国、県の動向も見ながら引き続き有効な事業を検討してまいります。

なお、現時点において、臨時交付金を活用した事業の詳細が国から示されていない状況であ

りますので、その情報が入り次第、議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員会からのご意見もいただきながら、適宜対応してまいります。

次に、「小中学校施設におけるバリアフリー化の現状と方策は」についての質問にお答えします。

昨年5月に公布された「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」いわゆる「バリアフリー法改正法」により、美術館や百貨店、病院といった「特別特定建築物」の中に、地方公共団体が設置する公立小中学校が新たに追加され、新築、増築、改築の際には、廊下、階段、傾斜路、便所等について建築物移動等円滑化基準を満たすことが義務づけられることとなりました。

この背景には、ご質問にもあるとおり、特別支援学級に在籍する児童生徒が全国的に増加する中、「インクルーシブな社会環境の整備」つまり障がい等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるような環境整備の必要性が挙げられております。

文部科学省は、これを受けて、昨年8月に、バリアフリー化推進の基礎資料とするため、「学校施設におけるバリアフリー化の状況調査」を実施しております。調査項目は、エレベーター、車椅子使用者用トイレ、スロープ等による段差解消の状況についてであります。

そこで、ご質問のバリアフリー化の現状については、これらの設備について、舟形小学校及び舟形中学校の状況を申し上げます。

まず、エレベーターについては、小中学校に設置されておりますので、校舎内及び体育館への移動は車椅子でも可能であります。ただ、中学校の特別教室等3階のみ、車椅子では行くことができません。

車椅子の方も使用できる多目的トイレについては、これも小中学校ともに設置されております。小学校には人工肛門等を付けている方でも使用できるトイレとなっております。

玄関のスロープについては、小学校には設置されておりますが、中学校には設置されていません。

なお、前述の文科省の小中学校バリアフリー化状況調査の結果によると、エレベーターの設置率は、県平均で27.1%、全国平均でも27.1%、車椅子使用者用のトイレ設置率は、県平均で45.9%、全国平均で65.2%、玄関までのスロープ設置率は、県平均で72.9%、全国平均で78.5%となっております。

次に、バリアフリー化の方策ということですが、質問の冒頭にもあります「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言」では、国の方策として、国土交通省との連携や補助率のかさ上げ等の支援策の充実。学校設置者における推進方策として、整備目標の設定や整備の計画的な実施が求められております。

既存の学校については、直ちに整備が求められるものではなく、努力義務ということになり

ますが、今後、当町としても、学校施設の計画的な整備により、さらなるバリアフリー化に努めてまいりたいと思います。

エレベーターの維持管理や補修経費がかさむ点が負担となっている現状がありますが、今回の緊急提言を追い風として、適切な維持管理が行えるような地方財政措置の充実についての要望を国に行ってまいります。

6番 今回の回答につきまして、第1点の「コロナによる町経済への影響と対策は」については、これまでも議会のほうでも対策特別委員会を設置しながら、また、町でもいろいろな事業、対策を講じながらやってきていることについて、やはり2年の状況がどうだったのかというようなところをきちっと整理をしておかないと、第3次臨時交付金1億強来ておりますけれども、これが本当に有効活用ができないんじゃないかなというようなことを考えまして、今回、一般質問を行ったわけでありまして。かなり細かいところまでの質問になろうかと思っておりますので、町長が全て答えるというのはちょっときついかなというようなところもあるかというふうに思いますので、担当者のほうから答弁をしていただいても結構かというふうに思います。

まず最初に、回答の中で、農業関係については、若干米は概算金で下ったというようなことではありますが、また山菜等も下がっておりますが、総じて、昨年については野菜関係は高かったのかなというようなところで、想定していたよりは影響が少なかったのかなというふうに感じているところであります。また、商工業につきましては、舟形町では大きい旅館等もございませんし、大きいホテル等もございません。そういった中で、ある程度大きな影響なく2年は来たのかなというふうに思っております。そしてまた、事業をやめざるを得なかったというようなところもなかったというふうなところで安堵をしているところであります。

そういった中で、これまで町がやってきた対策等について、少しお聞きしたいと思います。

まず、第1点が、緊急経済対策ということで、プレミアム商品券3,000円、掛ける、5,000冊、また、元気にくらしましょう品券事業、執行額見込みが1,650万円というふうにありますけれども、これらの使い方はどうだったのか。要するに、商工会で登録している数、100社くらいあったのかな、ちょっと分かりませんが、そういった中でどういうふうな使われ方をしたのか、分かる範囲でお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず初めに、町の30%プレミアムの商品券についてです。これは昨年の12月28日をもって使用期限が終了しております。ですので、全て終わったという実績になります。使用率を聞いてみました。使用率については、99.6%の商品券が使用されたというふうな内容です。使用された割合を業種別に見ますと、大まかなところなんですけど、町内事業所における小売業に40.2%、同じく町内事業所の建設業には13.2%、製造業には0.3%、飲食・サービス業には11.9%、

自動車整備業には10.7%、あと、大きいところではファミリーマートとかホームックニコットがごございます。ファミリーマートには1.5%、ホームックニコットさんには10.6%、最後にもがみ中央農業協同組合さん8.0%といった構成比に主立ったところとなっております。

続きまして、もう一つ、ご質問にあった元気にくらしましょう品券の内容です。これにつきましては、対象人数が5,165名でした。その方たちに1枚500円の券を3,000円分配していますので、500円の券を6枚ずつ、お一人に3,000円分ずつお配りしていますといった内容です。使用期限が4月30日ですので、まだ途中経過であります。1月末時点での状況なんですが、使用済み金額が773万4,500円ということで、使用率はと申しますと、49.9%の使用率にいまだちょっととどまっている。1月末時点ですので、2月、まだこれは集計に入っていません。参考までに12月の議会でご質問あったときのお答えでは、11月末現在では38%の使用率だったというのを一応参考までにご紹介したいと思います。

6番 ただいまの回答を聞いていますと、それなりに偏らないで使っていたのかなというふうに感じたところであります。

次に、事業者限定プレミアム付商品券、23件、613万4,000円というようなことなんですけれども、これは事業者が発行するというような形だったかというふうに思いますが、どのような事業者が利用したのか、これについて。

まちづくり課長 少々お待ちください。

失礼しました。これは事業者がそのお店独自、その店でしか使えないといった商品券を事業者が発行するもの、商品です。ガンバルめがみちゃん応援キャンペーン事業というものです。これも1月31日で使用期限を終了しておりますので、これも実績になります。申請していただいた事業所の数は23事業所になります。業種別については、すみません、ちょっと今集計していなかったものですから、23事業の申請があったという内容であります。

6番 やはり一番心配しているのが、プレミアム商品券なり、元気にくらしましょう品券事業が偏った使われ方をするようであれば、やはり町で最初に提案した事業者が発行する商品券、これも非常に有効なのかなというふうに感じたところでありました。そういったところで、想定外、私の思っていた以上に有効に活用されてきたのかなというふうに思います。

次ですけれども、地域経済変動対策利子補給事業、執行見込み額、14件で108万9,000円、町負担が2分の1で54万4,000円ということですが、こういった業種がこの地域経済変動対策資金を利用したのか、分かる範囲でお願いしたいと思います。

まちづくり課長 こちら、すみません、業種ごとの集計……。合計は14件の事業所が利用しております。内容としては、ちょっとすみません、集計はあれだったんですけれども、建設業さん、あとは自動車整備関係さん、あとは、すみません、大きなところはその2つがあります。以上です。

6番 次ですけれども、農業関係について少し聞きたいんですけれども、収入保険に加入している農業者、基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割を上限に補填というふうにあります。この収入保険に加入している農業者というのはどのくらいの農業者がいるのか。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えします。

令和2年の対象となる収入保険の加入者は17人になります。以上です。

6番 次に、収入保険以外の制度、米については認定農業者が加入できるナラシ対策というふうにあります。認定農業者でナラシ対策に入っている農家というのはいくつぐらいいるのか。

農業振興課長 ナラシ対策の令和2年の加入者は72人になります。

6番 収入保険なり、ナラシ保険、合計しますと90件弱のようではありますが、全体の米農家の数に対しての割合というのはいくつぐらいなのか。

農業振興課長 人数で申し上げますと27%になります。ちなみに、面積で申し上げますと63%をカバーしているところでございます。

6番 次にですけれども、米のこと、ちょっと分かる範囲で聞きたいんですけれども、令和3年、要するに令和2年産の米がかなり動いていないというような情報が入っているんですけれども、私に入っている情報では、令和3年産の概算価格は1万円もしかしたら切るんじゃないかというふうな情報も入っていますが、この辺、役場で把握している情報があればお聞きしたいと思います。

農業振興課長 当方で把握している範囲ではございますが、やはり座談会等でもJAさんのほうからいろいろ情報提供がございまして、その話を聞きますと、大手の米の卸の神明さんとか、そちらのほうからも価格がちょっと芳しくない取引価格を提示されているというふうに言われておりまして、ただ、具体的な価格についてはちょっと当方で知り得ることができなくて、分かっていないような状況になっております。議員おっしゃるとおり、業務用米等、特に苦戦の状況が続いているというふうには伺っているところでございます。

6番 これまで再質問で聞いてきた、行ってきた内容等については、本当に困っている方々に我々がやってきた対策が本当によかったのかというふうな検証なんです。やはり、本当に困っている方々にこの対策事業が行くというのが本当に大事なところなのかなというふうに思っております。そういった中で、第3次臨時交付金1億ちょっと来ますけれども、この件について、こういったことにするというような細かいところの決定は全然ないわけなんですけれども、町長の思いがあればお聞きしたいと思います。

町長 まだ国から何も示されておりませんので何も申し上げることができないんですが、やはり基本的には新しい生活様式への移行というふうな部分が第一番目であろうというふうに思います。また、それのほかとしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により損害を受けている方々に対する支援というふうなものを、国の制度、県の制度とあわせて町のほうで支

援していくというふうな形になろうかというふうに思っております。

6番 「コロナによる影響と対策は」については、今回の質問については、2年の状況がどうだったのかというのが一番の主眼でありましたので、今後、第3次臨時交付金の事業につきましては、十分検討しながら町民にとってよい方向に行くように考えていきたいというふうに思います。

次ですけれども、「小中学校施設におけるバリアフリー化の状況と方策は」についてですけれども、小学校については比較的まだ新築されてから日が浅いというふうなところで、非常にバリアフリー化が進んでいるというふうな感じの回答であります。そういった中で、午前中の一般質問の中で、中学校については、いずれ移転の方向だというふうなことではありますけれども、じゃあ、すぐさまできるのかというふうなことで考えてみると、これまたなかなかできないわけでありまして、スロープ等が中学校にはないというふうなところでありますけれども、この辺の設置について、町のほうの考えがあればお聞きしたいと思います。

教育課長 中学校につきましてはスロープがないという現状ではございますけれども、直ちにスロープの整備を行うという予定はございません。将来的にそういった、例えば障害を持った生徒ですとか、そういった入校、使用する場合等が考えられる際には再度検討したいと思っております。以上です。

6番 ぜひ、やっぱり国の政策の中でインクルーシブな社会を構築するためというふうなところで、やっぱりSDGs、この辺にも絡んでいるのかなというふうに思います。ぜひ、みんなが住みやすい環境整備に努めていただくようお願いをしまして、一般質問を終わります。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

引き続き一般質問をお受けします。9番斎藤好彦議員。

9番 それでは、私のほうからさきの通告に従いまして3点についてご質問をさせていただきます。

まず初めに、「経費助成PCR検査の促進を」と題してご質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が発生して1年が経過した今なお収束の兆しが見えない中、首都圏を中心に2回目の緊急事態宣言が発令されるなど予断を許さない状況にあります。

一方で、感染拡大防止の頼みの綱であるワクチン接種に向けた準備が着々と進み、感染拡大防止に期待感が高まっております。しながら、ワクチン接種も感染しないという保証もなく、接種後も感染予防に向けた自己管理が必要であり、早期発見、早期治療が重症化を防ぐ第一歩と考え、自覚症状がない段階でのPCR検査を推奨すべきであると考えます。

県は、県民のコロナ感染に対する不安を払拭するため、また、県外との営業活動で陰性証明を求められるといった現場ニーズに答えるために検査センターを開設しました。検査時の町

の介在、検査費用の一部助成などを行い、一人でも多くの町民が受検できる環境を整える必要があると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「ゼロカーボンで誇れるまちづくりを」と題してご質問をいたします。

近年、毎年のように自然災害が発生し、本年は新年早々に豪雪対策本部を設置するなど、町民は対応に苦慮いたしております。このような気象変動による災害は、地球温暖化によるものと言われ、年々被害規模が拡大しております。

これまでも地球温暖化対策として、企業や家庭から出る二酸化炭素など温暖化ガスを減らし、実質的な排出量をゼロにするという運動はこれまでも展開されてきましたが、即効性が見えないのが現実であります。

このような中、山形県では、「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言しました。県の宣言に呼応し、県内の市町村でもシティ宣言を行い、住民と共に地球温暖化問題に関する問題意識の共有に努めております。本町が掲げる将来像でもある子供から大人まで「住んでいる人が誇れるまちづくり」の実現を目指し、舟形町ゼロカーボンシティを宣言してはどうでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

3点目に、「北のゲートウェイ構想の実現を」と題してご質問いたします。

東北中央自動車道の整備が日増しに進み、最上地域と首都圏が高速道路により直結するときが間近となってきました。この地域が高速道路ネットワークに組み込まれることにより、従来に増して人や物の往来が拡大し、産業発展、観光振興、さらには定住人口の拡大など相乗効果をもたらすことが期待されております。地域としてこの機会をどのように生かすかが課題であり、地域資源の発信拠点としての「道の駅」の整備が必要であると考えます。

以前にも「道の駅」構想につきまして質問をさせていただきましたが、「施設整備に活用する交付金や補助金等の財源などを調査検討する」という答弁をいただきました。現在、この件につきましては、「もがみ創生「北のゲートウェイプロジェクト」検討会」で協議いたしておりますが、最上地域の発展・振興に向け、ぜひとも実現に結びつけてほしいものと思います。検討会での状況など、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、9番斎藤好彦議員の「経費助成でPCR検査の促進を」についてのご質問にお答えします。

依然として新型コロナウイルスの感染が収まらない中ではありますが、感染収束に向け大きな期待が寄せられているワクチンの接種が、まずは医療従事者等への先行接種という形で始まりました。

市町村における住民への接種も、65歳以上の高齢者からではありますが、4月から順次始まる予定となっております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、ワクチンの接種で感染を100%防げるということでは

ないため、国が推奨する新しい生活様式の実践やマスクの着用、小まめな手洗いなど、感染予防対策は引き続き重要であると考えております。

県内のPCR検査の体制について申し上げますと、現在、山形県衛生研究所をはじめ、公表はされていませんが、相当数の一般の医療機関においてPCRのできる体制が取られております。さらに、県では、濃厚接触者に該当しない無症状の県内在住者を対象に、5,000円で検査が受けられるPCR自主検査センターを3月中に県立河北病院へ設置する予定となっております。

料金については、発熱等があり感染が疑われる場合や濃厚接触者の場合は、保健所の誘導により行政検査として無料で検査が受けられます。それ以外の場合で検査のできる医療機関を受診した場合は、健康保険の対象となり受診者の加入する健康保険に応じた個人負担が必要となります。

PCR検査については、議員ご指摘のとおり、早期発見、感染予防に有効ではありますが、検査の結果は、その時点での感染の有無でしかなく、その後を保障するものではありません。また、一時に比べ費用も安価になっていることでもあり、必要な方は個人負担をしていただきたいと考えております。

次に、「ゼロカーボンで誇れるまちづくりを」についてのご質問にお答えします。

山形県においては、環境省が推進している「2050年二酸化炭素排出実施ゼロ（ゼロカーボンシティ）表明」に賛同し、昨年8月に「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言しました。その後、9月に開催された「新型コロナ克服・創造山形県民会議」において全市町村によるゼロカーボン宣言の提案を受け、県としても目標の達成には県及び市町村が丸となって取り組んでいくことが不可欠との考えから、「県と全市町村によるゼロカーボンシティ共同宣言」について全市町村に依頼があったものであります。なお、共同宣言の時期については10月中旬を目途に調整中とのことであります。

町では、この依頼に対し賛同の意向を報告しておりましたが、結果、全市町村の足並みがそろわず、県との共同宣言については現時点において見送られている状況であります。

このゼロカーボンシティ宣言は、共同または単独を問わず、宣言を行うのみで可能となっており、県内市町村では山形市をはじめ4市5町が単独で宣言をしている状況であります。当町においては、具体的な達成目標や取組も現時点では明確なものがなく、町単独の宣言よりも、県と全市町村による共同宣言のほうを全県挙げてゼロカーボンシティに取り組んでいるといったPR効果やイメージアップにもつながると考えております。

ゼロカーボンシティの宣言については、今後の県及び他市町村の動向も参考にしながら検討してまいります。

最後に、「北のゲートウェイ構想の実現を」についてのご質問にお答えします。

最上地域の高速交通網の整備が進み、人や物の流れが拡大することにより、関係・交流人口の増が見込まれ、産業の発展や観光振興、定住・移住への効果が期待されております。こうした中、最上地域の玄関口としての道の駅の整備については、県最上総合支庁が事務局となり、もがみ創生「北のゲートウェイプロジェクト」検討会が設置され、現在、管内の副市町村長を中心とした「施設整備等に関する分科会」で検討が行われているところであります。

分科会では、東北中央自動車道の整備状況や道の駅整備による観光、産業分野等への波及効果をはじめ、自治体の担当者を招いて県内の道の駅の取組を聞くなど、情報を共有しつつ、道の駅整備の必要性和施設の概要、整備費用、運営主体等について意見を交換しております。

しかしながら、北のゲートウェイ構想については最上8市町村が一体となって推進すべきとの点で一致しているものの、独自の整備構想を持っている市町村があるなど、各市町村の意識には温度差があるのが現状であり、引き続き協議が継続される見込みであります。

町といたしましては、北のゲートウェイプロジェクト検討会が発足前の平成30年に、群馬県の道の駅へ町職員による先進地視察を行い、翌令和元年には、副町長をリーダーに関係各課職員による「舟形町高速道路の活用検討プロジェクトチーム」を立ち上げました。その中で町内有識者及び最上総合支庁を招いた検討会を開催して意見交換を行い、最上地域の玄関口としての道の駅の必要性を確認するとともに、道の駅から町への誘客と地域活性化の方策については引き続き検討していくとしたところであります。

その結果を踏まえ、今年度からスタートした第7次総合発展計画の短期アクションプランにおいても、基本目標3の産業経済の分野で、主な事業・取組の中に「県最上総合支庁と連携した最上地域の玄関口となる道の駅の検討」を盛り込んだところであります。

今後も町の活性化を念頭に、引き続き最上地域の玄関口となるゲートウェイ型の道の駅の整備についての協議に参加し、早期の整備推進に取り組んでまいります。

9番 それでは、二、三、再質問をさせていただきます。

まず、PCRの件でございますが、最初にお断り申し上げたいと思います。先ほど、壇上のほうから私が県のセンターを開設しましたと申し上げましたが、運用開始が3月下旬という情報でございますので、そのあたり、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

答弁書にもございますが、PCRの検査でございます。確かに私も同じ考えでございますが、PCR検査というのは現時点での感染状況を確認するに過ぎないかもしれませんが、様々、報道等、書き物等を見ますと、人に感染させない、それが目的のPCR検査なのだという言い方もしてございます。このあたり、答弁書の終わりのほうで、必要な方は個人負担で勝手にやれというような言い方をしてございますが、これでは町の体制として悪いんじゃないかなど。このあたり、もう一度、町長の考えをお伺いします。

町長 現在、今開設予定の県立河北病院のほうに1日の受入れとして約30名というふうなことが

あるようでございます。そうした場合に、町のほうで助成をしてそういったところに多く人が行った場合に、なかなか調整がつかないのではないかとこの考え方もありますので、言葉的には非常に悪い言い方になるんですが、やはり必要な方については、当然、営業等の方もいらっしゃると思いますし、県外に行く、さらには国外に出るというふうなときにも、そういった感染はしていないというような証明が必要な場合もあるかと思います。しながら、そういった方については非常に特殊な事例かなというふうな思いもございまして、今のところ、あえて積極的にPCR検査を受けてくださいというふうなところまではいいのではないかとこの考え方を持っております。

9番 そうしますと、町長のお考えでは、PCR検査は、そういう様々な営業の担当の方とか、そういう陰性証明が必要な方がいらっしゃるという上で必要ではあるという認識なんですか。その前提を整理しておかないと、これから話が進まないんですが。そういうものはあるんだけど、PCR検査なんかその段階での検査しか分からないから必要じゃないんだよという考えなんですか。

町長 やはり、どういった目的でそのPCR検査を受けるということが大事かというふうに思います。助成を出して、例えば町民全部PCR検査を受けるように町のほうで指導するというふうなことにはやはりならないのではないかと。必要に応じて、そういった立場の人がいた場合についてPCR検査を自主的に受けるというふうなことが大事かなというふうに思っているところです。

前段で申し上げましたとおり、濃厚接触者なり等々については無料で県で定めているPCR検査機関のほうでできるというふうなこともございますので、そういったもの、予防というふうなこと、無症状の方の感染予防というようなことは確かに十分理解するところではあるんですが、やはりそこはご自分で必要な方については行っていただければというふうに思うところでございます。

9番 本町では、幸いにしてまだ感染者が出ていないということもあって、このPCR等々についてあまり関心がないのかもしれませんが、やっぱり、こういう検査をすることによって、何回も同じことを申し上げて申し訳ございませんが、人に移さないんだという認識を持っていただかなければならないと思っておるところでございます。県のセンター云々という話でございますが、であれば、最上管内の医療機関でどこ、どこ、どこで、PCR検査が受けられるか、教えていただきたいと思います。

町長 これについては、公表をするなというふうなことでありますので、指定機関について、私のほうで申し上げることができません。

9番 町長は知っているけれども、申し上げられないという、そういう仕組みなんですか。であればよろしいんですが、町民の方がちょっと不安なのでどこかに行って検査をしたいと、河

北はちょっと遠いから、新庄でどこかありませんかと相談に来た場合は、その方に指導なり、お知らせすることは可能なんですか。

町長 症状、もしくは濃厚接触者、例えば私が熱が出てちょっとコロナの疑いがあるかもしれないといったときには役場なりに相談があります。役場のほうとしましては、保健所等に相談しながら、保健所のほうでその検査機関について、じゃあ、舟形でしたら、近くのどこどこに行っていたらいいんじゃないかというふうなことでの指導があるというふうなことです。あくまで、そういった症状が出た場合というふうなことが現状でありまして、無症状で何も心配がないというふうなときに役所なり保健所に行ったとしても、そういった機関については紹介はしない。そういったときは、あくまでも県立河北病院に行ってくださいよというふうなことだというふうに思っております。

9番 そうであれば、県内各町村、30何ありますけれども、様々、今データあるところでも、二、三の町村でPCR検査助成をしていますよね、経費の助成。助成をしているああいう機関があるというところは、それは町内の方が知っている機関だから、それはしょうがないということなんでしょうか。私と町長の話がかみ合わないんだけど、濃厚接触のほうは分かります、それはこちらでちゃんと指導すると。そういうんじゃなくて、さっき、県のセンターの設置の目的にありました。例えば県外の営業に行くのに陰性証明が必要なのでという、そういう状態の方が検査を受けるときにどこに行けばいいのか全然分からないわけですね。そのあたり、町として対応はしていないんですか、できないんですか。そこです。

町長 そういった場合は、県立河北病院を紹介するという形になります。

9番 そうしますと、話せないというのは分かりましたけれども、最上管内のどこかの機関にもPCR検査の装置があって、そこで検査を受けられるということはそれはよろしいんですかね。それは話をできないというのはどういうことなのかよく分からないけれども。

前回の県議会議員の先生方の地域協議会で、小松先生が病院の院長さんのほうに質問しておりました。「最上管内で何か所、PCR検査できますか」と確認しておりましたら、院長さんは、「何か所です」と言って答えておりましたけれども。院長が答えているのに、町長は駄目なんですか。

町長 箇所数についてはお答えすることはできますが、どこどこの病院とか、どこどこの機関というふうなことは申し上げることはできないので、その点についてちょっと、駄目な理由については健康福祉課長のほうから申し上げたいというふうに思います。

健康福祉課長 町長の答弁に補足をさせていただきたいと思います。

最上管内でPCR検査を受けられるところは2月末現在で13か所というふうになっております。箇所数については言っているんですけども、どこの病院、どこのクリニックというのは県のほうでは公表していないということです。その部分につきましては、今年度とい

いますか、去年10月くらいから、寒い期間に入りましてインフルエンザとコロナと併用になって心配されるといった時期に、県内でインフルエンザ対策とコロナ対策とどうしていくかというようなところを協議したときに、発熱相談というものを、最上地区においては役場のほうで受けるといった方針になりました。そのときに、最上管内のPCR検査を受けられるところを、心配だからということで教えてしまうとそこの医院での受入体制が混乱するというようなことで、公表をしないということで、保健所なり町の保健師のほうから、そういった相談があった場合には適切な医療機関に誘導するというふうなことで方針になったところでございます。

県内全体にしますと、相当な箇所数、何十箇所というところで検査はできるようになっておりますけれども、そういったことで、何も症状がないのに、私心配だからとかとそういうことでの紹介はしないでほしいというふうに、病院なりクリニックのほうからも混乱するのではないかということでなっておりますので、そういったことで今回のような仕組みになっております。以上です。

9番 理由は分かりました。

先ほど申し上げましたけれども、県内で西川、白鷹、河北あたりで町の助成をしておるようでございます。こういう助成をしている自治体もあるわけですから、ちゃんとどこへ行けば検査が受けられるんだよというふうに町民に明示しているんじゃないかなと思うんですが。

ちょっと話題変えます。

そうしますと、県のセンターですが、これから運用を開始するセンター、河北にありますけれども、そこで検査を受けるにはどのような手順をすればいいのか教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

河北病院に3月末までに設置されるセンターにつきましては、町のほうに情報としては入ってきておりません。新聞報道などで流れてきている情報のみで、どのように利用するといったような方針についてはまだ全然情報が来ていない状況でございます。

9番 そうしますと、この話の中で、町長は私に県のほうに行け、県のほうに、谷地に行けと言っているんだけれども、何も分からなければ行く手立てもないし、せつかくの県のセンターですから、県民に知らせる必要があると思います。運用が開始になれば、私は町民にも何らかの形で知らせる必要があると思いますが、そのあたり、これからも、運用開始になればどんな形でお知らせする予定なのか、そのあたりをお伺いします。

町長 まだ県のほうから、その内容等、申し込みの仕方とか詳細について示されておられませんので、そういうものが出た場合については広報等でお知らせをしていくというふうな形になるかなというふうに思います。

9番 よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと話変わりますが、PCR検査のキット、薬局で売っているのを、町長、ご存じでしたか。私ちょっと薬局に行ったら売っていました。ただ、それは町長もご存じのように自分で唾液を採取して郵便で送るんだそうです。ちょっと郵便というのでちょっと不安な点もあって、私まだやっていないんですが。そのうちやりたいと思っておりますが、こういうことも様々世の中進んでおりますので、何回も同じことを言って申し訳ございません、人に感染させないという観点でPCR検査はすべきだと思いますので、このあたりを強く申し上げまして、時間もないので、次の質問に移りたいと思ひます。

次に、ゼロカーボンの件でございますが、県は、3月策定予定の第4次環境計画、この中でゼロカーボンについて検討すると言っております。その第4次の計画の中では、第3次ではCO₂削減率26%でしたが、これを50%まで上げると、30年度に。かなり大幅な引き上げでございますが、新聞等々によりますと、県の担当者は達成できない数字でもないという話をしてございます。こんな中で、答弁書の中に、当町では具体的な達成目標や取組も現時点では明確なものがないということでございますが、「ない」というのは、やらないという意味なんでしょうか。今のところ何もない、考えもない、今後もやらないという意味の「ない」なんでしょうか。そのあたりをお伺ひします。

町長 「ない」にはいろいろな意味があるのかというふうに思ひますが、そうではなくて、やはり国で進めている2050年のカーボンニュートラル宣言等々もございまして、あるいはゼロカーボンというふうなことも言っておりますので、それに従っていく方向ではあるんですが、できれば、県と足並みをそろえて県内市町村全部でやりたかったという思ひは、先ほど答弁で申し上げたとおりなんですが、やはりそれぞれの市町村によってその思惑が若干違って、しっかり目標を決めたら、その目標を達成していけるように努力をしなければいけないのではないかなというふうな町村もあつたり、そんなことはできるわけないべというふうなことを言うところもあつて、なかなか足並みがそろわなかったんですが、そろわないというふうなことになれば、町独自としてやはりゼロカーボンへのチャレンジ、もしくはカーボンニュートラルというふうな話もございまして、そういったところで町独自の取組については今後検討していかなければいけないだろうと。

宣言をしているところでは、しっかりと計画を持って宣言をしているところもあれば、計画はなしで宣言だけしているというふうなところも見えるようです。やっぱり町としては宣言をした限りには、ある程度、自分たちが努力する目標というものを定めていかなければいけないというふうな思ひもございまして、そのためには、まだまだちょっと準備不足というふうなことで、今のところはその計画がないというふうなことでございまして、将来、早い時期にこういった計画をつくりながら、やはり日本だけではなくて、世界の動きに合わせて

町としても取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

9 番 先ほど申し上げましたが、これをするによってすぐ効果が出るという目に見えるものではないわけですが、先ほど申し上げました、することによって自然災害を抑えられるんだよということから私は推奨しているわけございまして、毎年のように発生している大災害を思い起こせば、何らかの形で、少しでも我々町民一人一人がこういう気持ちを持っていれば、そういう災害を抑えることができるんじゃないなということを、意識改革をしていただければなという思いで、舟形町でもシティ宣言をしたらどうでしょうかという提案をしたところでございます。

本町の第7次計画にもありますように、「縄文ロマンが息づく小国川をはじめとした豊かな自然の恩恵を受ける舟形町」という形容をされております。この自然豊かなものを守るためにも、町民一人一人の意識改革が必要であるんじゃないかなと思って、強く、今後、ゼロカーボンシティ宣言に向けて取り組んでいただければなという思いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次、3点目の北のゲートウェイでございますが、12月定例会で副町長のほうからプロジェクトの分科会の様子などをお伺いしました。ありがとうございます。もう少し具体的に少しお伺いをしたいと思うところでございます。

副町長が委員であります分科会では、資料を見ますと、道の駅施設の整備・運営方法について、もう1点が、ゲートウェイとなる道の駅の施設イメージについて、検討しているという資料がございしますが、運営なり施設イメージ、これについて今のところ具体的な話は進んでおるのでしょうか。そのあたりをお伺いします。

副町長 分科会での検討状況について、ご説明を申し上げます。今のところ、前回、12月のときもお話を申し上げましたけれども、道の駅の本体、基本的に必要な休憩施設、情報提供施設、それから、いわゆる産直のような地域振興施設、そういった基本的な部分についての議論を今中心にやっております。考え方としては、近隣の県内での道の駅の状況、道路の交通量等を踏まえて、どれくらいの規模の道の駅を造るのが適当か。あるいはそれによってどの程度の収益が見込まれるのか。そういったところを幾つかのシミュレーションをしながら、想定ではありますけれども、これくらいの規模であればこれくらいの規模のものが必要になって、そのためにはどれくらいの整備が必要になって、そのためにはこういった財源が必要になってくるのではないかと、そういった想定の下でのシミュレーション、それを県のほうからたたき台という形でご提示をいただきまして、それに対して構成市町村のほうから意見なり、意見交換をさせていただいているというような状況でございます。

9 番 そうしますと、今副町長が参加されている分科会については、今申し上げました施設のイメージなり、運営方法なりについては、いつごろまで大体話をまとめるという計画なんでは

ようか。

副町長 この分科会につきましては、最終的には上のほうの市町村長さん方と、あと民間の方々が入っている検討会が上にありまして、その分科会ということでございます。その検討会の検討するための資料、基礎資料を作る、そのための意見交換の場としての検討会という位置づけでございまして、検討会でいついつまでに結論というふうなことはございません。

今後の進め方につきましては、まだ県のほうから具体的に示されておられませんけれども、なかなか、ちょっとやはり様々な意見があるものですから、検討会としての結論ということではなくて、検討会の意見も踏まえて、一旦上の検討会のほうにお返ししてはどうかというふうな意見も出ておりますし、それに対して、ちょっとこれから県がどのように取りまとめて、次をもう一回分科会にするのか、一旦検討会に中間報告というふうな形でお返しするのか、その辺の方針についてはまだ県のほうからは示されていないという状況でございます。

9番 せっかくプロジェクトを立ち上げて検討しているわけですので、スケジュールといいますか、タイムスケジュールをきちんとして終わりもちょうと決めて進めないとしたらだらだらと長くなってしまうのではないかな。そこを心配しているわけです。私も道の駅について3回目の質問でございますが、1回目は、町単独でどうでしょうか、2回目は、無理だということで、8市町村でやってはどうでしょうかという提案をしました。

先日の新聞でございますが、町長もご覧になったと思いますが、新庄市です、エコロジーガーデン、「まゆの郷」を念頭にした道の駅整備、協議を進めるという新聞報道がありました。うちの佐々木さんが書いたと思うんですけども。一方で、市長は、北のゲートウェイプロジェクトのそれにもまだ参加をするんだという話をしてございます。あまりこのプロジェクトの話が長くなると、さっき言ったようにだらだら長くなって、新庄だけが飛び抜けてしまって8市町がばらばらになってしまうんじゃないか、そこを心配しているわけです。ですから、そういうことにならないように、できるだけ短期間で話がまとまるようなタイムスケジュールをちゃんとしっかりと組んで取り組まなければならないんじゃないかと思っておるところでございます。

答弁書にもありますが、独自の構想を持っている市町村があるという表現がございます。これについて、どんな状況なのか、そのあたりをお伺いします。

副町長 私の知り得る範囲でございますが、今議員のほうからお話ありました新庄市さん、それから、最上町さんのほうで川の駅、あちらを道の駅にしたいということで、こちらは既に申請を行っているというふうに聞いております。明確な構想として承知しているのはこの2つですけれども、それ以外にも水面下で、庁内のレベル、検討レベルということだと思っておりますけれども、考えているところはほかにもあるようには承知しております。

9番 新庄のまゆの郷なり最上の川の駅は前からそういう話がございまして、具体的にどこまで

進んだか分かりませんが、私はあくまでもこの8市町村で北ゲートウェイプロジェクトで構想を練っていったほうがいいんじゃないかなと思っております。ついては、分科会で副町長が様々ご意見述べておるようでございますが、それを受けて、町長、お伺いします。率直に言って、この北のゲートウェイの実現性はどのように見えていますか。お伺いします。

町長 半分半分ぐらいかなというふうに思っております。実は、非公式ですが、ある町村のほうからは、新庄市でも独自の道の駅構想があるので、新庄市がやらないのであれば、新庄市で造るのだから、できないのではないかな。次の広域の理事会あたりにやらないということを決議したらどうかというふうな提案もございました。それに対して、大蔵村長、それから私、それから、真室川、金山というふうな方々については、それはおかしいでしょうというふうなことで異議を唱えております。

やはり、令和4年中には開通するというふうな東北中央自動車道があるわけですから、そういったことをしっかり最上全体として、個々の市町村の利益だけではなくて、最上全体として捉えるべきだというふうなことの一致で今のところ進んでおりますが、やはり自分のところで造る道の駅の負担金が多いと、さらに8市町村で造る負担金については出せないというような話ばかりでなかなか進んでいけないところがございます。そういったところはやはり大きな動きとして8市町村で捉えていく必要があるというふうなことで、少しずつ説得していかなければいけないというふうな、そんな状況であります。

9番 財源について、ちょっとお伺いしたかったんですけども、ちょっと時間がないのでこれで終わりますけれども。最後になりますけれども、先日の山新で、米沢道の駅、来場者500万人達成ということで、大変にぎわっております。この地も、先ほど申しあげましたように、道路もせっかく整備されるわけだから、利活用しないわけではないということでございますので、何年か後にこの道の駅は副町長が造ったんだと言われるように、実現に向けて努力していただければなと思っておるところでございます。

あわせて、副町長がプロジェクトの委員として在任中、舟形にいる間に方向性を見出しいただきますように御期待申し上げまして、質問を終わります。終わります。

議長 以上をもって、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時13分 散会

令和3年3月4日（木曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録
（第2日目）

令和3年舟形町議会第1回定例会第2日目

令和3年3月4日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八鍬太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長 森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
副町長 菅 原 正 春	総務課財政係長	八 鍬 幸 仁
会計管理者 須 貝 孝 子	デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 小 野 芳 喜	教 育 長	伊 藤 幸 一
まちづくり課長 曾根田 健	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
健康福祉課長 沼 澤 伸 一	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
住民税務課長 伊 藤 茂 樹	監 査 事 務 局 長	相 馬 昇
地域整備課長 伊 藤 秀 樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相 馬 昇	主 事	伊 藤 優
--------	-------	-----	-------

議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第2号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第10号）について

日程第 3 議案第3号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第

3号) について

日程第 4 議案第4号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) について

日程第 5 議案第5号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第3号) について

日程第 6 議案第6号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) について

日程第 7 議案第7号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) について

日程第 8 議案第8号 令和2年度舟形町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数、10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 昨日に引き続き、一般質問をお受けします。順次発言を許可します。2番荒澤広光議員。

2番 おはようございます。

それでは、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

「専門職大学開学に向けて町の対応は」と題して行いますが、本通告書を事務局に提出後、県が開学を延期するとの新聞報道がありましたので、質問の中の開学時期は、県が発表する前の時期ですので、あらかじめご承知おきお願いいたします。また、昨年12月に行われました最上地域議員協議会の資料からポイントをまとめた資料も添付しております。参考にしていただければと思います。

専門職大学開学に向けて町の対応は。

山形県では、新庄市に令和5年4月、東北農林専門職大学を開学、同じく令和5年秋には、新県立新庄病院が開院に向けて工事が進められております。

来年度以降、最上地域は多方面から注目を集めることと思います。特に現在の県立農林大学校の敷地内に設置計画の、農林業を牽引し高度人材を育成する東北農林専門職大学は、農業経営学科32名、林業経営学科8名の1年次合計40名でスタートし、4学年全体での収容定員は160名で計画されております。

また、卒業時には、農学士、林学士の学位が授与され、農林業の担い手などとして活躍が期待されている大学のようなようです。

山形県で、令和元年7月に、農林大学校の在校生を対象にしたアンケート結果で、高校卒業時に農林業系専門大学へ進学してみたいとの回答が111名中、19名の学生が希望し、本県を含む東北6県及び新潟県の高校生を対象にした同様のアンケートで、1万2,601名中、175名の学生が希望し、県ではニーズはあると判断しております。

また、県では、学生、教職員の飲食、居住などの消費、大学と企業との研究開発による売上げ増などの経済効果は、年間で令和5年度は5億円強、全学年がそろう令和8年度は10億円強、開学10年目には19億円強の経済効果が生ずると推計しており、専門職大学から距離的に一番近くなる本町でも、通学する学生を応援するため、居住のための遊休施設、空き家等の

利活用が可能か否か積極的に調査を行い、受皿づくりが必要だと思いますが、東北農林専門職大学開学に向けて町としての考えをお伺いいたします。

町長 おはようございます。

それでは、2番荒澤広光議員の「専門職大学開学に向けての町の対応は」についてのご質問にお答えします。

専門職大学につきましては、これまで開学に向けて県と県内市町村が連携しながら準備を進めてまいりました。本町といたしましては、全面的に支援してまいりたいと考えております。

具体的には、県と本町が情報交換を行いながら、互いに連携し、本町と地域が取り組める支援内容を調査及び検討し、開学までに準備を進めたいと考えております。実施に当たっては、令和3年度において庁内に横断的なプロジェクトチームを設置し、将来的には舟形町で就農していただくことも視野に入れながら、必要な支援を検討していくことにしております。

さて、これまで進めてきた取組といたしましては、昨年度末より県と町が連携し、実習先である農業経営体の選定作業を行っております。専門職大学は講義だけでなく、学内及び学外で行われる豊富な実習が特徴となっております。実際に経営体へ実習に行き、知識と技術、そして、問題解決の思考力を養うことを目的に、2年生から4年生において臨地実務実習が行われる計画になっておりますが、現時点における受入先については、最上地域全体で68経営体を予定しており、そのうち本町においては16経営体と最も多い状況であります。

2月17日の新聞報道によりますと、県の見込みでは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、教員の確保が進まず、文部科学省への認可申請が遅れ、早くても令和6年4月以降の開学になるとのことですので、それに向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

2番 まずは全面的に支援をしていくとの回答がありました。まずはありがとうございます。

まず初めに、このような専門職大学が近場にできることは、最上地域、とりわけ舟形町にとっては人口減少が続いている中、大きな起爆剤になるのではないかなと思っております。開学が延期されたことは大変残念ではありますが、舟形町にとっては、逆に、準備期間ができたということではよかったのではないかなと思っております。

まずは、このような専門職大学ができるというふうなことを町民の皆さんに周知してもらって、地域での盛り上がりがまずは第一かなと思っていますけれども、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

町長 県内4ブロックの中で4年制大学がなかったのが唯一最上地域でありました。そういった中で、知事の英断でありまして、4年制大学、東北農林専門職大学を開学していただけないかというふうなことは、最上8市町村長、さらには最上の農林業関係団体が、さらに議員さんたちを含めた最上地域全員で要望して勝ち取った大変すばらしいことだというふうに思いますし、やはり最上地域の発展には若い力が必要だというふうなことで、そういう意味では、東

北農林専門職大学の担う役割というのは非常に大きいというふうに思っております。

そういった中で、せっかくこういったものを開学していただけるというふうなことについては、やはり一部の報道しかなく、町民、それから、最上管内の方々に対して周知はやはりおっしゃられるとおり少ない部分が多いのかなというふうに思っております。そういった意味で、事を捉えて、最上広域8市町村の広報紙であったり、さらには町の広報紙等で、こういったすばらしいものが令和6年4月以降にできるというふうなことをしっかりと伝えていきたいなというふうに思っているところでございます。

2番 開学に向けて積極的に町民あるいは管内の方に周知をよろしくお願いしたいと思います。

次に、本町役場庁舎内に令和3年度からプロジェクトチーム、あるいは3年度の予算も計上されておりますけれども、このプロジェクトチームですけれども、チームの設置時期、あるいは規模等はどのようなチームなのか、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

町長 まだ詳細については、これから検討する部分が多いのですが、やはり学生さんを受け入れると、県のほうでは学生寮をつくらないというふうにも言っているものですから、そうした中で、新庄市長のほうの発言にも、新庄市としては、学生を受け入れる、そういった市での事業はやらないというふうなことで言われておりますので、これはチャンスかなというふうに思っております。舟形町としましては学生さんたちを受け入れる、そのためのいろいろな施策を講じていきたいというふうに思っております。直接的には、農業振興課のほうを担当にはなるんですが、学生の受入れというふうなことになりますと、庁内の職員で横断的にというふうなことをまず考えておまして、人選等、それから、内容等については、今後、詰めていきたいというふうに考えております。

2番 庁舎内にプロジェクトチームをつくるというふうな計画ですけれども、このことは県に対しても大変インパクトを与える計画なのではないかなと思っております。先週ですけれども、総合支庁の農業振興課の担当の方に少しお話を聞いてきましたけれども、どうも、最上郡内では隣の最上町さんも一生懸命になっているというふうな情報が一部ありました。このような、例えばプロジェクトチームですけれども、近隣の市町村で大学開学に向けてつくる計画が動いているのかどうか、情報があれば教えていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えします。

県のほうとも当課のほうでいろいろ情報を今お聞きしているところでありますが、今議員がおっしゃるとおり、最上町さんの動きはお聞きしましたが、ほかでは動きはまだ情報入っていない状況でございます。今後、検討を進める上で、県の方から定期的に情報提供をいただくとか、様々な方法で情報を入手して進めてまいりたいと考えているところです。

2番 やはり今までも実習先の選定に関しても県の方と密にして連携を取っているようだけれども、プロジェクトチームができた以上は、さらに県の担当者と連携を密にして、舟形町で

積極的にアピールしているというふうなところをぜひ頑張っていたきたいと思います。

本大学の特徴であります、農家、農業法人への臨地実務実習、これが先週段階で最上合同庁舎総合支庁管内で80弱の法人団体が選定されているようです。今、答弁書の中にもありました舟形町では16経営体ということで、管内では最も多い経営体というふうな情報でした。この16の経営体ですけれども、具体的には結構ですけれども、どのような作物をつくっている経営体の方なのかもう少し質問したいと思います。

農業振興課長 ただいまの質にお答えします。

実習先の作目になりますが、最も多いのが水稻で16のうち、15になります。続いて、ニラが3経営体、ネギが5経営体、アスパラが3経営体、トマトが1経営体、キュウリが3経営体、山菜類の促成物になりますが、こちらが4経営体、桜桃が2経営体、マッシュルームが2経営体というふうな形になってございます。

2番 今の臨地実務実習先ですけれども、この大学では、同じ学生が2年生から4年生まで同じ農家、あるいは経営体に入り込んで実習をするというふうな計画がなされているようです。学生にとっては、実習先に入り込むことで地域に気持ちも湧いてくるのではないかなと思っておりますけれども、この臨地実務実習先ですけれども、現在の数から今後も増えるのかどうなのか、その辺も教えていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまの実習先の数についてですが、現段階では、まず、開学時に向けた実習先ということで、文科省のほうに認可申請をする際にある程度いなくてはいけないということで、初年度段階の数をある程度集めようというふうなことで募集をしているところです。それから、今後はさらに増やしていきたいというふうな考えも県では考えておりますので、増減はいろいろあると思いますが、どちらかというと増えていく方向になると思われます。以上です。

2番 やはりこういうふうな学生が地元あるいは舟形町に入り込むことで、学生ですので、当然、地域との関わりも出てくると思います。こういうふうな事業を続けることによって、地域での人との出会い、または男女の出会いというふうなところも将来的には発生してくるのかなと思いますので、積極的に臨地実務実習先、あるいは卒業後の就職先というふうなところにつながればいいのかなと思っておりますけれども、卒業後の農家さんでの受入れというふうな計画も今の段階で計画しているのかどうか、その辺も質問したいと思います。

農業振興課長 ただいまの質問の中であった卒業後の受入先というふうな部分について、当課の中で今現在の状況ですが、受入れを積極的に進めるべきだと考えておまして、新規就農者を受入れを検討したり、いろいろな多方面の支援を検討していくための協議をする場が必要かなというふうに考えているところでございます。これはプロジェクトチームとはまた別のものになると思いますが、新規就農を受け入れ、積極的に進めるための組織づくりが必要

かと考えているところです。

2番 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、住まいについても少し考えなければならないのかなと思っております。これはプロジェクトチーム発足後にも多分話になるかと思いますが、まずは、学生さんのニーズ次第で、舟形町に今現在ある空き家を利用してですけれども、例えばリフォームして、シェアハウスだったり、個別の居住スペースだったりして、ほかよりも安い家賃で学生から住んでもらえるというふうな考え方もあると思いますけれども、この辺は、町としてはどのように考えているのかも質問したいと思います。

町長 町としましては、やはり学生さんたちの積極的な受入れというふうなところで、住んでいただくというふうなことが必要かというふうに思います。現時点での考え方としましては、今、荒澤議員がおっしゃられたとおり、空き家利用のシェアハウスというふうなことで、1つの町内会で、例えば私の住んでいるような洲崎であれば、洲崎町内会で学生のシェアハウスを空き家を利用して、1棟だけだとなかなか厳しいところがあるので、二、三棟そういった形にして学生村のようにするというふうなこと、さらには、民間アパートで寮をつくっていただくというふうな方法もあるかというふうに思います。それぞれの学生さんの好みというふうなものがあるかというふうに思いますし、言われたとおり、やはり家賃のほうの差を見ながらそういったこともやっていかなければいけないというふうに思います。

静岡のほうに山形にできる専門職大学の前にあるんですが、静岡のほうでも卒業生の4割が就農するというふうなことでございました。残り6割については、農業関係の専門機関、公務員として働く方、あと農協さん、それから、農業に関係する企業にというふうなことで就職する方がいらっしゃるというふうに思いますので、非常に地域としてはありがたいことかなというふうに思いますし、また、実家といいますか、自分の家業として農業をやっていない方が農業に興味を持ていただくというふうなことであれば、比較的、舟形町については農地の部分については余裕がございますので、そういった形での受入れというふうなこともできるかというふうに思いますし、そういった意味で、できる限り、地域に根差したような形での宿舎といいますか、住むところを提供しながらというふうに考えているところでございます。

2番 ありがとうございます。

次に、空き家の話ですけれども、少しちょっと具体的になってしまいますけれども、今現在、舟形町に空き家が87棟あるとの情報です。うち、危険な空き家が8棟あるようですけれども、危険な空き家でない残りの79の空き家といいますか、その空き家ですけれども、どうもこの空き家はリフォームしても住めそうもないようなというふうな空き家はあるのかどうか、ちょっと、町で把握しているところはあるのか、その辺を少しお聞きしたいと思います。

住民税務課長 住めそうにない空き家ということをおっしゃられましたが、この冬の大雪により軒先が結構一部損壊している空き家が増えてきてございます。そのほかにも、私、中を確認しておりませんが、今回、3月に空き家の解体の補助の申請のあった空き家がございますが、中のほうを見ましたところ、しばらく住んでいませんので、床が腐れているというふうな状況ですので、いずれにしても、相当数の修繕費をかけないと住めるような状況ではないかと思います。あと、向山にも1件、空き家が出たような感じですが、そこですと結構新しい空き家かなというふうに思っております。以上です。

2番 やはり今、町内に空き家がたくさんあるわけですが、やっぱりその空き家も、今後、この大学開学に向けてですけれども、こういうふうな目で学生を受け入れたいというふうな目で空き家を今後も見ていただきたいなと思いますが、その辺は可能でしょうか。

例えば空き家、今現在79棟あるようですが、内部も確認しながら、この空き家は大丈夫、この空き家は住めそうだ、この空き家はどうも住めそうもない、この空き家は少しお金をかければ住めそうだというふうな見方で、ある程度分類したほうがいいのかなと思っていますけれども、そういうふうな内容です。

町長 町のほうには空き家バンクというふうなことで、そこに住まれなくなった方がぜひ活用していただきたいというふうなことで登録していることがあります。そこについて件数分かれれば、後で地域整備課のほうからでも答えていただきたいんですが、手持ち資料……、3件だそうです。それ以外の方については、空き家バンクの登録がないというふうなことなんです。積極的に、空き家をただ解体するというふうなことだけではなくて、危険な空き家は解体していかなければいけないんでしょうけれども、リノベーションできるようなそういった空き家については、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、学生さんのシェアハウス等について積極的に活用できるような仕組みづくりもプロジェクトチームで検討していただいて、しっかりとその体制をつくっていききたいなというふうに思いますので、今後とも何かあればご指導いただきたいなというふうに思います。

2番 住まいに関してもう一つですけれども、今までは空き家について質問してきましたけれども、町の中で、例えば旧富長小学校あるいは長沢の生涯学習センター、その場所も宿泊施設として活用することは可能なのかなのか、その辺について質問を行います。

町長 現在の施設、さらにそれを設置する交流センターとしての条例上でいけば、条例を改正しなればできないというふうに思いますし、施設の的にも、お風呂であったり、それから、調理場等がなくなっている現状がございますので、そういったものも含めてプロジェクトチームで検討していかなければいけないと、それを排除しないで全てのことを、できることを考えながら検討してまいりたいというふうに思っております。

2番 これももう一つの案ですが、町内の民間企業で以前に使われていた従業員寮ですけ

れども、それもすぐには住めないんですけれども、あることはありました。その建物は、1階に5部屋、2階に14部屋あり、合計で19部屋が可能というふうな建物だったんですけれども、これに関しましても、学生のニーズがやっぱり第一だと思いますので、その辺もぜひ検討材料に入れていただきたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

町長 先ほども申し上げましたとおり、全てのことを排除せずに、まずは全て選択肢の中に入れておいてというふうなことで検討させていただきたいと。民間企業というふうなことであれば民間企業の方々とのお話をしなければいけないということもありますので、町としては、まず制限をつけずにいろいろな可能性を探りながらやっていきたいというふうに思います。

2番 その民間企業に関しましても、こういうふうな計画があれば、ぜひ、協力しますよというふうな回答をいただいておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、町長の答弁の中に、民間の不動産あるいはアパート経営者から学生寮のアパート建設というふうな話もあったんですけれども、私もその辺は同じような考えを持っていますので、そういうふうな経営者に打診するのもやはり手なのかなと思っております。

あとは、通学、あるいは臨地実務実習、それに行くにしても車が当然必要になってくるというふうな県の担当者の話でした。親御さんの立場からなれば、車を買って住まいも考えてということで大変負担になるかと思っておりますけれども、例えば住まいと車をセットにして補助の特典を与えるというふうな方策もあるかと思っておりますけれども、その辺もぜひプロジェクトチームの中でもんでもらいたいと思っておりますけれども、その辺の考えはどのようなものでしょうか。

町長 農林専門職大学が設置される場所については、現在の農林大学校の隣というふうなこともございまして、言ってみれば、公共交通機関に恵まれていないところであるというふうに思っております。そういった意味で、特に舟形町のほうに学生さんたちを呼び込むというふうな一つの目玉として、そこまで通学できる足というふうなものを提供するというのは、私も一つのアイデアだなというふうに考えておりましたので、これからプロジェクトチームの中で、学生さんたちを舟形町に多く呼び込むためにはどのような政策がいいのかというふうなことも検討していきたいというふうに思っております。

2番 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今回延期というふうな県からの報告があったわけですが、開学までにまたいろいろな情報が出てくるかと思っております。その辺に関しましては、県のほうでは一部組織を改正して準備を進めるようではございますけれども、計画が変更される心配もやはりあると思っておりますので、県との情報共有、連絡体制は町として万全なのか、その辺を教えていただきたいと思います。

町長 新聞報道の前に、農林水産部長のほうから、コロナの影響で教員の確保に向けた関東方面、あるいはさらに県外に出るというふうなことがなかなかできず、教育確保が難しいというふ

うなことで、文科省に開学申請をするまでの教員確保が十分でないというふうなことで電話をいただいておりますところでした。そういった意味で、最上管内の市町村、さらには舟形町においても菅原副町長を県からいただいているというふうなこともございますので、そういった情報等についてはしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、また、最上総合支庁農業振興課のほうとの連携もうちの農業振興課のほうとしっかりと取れているというふうなことで思っておりますので、今後、開学に向けていろいろなことがあるかと思いますが、しっかりと情報を共有しながら、開学のときまでにしっかりと町のほうの準備が整えられるように努めてまいりたいというふうに思います。

2番 最後に、ちょっとしつこいようですけども、専門職大学開学まで、県との連携がさらに重要となってくると思われます。最近の新聞報道あるいはテレビの報道で、県知事さんと市長さん、町長さんの関係が取り沙汰されておりますけれども、森町長は、県知事あるいは県の幹部職員の方との関係はうまくいっているのか、いっていないのか、どのように感じているのか、改めてお聞きしたいと思います。

町長 これはなかなか難しい質問で、うまくいっているのかどうかというふうなことは、結果として出てこないとなかなかうまくいっているというふうには言えないところであるんですが、菅原副町長、さらにその前の庄司副町長、さらにその前の酒井副町長というふうなことで、それぞれの分野で活躍していただいておりますので、そういった情報等も含めていただいているような状況であります。また、今話題になっております副知事からは非常に舟形町を最優先にいただいているというふうなこともございます。金山に人事交流で来ていたこともございまして、最上地域には若松副知事も含めて非常に目をかけていただいているなというふうに思っておりますので、比較的うまくいっているというふうな自己評価だなというふうには思っております。

2番 ぜひ、連携を密にして、この大学が舟形町にとっていい大学ができたなというふうな、後々言えるような準備を今後も積極的に進めていただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番叶内昌樹議員。

1番 それでは、通告書。次のとおり通告いたします。主題といたしまして、「持続可能な地域づくりとは」と題して始めます。

昨年の記録的な少雪とは打って変わり、昨今の町の状況では、令和2年12月14日から雪が降り続いて大雪警報が発令され、令和3年1月4日に舟形町豪雪対策本部が設置されたわけですが、第7次舟形町総合発展計画の長期構想にもあるように、基本目標の災害安全「くらし・生命を守るまち」や生活環境「快適なくらしを叶えるまち」では、豪雪も市税災害と同等

の雪害と思えるのだが、冬の暮らしを守る除排雪体制や安心な生活環境の体制が急務と考えるが、高齢化も進中で除排雪が困難になると町を離れてしまうのではないのでしょうか。隣接する住宅地では、排雪する場所の確保も困難で苦勞なさる方も多くいるのではないのでしょうか。町道を町の体制で期間等を定め地区ごとに分けるなど、住民一斉での除排雪はできないのか。また、除雪対応で路線を増やす際にはオペレーターは増やしているのか。さらには、町道の除排雪で傷んだガードレール等の修復または交換等の対応はいつ行うのか。国道・県道への要請はいつ行うのか。景観優美な町にすることも大事なことで考えますが、町長の雪強いまちづくりについての考えをお聞きします。

町長 それでは、1 番叶内昌樹議員の「持続可能な地域づくりとは」のご質問にお答えいたします。

豪雪に関する近年の大きな課題は、地球規模での気候変動に影響された短期集中的な豪雪が頻発していること、人口減少と高齢化により地域の除排雪が弱体化していることが挙げられます。

集中的な豪雪については、災害時と同様の体制を取って対応しておりますが、今後も検証しながら、体制の整備を進めてまいります。

地域の除排雪の弱体化については、全ての除排雪を町で行うことは不可能ですので、自助・共助・公助が連携した除排雪の取組を進めているところでございます。

ご質問の「住民一斉での除排雪はできないのか」についてですが、平成25年に「官民協働一斉除排雪」として注目された取組のことと思います。仕組みは、地域ごとに各戸で一斉に町道に雪を出し、町が排雪運搬を行うもので、各戸の排雪経費の削減や無秩序な道路への雪出しの防止を図る取組でございます。令和元年度の最上管内の取組状況は、舟形町と戸沢村以外の市町村において各 1 地区ずつ実施しております。

舟形町では、町道及び生活道路のきめ細やかな除雪対応や町独自の雪対策に関するサービス及び流雪溝等の消流雪設備が充実しており、また、一斉除排雪自体、1 シーズンに一、二回と実施回数が少なく、かつ、日程の調整や作業ができない人への対応など課題があり、要望自体がない状況でございます。

2 つ目のご質問の「路線が増えた場合、オペレーターは増やしているのか」についてですが、平成30年度に生活道路除雪に対応するため小型除雪車を 1 台増やしております。今年度は、ひだまり第 2 分譲地内の町道360メートルが除雪路線として増加しましたが、除雪体制を変えていないため、作業時間は長引いている状況でございます。これについては、今年度の状況を踏まえ、工区間での路線の調整を行うことで対応可能と考えており、除雪車やオペレーターを増やす計画はありません。

3 つ目のご質問の「除排雪で傷んだガードレール等の対応」については、国、県、町がそれ

ぞれの区分により責任を持って、破損等の状況に応じて、順次、補修することとなります。

一部国道では景観に配慮したガードレールに更新している路線も見受けられますが、維持管理費の軽減を図るため、使えるものはできる限り使う方針であることをご理解いただきたいと思います。

また、ガードレール等の破損は、道路管理者のパトロールや通行者の通報により発見されることとなりますが、国県道は国・県へ直接連絡されるか、または町へご連絡いただければ、速やかに国・県へ報告いたします。

雪に強いまちづくりですが、町道除雪、除雪困難者の生活道路除雪等で町でやるべきところ、いわゆる公助の部分は今後ともしっかりと進めてまいります。

一方で、少子高齢化、人口減少が進み、これまで町内会で行ってきた行事やイベント及び共同作業の継続が困難になっていくことが想定されます。これは叶内議員のご質問にある地域の除雪も例外ではありません。このようなことから、町では地域間の連携による地域運営組織の構築により、自助、共助による取組の重要性を認識し、平成29年度から国の地方創生推進交付金を活用し、「住民主体の地域づくり事業」を展開してまいりました。昨年8月に設立した堀内元気安心ふれあい協議会においては、地域の課題である除雪について、有償ボランティアによる取組を行っております。

また、町においても除雪に対する負担の軽減を図り、地域の持続化や住み続けていただくために、地域支え合い除排雪活動支援交付金をはじめ、小型除雪機の購入に対する補助などの支援を行っております。

これらの制度もご活用いただきながら、自助、共助による除排雪活動に取り組んでいただき、持続可能な地域づくりの一助としていただきたいと思いますと考えております。

1 番 それでは、再度質問させていただきます。

冒頭で、人口減少と高齢化により地域の除排雪が弱体化しているということでもありますけれども、やはり高齢化率もどんどん増えてきてまして、昨日の4番議員さんの質問の中でも、高齢者世帯数と障がい者世帯数が690世帯ほどあるようですが、再度、高齢者世帯数、障がい者世帯数について、非課税世帯というのは、ちょっと分かる範囲でお聞きできるのか、ちょっとその辺どのくらいあるか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

非課税世帯につきましては、申請があった段階で税のほうとのやり取りの上、所得を判断しますので、今その件数が何件というのは把握はしておりません。

1 番 分からないというあれなんですけれども、今回の申請出したのが昨日時点で69世帯あったということでもありますけれども、これは非課税世帯の申請の数でありますけれども、今最近ですけれども、やっぱり高齢化率も高くなって非課税者でない高齢世帯も増えている現状で

ございます。平成16年に高齢者世帯等除雪サービス事業実施要綱というものが制定されておりますけれども、それからやっぱり17年近く経過してはいますけれども、そのとき判断なさった方だと思っておりますけれども、やっぱりそういう方々も高齢化に伴いこういう要綱的なものの見直しも必要ではないかと思うのですが、その点についてどうお考えでしょうか。

健康福祉課長 ただいまのご質問でありますけれども、昨日、町長の答弁の中にもありましたけれども、今現在、公助という点で、ほかの非課税世帯でない高齢者の方々とのバランスなんかも考えながら助成制度を組み立てているわけですが、時代に即した内容に変更することも必要かと考えられますので、その点につきましては上司のほうと相談をしながら時代に即した体制をつくり上げていきたいというふうに考えております。

1 番 やはり高齢化社会ということもありますので、非課税世帯、振り分けというか、分けるのは大変だと思うんですが、やはり高齢化する中で非課税世帯と税を納めている方々とのバランスというか、高齢化も進めばやっぱり除排雪等も困難になる。ましてや共助という地域、周り、隣近所の手助け等もやはり高齢化も進みなかなか困難になるのではないかと思います。まして、ちょっとこういう質問をしたわけですが、今後ですけれども、やはり非課税世帯ではない高齢者世帯数、障がい者世帯数、今690件ほどありますけれども、その比率というか、補助制度というのはどういう見込みで検討していくか、ちょっとお聞きしたいと思います。

町長 障がい者世帯、高齢化世帯というふうなことでありますが、高齢化世帯については65歳以上で独り暮らしまたは二人暮らしというので抽出されているというふうなことなんですが、やはり自力でできるというふうなことについては自力でやっていただくというふうなことで考えております。そこができなくなったときに、やはり共助であったり、公助というふうなことでありますので、一律に65歳以上高齢者、あと障がい者世帯というふうなことについて、どこまで基準を下げていくかというふうなことについては、今後、議論が必要かというふうには思いますけれども、まずは共助の部分であったりというふうなことがあるかと思います。

答弁書の中にもありましたとおり、堀内地区でつくりました地域運営組織の中には有償ボランティアでの除雪というふうなことがあります。そういった新たな共助のシステムというふうなものもつくりながら、その上で、どうしてもというふうなことであれば最終的に公助というふうなことで考えていかなければいけないというふうに思いますので、その点はやっぱり地域のつながりというふうなものを大事にしながらやっていこうというふうな考え方でございます。

1 番 除排雪等、金額はかかるわけですが、町としては、非課税世帯に、昨日の4番議員さんの答弁の中で、1回1万2,000円という単価でございましたけれども、これが4回まで屋根の雪下ろしの際に支払われると。豪雪対策本部が設置される場合は年6回という形であり

ますけれども、その頼みの窓口でありますけれども、全協の中で町民の方がどこに電話すればいいのかと言ったら、商工会というふうなことをお聞きしましたけれども、その商工会自体の窓口にした場合と行政に来た場合は全て商工会に回してやるのか、それとも、民生委員と話をするのか。その点についてどういう仕組みになっているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 健康福祉課のほうでは、高齢者世帯、障がい者世帯の方について、助成制度を設けておりますけれども、いずれにしても、民生委員の方が間に入っていて調整をさせていただいております、それぞれケース・バイ・ケースであります。1件として同じようなケースはございませんので、一概に全て商工会に回すとか、全て民生委員ですということではなくて、ケース・バイ・ケースに応じましてそのときの適切な対応を取っているというような状況でございます。

1番 やはり非課税世帯じゃなくても、屋根の雪下ろしを頼みたいと思う高齢者世帯もあると思いますけれども、やはり窓口が行政であったり、商工会であったりして、委託先が建設会社であったり、シルバー人材センターとかと振り分けられますけれども、昨日の段階で、シルバー人材だと1人1万3,000円で、建設会社だと2万円近くかかるような話でしたけれども、やはり助成するにしても、しないにしても、やはり相手先があやふやというか、やっぱり1万3,000円と2万円とか、企業によって多分金額が違うと思いますけれども、その辺を、今後ですけれども、一本化して窓口をつくって対応するということはできないのか。そうすれば、やっぱり頼む側もどこどこに電話すれば、例えば金額も提示できているような状況になると思いますので。やっぱり頼んでおいて、シルバーが来て1万3,000円、建設会社が来て2万円ということになってしまうと、やっぱり頼む側もちょっと負担が大きくなってくるのかと思いますけれども、その辺の考えはどう思いますか。

町長 2つの問題があるのかなというふうには思うんですが、一つは、非課税世帯というふうなことの捉え方の中で、その世帯として非課税世帯というふうなことになるかもしれませんが、その息子さんが町外に出て立派な暮らしをされている方というふうな方がいらっしゃるというふうなことで、そういった方々については非課税世帯であってもその方からの支援をいただいて除排雪をしていただくというのが、健康福祉課を中心とする支え合いの基本というふうになります。やはり夏場、立派な車で里帰りをして来ているような方々を我々がそれをどこまで支えるかというふうなこともありますので、まずはそういったところも踏まえて、非課税世帯全てがそういった形ということではなくて、本当にここは助けてあげないと駄目ですねというふうなところは民生委員さんと相談しながらやっていく必要があるのかなというふうに思います。そういった中で、民生委員さんを通じていろいろと有償ボランティアをお願いをするわけですが、その際には優先的にシルバー人材センターなんかも使うとい

うふうなことになるかと思えます。

そこ以外のところで、障がい者とか高齢者の方々以外のところでも自力でできないので、お金を出してでもいいのかというふうな場合については、商工会のほうを通じて建設業者さんという窓口を一本化したというふうなことでございますので、基本的には、障がい者とかそちらの方々については民生委員を通じて役場というふうなことになるかというふうに思いますし、それ以外の方々に除排雪をやりたいというふうな方については、商工会さんを通じて建設業者さんをお願いをするというふうなことになるかというふうに思います。

1 番 先ほど堀内地区の元気安心ふれあい協議会等の、この団体と民生委員との関わりもあるということなのか、お聞きしたいと思います。今後、こういう地域のボランティア、有償ボランティアを増やしていく考えはあるのか。実際、先ほど言った、商工会が窓口になって、お金を払ってもいいから屋根の雪下ろし等をしてほしいということになれば、地域の有償ボランティア等による今後の除排雪等の対応になっていくのか、その辺、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 ただいまの堀内元気安心ふれあい協議会の団体と民生委員さんの連携協力といったご質問に対してなんですが、堀内元気安心ふれあい協議会の中には、洲崎・横山地区の民生児童委員さんが役員として入っていらっしゃいます。やはりそういった事情については、この協議会と民生委員さんのほうで情報を共有して、どういった対応がいいのかといったことも協議した上で対応されているといったことに理解しております。以上です。

1 番 民生委員が入っているということですが、やはり、これから各地区にもそういう有償ボランティア団体等ができればいいのかなと思っております。その辺、今後の課題でありますので、その点を考えながら進めていかせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

舟形町では、町道及び生活道路等のきめ細かな除雪体制ということ、町独自の除雪体制、流雪溝等の設備が充実しておるという話でしたけれども、やはりこの件につきましても、今回、本町の第6工区のドーザー体制についてちょっと質問したいと思いますけれども、今年の雪の多さで対応が遅れているのかとは思いますが、やはり、例えば1台で、朝から除排雪等を行う場合、やっぱり、時間がかかりかかるわけです。その点について、やっぱり明け方、通勤に適した時間帯に除排雪ができれば、みんなが望むことなんでしょうけれども、やはり1台で回るとするのはなかなか何時間もかかるということで、例えば一番最初に除排雪したところに明け方さらにまた雪が降るというようなときには、2回目というのは実施しているのか、ちょっとその点、お聞きしたいと思います。

地域整備課長 早朝除雪一回終わった後にまた10センチ以上積もった場合は、午後から夕方の通勤時間帯までに終わるような形で2回目の除雪入らせていただいております。以上です。

1 番 第6工区のドーザーの除雪等で、やはり隣接する住宅地では捨て場所がないということで、

本町通りでは流雪溝があるので、押しっ放しで行くとは思いますが、本町通りでも高齢化率も高くなっておりまして、ある家庭ではやはり重機、トラクター等で排雪等も行っているように見受けられますが、やはり排雪場所を数か所増やす考えとか、あとは極力、各家庭ではやっぱり道路の雪を流雪溝に置いているような状況になって、ドーザーのバケットの仕組みもあると思いますけれども、やはり、極力高齢者世帯とかも把握できているのであれば、ここもきめ細かく、このうちはなるべくここには置かないとかそういった配慮をしてくださいというようなことは伝えているのでしょうか。

地域整備課長 まず、最初の堆雪場所についてなんですけれども、今の堆雪場所でぎりぎりのような状態であります。いろいろな各ご家庭、各住民の皆さん理由があって、置ける場所、置けない場所という形になってきますんですけれども、まずは今の場所をできるだけ減らさないように対処しているような状況でございます。

続きまして、高齢者世帯の玄関前とか脇のほう、配慮しているかというお話なんですけれども、それにつきましては、限られた時間、限られた機械力での除雪、それもさらに時間内で通勤時間内に間に合わせるような除排雪体制でやっておりますので、そこら辺、高齢者の玄関先への配慮等々についてはさほど考えていないという状況でございます。以上です。

1番 そこで、さっきのオペレーターの増やす計画という話につながっていくんですけれども、やはり、豪雪だったから時間帯に間に合わず、置き放しという言い方は失礼なんですけれども、ただ道路を確保するような除雪体制よりも、やはりもうちょっときめ細かく、流雪溝はあるといっても、極力うちの前には残さないような取組をしてほしいと思うんですけれども。若い家族がいる方は早朝で十分済むようなんですけれども、一気に道路の雪を置かれると、高齢者世帯ですとやっぱり半日かけたりしながら重い雪を流雪溝に流しているような場面も見られますので、その点、もうちょっと考慮できないのか、お伺いします。

地域整備課長 玄関前の排雪につきましては、状況を見てみますと、県道のほうがドーザーで除雪する手法を取っておりますので、玄関前に残すという部分については県道が結構大変なのかなと思っております。町道については基本的にロータリー除雪ですので、玄関前にほとんど残さないような形、6工区についてはドーザーなんですけれども、そこら辺も苦情等は、今まで玄関前に置いて大変だという苦情は来ているような状況ではないです。さらに付け加えますと、自助・公助の観点から、どこまできめ細かくすればという部分があると思うんですけれども、先ほど申し上げたとおり、人員、機械力、時間、限られた中でできるだけきれいに除排雪する方向でやっておりますので、それ以上に、今以上にきめ細やかな対応ということについては、かなり難しいのではないかと思います。できれば、家の前の玄関先などは、大変申し訳ないんですけれども、自助の部分でできるだけやっていただければ、さらに、高齢者世帯については福祉的な支援を相談していただければと思います。以上です。

1 番 自分のうちの前に来たものですがけれども、それは排雪するのが当たり前だと思いますけれども、今後、高齢者も増えていく形で、そのような話題性も考えていつていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。除排雪等で傷んだガードレール等の件でございますけれども、町のほうの体制としてはしっかりやっているのかなというふうに思いますけれども、やはり舟形町でいうと、温泉施設までの道のり等によると、国道だったり、県道だったり、あるわけですがけれども、やっぱりいい景色を見るために、県道であったり、その辺もガードパイプ、路側用と歩道のガードパイプがあるわけですがけれども、そういうものを、やっぱり景観に考慮した、修復等があった場合にはそういうふうな要望等も、国のほうはやっているんですが、県のほうに要望等はしていくのか、お伺いしたいと思います。

地域整備課長 ガードレールにつきましては、議員おっしゃるとおり、結構、塗装がはげていたり、古くなったりしているものが見受けられます。ただ、県のほうでも予算限られた中で、県道の側溝整備とかいろいろ地域の要望を受けながらやっているところでありまして、使えるのは使い切るというか、使えるものはできるだけ使っていくような方針になっております。

ただ、これから新たに交換するとかそういう部分は、県と情報を密にしながら、町長とも相談しながら、景観に配慮したものなどを要望していくような形で検討していきたいと考えております。以上です。

1 番 そういうふうに県とも連携しながら、河川敷の道路は、ビームパイプと言いますが、やはり展望性に優れたガードレールを要望するようにお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、除雪機器購入の補助の件でちょっとお伺いしたいと思いますけれども、町では、助成として、小型ロータリー除雪機または農業用トラクターにつけるアタッチメント等の補助で4分の1補助ということをしているようですが、小型ロータリー除雪機といいましても、やはりメーカー等も8社以上ありまして、現状としては町内の業者さんから購入したのみに適用されるようでございますが、購入場所というか、販売会社というのは何社ぐらいあるのかを聞きたいと思います。

まちづくり課長 町内業者ということで、数は4者になっています。そもそもこの補助制度を構築するに当たっては、町内の企業の経済対策といった観点が一番最初にこの制度をつくった当初あったものですから、町内の業者さんということで4者というようなことを今のところしている状況です。

1 番 その4者の業者についてですが、購入者が希望するようなロータリー除雪機を購入できるのか。そこでしか扱っていないものじゃないとだめだという話であれば、やはり大変難しいのかと思いますけれども、取り扱えるものがあるのかと、やっぱり町外業者でも可能であればこの補助体制を町外にも広げてもいいのかなと思います。やはり、機種によって、

4分の1補助といって、上限が10万円ということであっても、今、除雪機のほうも10数年前から比べると、七、八十万で買えた機種が今100万を超えております。そうすると4分の1の上限10万円としても、ほぼほぼ80万円とか支払わなければ買えないような状況ですけれども、この4分の1の上限等の何か改正的なものはお考えではないのでしょうか。

町長 現時点では、助成の額を上げるというふうなことは今考えておりません。やはりこの補助制度がつくられたときには町内業者の景気浮揚というふうなことでの経済対策の面が多かったというふうなことであります。それが除雪機械というふうな機械購入の一端をとというふうなことでございますが、やはり、申し訳ございませんが、例えば松橋地区の方については、補助対象にならないようなユンボを買ってやらないと除雪ができないというような方もいらっしゃいます。その方は高齢者の雪を掘ってあげたりとか、そういったこともやっている方なんです、この制度では補助をすることができません。そういったところを踏まえて、ハンドメイドのとかトラクターにつけるアタッチメントの分を補助している制度でございますので、やはり公平性というふうな観点からいくと現行制度というふうなことで考えております。ただ、様々な点で見直しをする必要があるだろうというふうなことで、来年度以降にその制度を見直すようにまちづくり課のほうには指示をしておりますので、新たなところでの検討をされたものが来年度以降出てくるかなというふうには思います。

1番 バックフォーとかショベルとかでないと、やっぱり豪雪には対処できない部分もありますので、今後、雪に強い町としても、やっぱりそういう場面に対してもいろいろな手を差し伸べてもらえるといいのかなと思います。

以上をもちまして質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番伊藤欽一議員。

3番 それでは、私のほうからは2点について質問をさせていただきます。

初めに、「雪崩防止対策について」ということで質問をさせていただきます。

町道内山長尾線で格子枠コンクリートによる法面の保護がされている箇所がありますが、格子枠のくぼみに雪がたまり、雪庇となり崩落し大変危険なので、対策をお願いしたいとの要望が町内会から町に出されております。

平成23年10月27日のまちづくり意見交換会では、雪庇が大きくなり危険な箇所は取り除いているという答弁のようですが、平成27年度からは内山町内会だけでの陳情ではなく、長沢地区各町内会長同意の下に長沢地区連合町内会として雪崩防止対策の要望が継続されております。

町としても、長沢地区と上長沢地区を結ぶ必要な路線として位置づけているとの認識で、事故が発生しないよう注意喚起を行うとともに、監視体制を強化して安全確保に努めてまいり

ますとの回答になっているが、なかなか進展が見えない。町でこれまでの取組と今後の展望について、町長の考えを伺います。

2点目は、「新たな町の魅力発信は」ということについて質問させていただきます。

1月29日の山形新聞に「おいしい舟形新メニュー！」自慢の鮎、マッシュルームなど町の特産品を使用してのコース料理を想定した試食検討会を町観光物産協会が開催との記事が掲載されていました。

森町長は今回の取組について歓迎しているようですが、舟形町振興公舎と観光物産協会との関わりや若あゆ温泉を中心とした観光の発展をどのように結びつけていくのか、町長の考え、思いを伺います。

町長 それでは、3番伊藤欽一議員の雪崩防止対策についての質問にお答えします。

町道内山長尾線は、長沢地域・上長沢地域間を結ぶ重要路線であり、雪庇の危険性、対策の必要について十分認識しているところでございます。

現在、雪崩対策の必要な重要路線は、国道13号から太折地区へ向かう舟形太郎野線、リサイクルプラザへ向かう折渡桧原線、そして、内山長尾線の3路線であります。

特に折渡桧原線は、毎年雪崩が発生し、今年も約50メートルの区間で道路が完全に埋まり通行止めになりました。また、舟形太郎野線においても小規模な雪崩が2回発生しております。幸いにも雪崩に巻き込まれた人や車両がなく、大きな被害にはなりませんでした。太折地区の1つしかない生活を支える道路であり、また、最上管内からリサイクルプラザへの唯一のアクセス道路であるため、他の町道と比較しても重要度は高く、早急な対策が望まれる路線であります。

内山長尾線は最初に述べましたとおり、地域間を結ぶ幹線道路であり、通勤等日常生活に欠くことのできない大切な道路であります。

町内会等からの要望があるとおり、格子柵に乗っている雪庇が固まりとなって落ちてくる被害が想定され、町では応急対策ではありますが、格子柵の法尻に雪庇を受けるポケットを雪でつくり、対応しております。

現地は、格子柵と最上小国川に挟まれているため、道路敷地は狭く、対策工事費が高額になることが予想され、折渡桧原線、舟形太郎野線とともに国の補助事業を模索しておりました。

国は、本年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、令和3年から7年までの5か年で「激甚化する風水害や大規模地震等への対策」等について、おおむね15兆円の規模で重点的に取り組むこととしており、町では、この機会に、補助制度等に照らし合わせて実施の可能性を検討してまいります。整備スケジュールについては、緊急度から判断し、折渡桧原線、舟形太郎野線の次に内山長尾線となりますが、国の補助制度が活用できればこの5か年の間に実施したいと考えております。

次に、「新たな町の魅力発信は」についてのご質問にお答えします。

町の特産品である鮎やマッシュルームを活用した食の情報発信により交流を促進し、町の活性化につなげていこうと、今年1月に町観光物産協会や小国川漁協が開発した料理の試食会が開催されました。新型コロナウイルス感染症に対する予防対策を十分に行っての開催であり、会話をできるだけ控えた中での試食会ではありましたが、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたこのたびの取組は大変意義のあったものと感じております。

観光物産協会においては、今年度より事務局体制を刷新し、その活動内容についても、特産品の情報発信と販路拡大や新たな体験メニューの開発検討など、交流の促進による町の活性化という目的を共有し、事業に取り組んでいただいております。

そのような中で、若あゆ温泉あゆっこ村の周辺には、小国川を中心とした鮎パークふながた、県民ゴルフ場、加えて人気のマッシュルームスタンドもあり、町の一大交流エリアとなっております。

町といたしましても、県内の高速交通網の整備が進む中で、若あゆ温泉あゆっこ村及びその周辺にある施設の一体的な取組により交流を促進し、地域の活性化を目指すものです。その一環として老朽化した施設を魅力ある施設に改修し、来年度は、新たに整備するWi-Fi環境と自然を生かした体験メニューによるワーケーションを展開してまいります。また、交流の促進にはその土地の素材を生かした「魅力ある食」といったキーワードが欠かせません。鮎とマッシュルームは町を代表する重要な食の素材であり、その素材を生かした「魅力ある食」の提供については、鮎定食や鮎重のほか、鮎の甘露煮や鮎の開きなど、若あゆ温泉の指定管理者である株式会社舟形町振興公舎において取り組んでおります。

今後の新たな町の魅力発信については、特産品を活用した「魅力ある食」の開発と併せて、施設の有効利用も念頭に置きながら、舟形町振興公舎及び観光物産協会と連携を図り、有効な取組を検討してまいります。

3番 それでは、一般質問の後に資料を添付しておりますけれども、ちょっと資料をご覧くださいというふうに思います。

資料2枚添付しております。

1枚が、県道新庄舟形線ということで、2月21日発生した雪崩でございます。ロックフェンスをなぎ倒してまで雪崩が発生し、道路が片側通行になっている状況でございます。

もう1枚が、今回、一般質問の中に出しております内山長尾線の法枠でございます。手前が内山町内で、上流、奥のほうが長尾町内に行く町道内山長尾線でございます。この法枠、約高さ20メートルほどあると思います。答弁書の中にありますけれども、このガードレールの下が10メートル以上の落差になって、小国川でございます。

この雪庇が一気に来た場合、やはり先ほどの写真を見ると分かると思いますけれども、本当

に車が走っていたらそのまま川に落ちる、大変危険な状態の冬でございます。私も何度か通りますけれども、やっぱりこの雪を見るたびに「あ、落ちて来ないのかな」と心配しながら通っているというのが、ここを通る住民の方々がいつもそんなふうに思って通っているのかなというふうに思っている道路でございます。

町のほうでは、いろいろなところで県への要望をさせていただいていると思います。町内会からの要望を受けて、県に上げるものは県に上げるというようなことで、例えば長沢地区での県への要望に関しては、県道新庄長沢尾花沢線、これに関しては長沢第3町内会とか内山町内。そして、今年度3月で終了すると思いますけれども、ここにおります代表監査委員の齊藤氏宅の前、これも平成26年、27年あたりから危険だというようなことで要望が上がっているところでございますけれども、これに関しても今年度完了するような形で今工事が入っているようでございます。これに関しては、町の執行部の方々の努力に町民の方々、そして役員の方々も大変感謝しているところではございます。

しかしながら、町に関する要望に関してですけれども、なかなか思うように進んでいないというのが現状のようであります。確かに予算規模もあると思いますけれども、町、各単位町内で出すもの、そして、連合町内会として地域にまたがって重要だというようなことで出すもの、これ2点あると思います。これに関して、本当に重要度が高いものであるために連合町内会として上げてくるのかなというふうに思いますけれども、そこら辺の認識に関して、町長のご意見を伺いたいと思います。

町長 町内、各連合町内会ごとにいろいろ陳情をいただいております。そのことについては真摯に受け止めて、できるものから取り組んでいるというふうな姿勢には変わりはありません。

3番 今回、質問の町道内山長尾線でありますけれども、先ほど言いましたけれども、平成27年ごろからの内山町内会からの要望から連合町内会の要望に、格上げというののもちょっとおかしいんですけれども、連合町内会で上げて寄こしている要望ということでありますけれども、ただ、継続して上げている中で回答が例年同じなのが、やっぱり町内会の役員さんから、「何だ、これは」というようなことで私もいろいろ質問は受けるんですけれども。例えば、平成28年とか、令和元年に関しては、「注意喚起及びパトロールの強化に努める」、平成26年、27年、「監視体制を強化し、安全確保に努める」、本当に過去のものを見ますと毎年同じような答弁なんです。非常にこの点に関して、私もいろいろ資料を見ると「ん」と思うところはあるんですけれども、この点に関して町ではどういうふうな思いでこういうふうな回答がなされているのかを伺います。

町長 伊藤議員も多分上のほうに登られたこともあるかと思いますが、私も登っております、一部その雪庇を上からロープを垂らしながら落としたこともございます。そういった中で、やはり、雪崩防止対策としていろいろな工法がございます。この場所については、国道でよ

く作っております法面に突起物をつけてというふうなことでの対策があるんですが、それについても同様に雪庇がついて雪崩が発生するというふうなことで、国道のほうでも雪下ろしをしているというふうな状況があります。ある意味、ここは自然の法面でない分だけ、人工物の分だけ、一気に雪崩の来るところではないというふうなことの認識だというふうに思います。やはり格子状になっている分のところで雪庇ができるというふうなことがあるかというふうに思います。

ある意味、これを解決しようとすれば、スノーシェットであつたり雪崩防止柵を作るというふうなことでございますが、そういった場合に、やはり上はＪＲと三光堰、下は小国川というふうなことで、しかも、小国川のほうについては方持ちの擁壁になっているような状況でございますので、なかなか基礎部分をつくるというふうなことはできないというふうな現状があるかというふうに思います。そういった思いも持ちながら、地元の方の要望にはできる限り応えていきたいというふうな思いで、残念ながら、こんな回答しかできないというふうな思いを持って回答しているような現状でございます。

3番 実際に雪崩に巻き込まれはしなかったんですけども、目の前に雪崩が落ちたというような事例も平成26年度の内山町内会の中でもあります。目の前で雪崩が落ち、道路の一部を塞いだときがあったというふうなことで、やはり雪崩というのはいつ何とき起きるか分からないような状況であります。確かに今町長おっしゃいましたけれども、言われればいろいろな方策はあると思うんですけども、ただ、私が一番思うのは、町民に対しての親切、懇切丁寧な回答というか、ただ文章だけでなく、やっぱり町内会とのコミュニケーションのやり取りかなというふうに思います。駄目なものは駄目だ、しかし、こういった方策があるよという、やっぱりそういうふうな意見交換、住民との意見交換が非常にコミュニケーション不足になっているのかな。ただ来たものに関して一方的に返しているような状況ではなかなか進展が見られない。今回、答弁の中でございますけれども、防災・減災、国土強靱化5か年加速対策、これによりますと、補助制度が活用されればこの5か年の間に実施したいというふうに考えているというふうなこの答弁でございましてけれども、これに、例えば活用されなければまた放ったらかしになるのか、お伺いしたいと思います。

町長 スピード感を上げるためにというふうなことでそういった事業に取り組むというふうなことで、ここをやらないというふうなことでございませぬ。

また、町内会に対する回答についても、最初、私が就任した当時なんかは木で鼻をかんだような回答が多かったので、そういう文言の表現はまずいだろうというふうなことで、大分そういったところの修正もしております。しかしながら、連合町内会の要望会についても、時間が限られておりまして、全てに対して細かく説明をするということができません。そういったところもありますので、もしそういった必要であるというふうなことであれば、いつで

も各町内会で私を呼んでいただければそういった説明会なり要望会に応えていきたいというふうに思いますので、ぜひ、そういったこと機会をつくっていただければというふうに思います。

3番 大変ありがとうございます。ただいまの町長の答弁、連合町内会のほうに伝えておきたいなというふうに思います。

やっぱりできるだけ、長沢だけでなく、舟形、富長、堀内、やっぱり連合町内会の役員さん、町長は堀内出身ですので、その地区に関しては大丈夫なのかなというふうに思いますけれども、やはり、人と人とのつながりが一番重要なのであって、そのコミュニケーション不足、それがやっぱりいろいろボタンの掛け違いのもとになるのかなというふうなこともあるので、できるだけ、忙しい中ではあると思いますけれども、コミュニケーションを取っていただきたい、やっぱりその何か段取りができればなというふうには考えているところではあります。

例えばこの制度、5か年に実施したいという制度に関してちょっと私も提言したいなというふうにはあるんですけども。1点、質問しますけれども、法枠の工事、何年度に完成して、今何年ほど経過しているのか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長 法枠の工事につきましては、設計資料、工事の設計書等が破棄されておりまして、確実に正確なところとは言えないんですけども、62年度に用地買収しております。登記かかっておりますので、これは間違いないところで、道路台帳の更新が平成3年度、4年度あたりになされておりますので、平成元年から2年、3年の間に工事されている、30年ぐらい経過している施設でございます。以上です。

3番 雪が消えて、あそこの法枠を見ていただくと分かるように、先ほど町長言いましたけれども、後ろに三光堰が通っております。その関連かどうか、分からないんですけども、水抜きパイプから水も出ておりますし、コンクリートも凍上して表面が浮いている部分もございます。雪崩だけでなく、コンクリートが落ちてくる危険性もあるのかなというふうに私は見ております。そんなことで、できれば、国の補助制度が活用できればというようなことでありますけれども、そういったことを勘案しながら、これから改修というか工事に、できるだけ町民の安全安心を守るためにもコンクリートの強化、補強などを考えながら、この事業にできれば取り組んでいただきたい、早急に、早いうちから現場点検をしていただきたいなというふうに思います。そこら辺、答弁お願いします。

地域整備課長 ご指摘のとおり、30年経過しており、一部コンクリートにひび割れなど見られます。さらには、お写真を見て分かるとおり、草木も生えているような状況でございます。状況を再度調査し、法面の安全上問題があれば必要に応じて老朽対策を進めなければならないと考えております。以上です。

3番 よろしくお願ひしたいなというふうに思ひます。とにかく安全第一、町民のあそこは本当に重要なアクセス道路でございますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思ひます。

続きまして、「新たな町の魅力発信は」について質問させていただきます。

まず、この答弁書を拝見しまして、これからの舟形町にとってはぜひともやっていただきたい、大変、私もちょっとわくわくするような答弁でございます。非常に、先ほどの2番の荒澤議員の質問に農林専門職大学の開学もありました。将来、舟形町に関して非常にプラス要素が多いような中での答弁かなというふうに思ひます。ぜひともやっぱり進めていただきたいというのが、この答弁を見まして感じた第1点でございます。

1月29日の山形新聞に出ております。マッシュルームなどを使用したおいしい舟形の新メニューというようなことでございますけれども、コロナ関係でなかなか皆さんが参加できなかったというようなこともあるんですけども、このときのちょっとコースメニューについてお伺ひしたいと思います。試食検討会で関係者が1品ずつ評価したとありますけれども、いろいろなメニューはありますけれども、なかなかここで、「大変おいしかった」とかそういう表現が新聞にはなされていないんですけども、食レポではないんですけども、町長、食べた関係でどうなのかなというふうにちょっと質問したいと思います。

町長 何を食べたのかはよく覚えていないところではあるんですが、メニューがあるので、ちょっとお話をさせていただくと、一つは、庄司太郎さんのところの鴨の生ハムと干し柿とキンカン、それから2番目が舟形マッシュルームのみそ漬けと自家製くるみパン、3番目が鮎のコンフィ、4番目が鮎のベニエバジルとクレソンとモンジャムのソース、4番目が舟形マッシュルームと鴨のコンソメ、それから舟形町産の赤ネギとソバの実と鴨のモモ肉のコンフィ添えというふうなこと、それから6番目が鮎のムニエルと舟形マッシュルーム焦がしバターソースユズの香りというふうなこと、それから7番目が牛肉とフォアグラとマッシュルームのパイ包み舟形町産山ブドウワインソース、それから、8番目が鮎のココット炊き込みご飯、9番目が鮎の焼き干しスープの塩ラーメン、10番目、舟形マッシュルームのサラダボルドレーズ、11番目が干し柿とラズベリーのくるみタルト、12番がフランス焼き菓子カヌレとガレットブルボンヌというふうなものが出たそうです。

基本的にやっぱりマッシュルームだけではなく、庄司さんのところの鴨であったり、それからラズベリーであったり、あと山ブドウ等も使っていたというふうなことで、非常にその種類とか、特産品を使っていたというふうなことがありました。

私的にはおいしいと思えるものもありましたし、まだもう少しかなというふうなところもございました。試食会でありますので、今後どのようになっていくかというふうなことがあるんでしょうけれども、参加された方々につきましては、総じてA評価が多かったというふうなことであります。もう少しというふうなところもあるようでございますけれども、そうい

ったことで、観光物産協会が「食の」というふうなことで新たな魅力づくりをしていただけたというのは非常にありがたいことかなと。

それに先立ちまして、漁協さんのほうでも古来といいますか、伝統的に食べられている舟形の鮎料理というふうなものを頂きました。家庭では鮎の天ぷらとか、鮎のフライというふうなものも食べられているというふうなことでそういったものも頂きましたけれども、先ほど申しあげましたメニューは何かフランス料理というか、洋ものでありまして、どちらかというところ、漁協さんで食べた地元の方が食べている料理のほうが私には合ったような気がします。

ただ、いずれにしても、鮎のフライなんかは子供たちの給食なんかに非常に使えるメニューかなというふうな感想を持ったところなんです。鮎の天ぷらを井にした鮎天井とかというふうなものも非常に私はおいしいなというふうに感じたところなんです。そういった諸々の今までの甘露煮とか塩焼き、みそ焼きだけではなくて、いろいろなものが可能性としてあると。そういった食というものが、やはり大きな体験する交流人口の増には食という体験を通して多くの方々が来ていただける大きな要素だろうというふうに思っておりまして、今後、そういったことをもっともっと厳選していきながらやっていければ非常にありがたいなというふうに思っているところでございます。

3番 なかなか舟形町でコース料理が食べられるというところはないので、非常に私も期待はして、一回は食べてみたいなというふうには思っているところでありますけれども。いかなせん、この最上地域というのは新しいもの好きで、最初は行くけれども、次は行かない。なかなかそういった最上地域風土がそんなところありますので、そこら辺は、この食に関しては十分注意をしながら、やっぱりリピーターが来るような、そういった開発をしていただいて、多くの人から喜んでいただけるようなそういう食にしてみたいなというふうな思いでございます。

次に、今回新たに整備するW i - F i と自然環境を生かした体験メニュー、ワーケーション、非常にいいところに目をつけたなというふうに私は思っております。ワーケーションを推進する自治体の例ということで、長野とか北海道、和歌山、そのほか沖縄とかあるんですけども。やはり今の時代、コロナ禍の中で非常に注目されてきたのかなというふうなことがございます。これに目をつけた意図というか、どこから目をつけたのかなと非常に興味あるんですけども、お答えしていただきたいと思います。

町長 最初のほうのまずあれですが、内容等についてはデジタルファーストのほうで答弁させていただきますが、やはり食に関しては、現在、1年を通して鮎を食べさせる、提供している店がないというのが大きな弱点だというふうに思っておりますので、一部、シーズンによっては競合するところがあるかもしれませんが、年間を通して町の特産品を出せる、そういう場づくりというのも大事かなというふうに思っているところです。

ワーケーションの着眼点については、じゃあ、デジタルファーストの沼澤のほうより答弁させていただきます。

デジタルファースト推進室長 ご質問のワーケーションについてでございますが、これについては、国の2次補正の予算を使って整備するものでございます。こちらについては、ハード面とソフト面の2種類がございます。ハード面についてはWi-Fi設置ということで、今年の6月ぐらいに完成する予定です。

これを考えた経緯と申しますと、コテージにまずWi-Fi環境がなかったということがあり、宿泊者からの要望も常にあったと。町単独で考えた時期もあったと聞いていますが、そういうことで要望がかなりあるという中で、Wi-Fiを設置するとまず考えました。コロナ禍の中ですので、そこにWi-Fiだけ設置するのではなく、平日のコテージ利用、それを膨らませるために家族連れ等呼んで町のにぎわいを出そうということ考えたものでございます。

ソフト面につきましては、今後、町の観光的なマッシュルームや、今一般質問にあった施設を活用しながら、家族連れを呼んで、仕事と観光ができるような施設を整備したいということで進めた経緯でございます。

3番 これが大変盛況に発展しますと大変な一大産業になるのかなというふうに変期待するところであります。

県の企業局のデータでありますけれども、県民ゴルフ場の利用者の推移というふうなことで、平成10年に3,000人、そこから、平成20年に1万6,000人で、26年に2万8,000、27年2万9,000、28年に3万、29年に3万500、30年に2万9,500、元年に3万1,000、これはグラフから読み取った推移でございますけれども、直近5年では約3万人ほどのゴルフ場を利用されております。元年度にまた温泉エリアを利用した方というのは15万7,000人、やっぱりこれだけで18万7,000人、かなりのあそこにお客さんというか、利用される方がおります。やっぱりこの方々をいかに取り込むか、そして、プラスアルファ、猿羽根山地蔵尊もありますし、いろいろな観光施設あると思います。鮎釣りも来ます。やっぱりそういう方々を取り込めば、本当に舟形町というのはやり方によっては本当に魅力ある町、全国からも注目される町になるのではないかなと、本当に言い意味で大変期待を持っているところであります。

そんな中で、先ほど町長おっしゃいましたけれども、鮎、やっぱり鮎を冬期間食べるところがないというのがいろいろな方々のご意見でございます。できれば、せっかく鮎を提供するのであれば、見えないところではなくて、見えるところで鮎を焼いて、お客さんに見えるような、そういうふうなやり方をやれば、またお客さんが食する味だけじゃなくて、目でも味わえる。やっぱりそういったことも考えていただきたい。

またもう一つは、これほど県民ゴルフ場にお客さんが来るので、県民ゴルフ場から下に下り

るのではなくて、コテージに入って来られる、あそこにアクセス道路の整備をして、ゴルフ場のお客さんがコテージ、温泉を通して帰られるという、そういうふうなコースづくりも必要ではないのかなというふうに思いますけれども、ご意見を伺います。

町長 確かに今までは県民ゴルフ場、それから温泉は温泉、それからマッシュルームスタンドはマッシュルームスタンドというふうなことで、それぞれだったんですが、やはりこれらの関連性をつけていくことが重要かというふうに思います。

ちょっと余談にはなるんですが、鮎を販売するというふうなことで温泉の玄関先で鮎を焼いて売ったところ、意外に販売が進んだというふうなことがあります。やはり、こういったところを考えてみますと、その売る場所がある程度固定されていたり、決まっていれば非常にいいのかなというふうに思います。

今ご提案ありました温泉からコテージまでのトンネルの上の部分の道路の接続については、何度も検討してまいりましたが、そこまで必要性がないのではないかなというふうなことで、一部立ち消えになったり、また復活したりというのが現状でございます。しっかりと温泉の施設、コテージ、さらに県民ゴルフ場、マッシュルームスタンドを見据えた中でのつながりというふうなものを考えながら、その道路の在り方というふうなものをちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

3番 最後に、併せてですけれども、県民ゴルフ場、冬期間、全然使われていません。県民ゴルフ場の冬期間の有効利用というものも今後の検討課題に加えて、やはり雪が売り、逆に、嫌なものでなくて、いいものだというふうなことでその売りも併せて検討していけばいいのかなというふうに考えるところであります。ぜひとも成功していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で質問を終わります。

議長 以上をもって、伊藤欽一君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 会議を再開いたします。

日程第2 議案第2号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第10号）について

議長 日程第2 議案第2号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。

初めに、歳入についての質疑を許可します。

9番 ちょっと、確認といいますか、教えていただきたいんですが、それでは、10ページ、地方債の補正でお願いします。追加の分で、減収補填債560万、余り聞き慣れない地方債でございますが、内容を見ますと、今回のコロナで税収が減収した分についての補填だということでございますが、地方消費税交付金、この分の減収について地方債を発行しているようでございますが、この減収債というのは75%が戻るという話なんですが、前も臨財債でも話しましたが、ここであえて起債を起こしてここに入れる必要性があるのか、そのあたりをどういうふうな考えでここに起債を起こしたのかをお伺いします。

総務課財政係長 ただいまの質問にお答えいたします。

議員お見込みのとおり、地方消費税交付金が560万円程度下るというふうな見込みを立てております。これについては、コロナ禍において全国的に消費が落ち込んだことによる減収というふうなことを見込んでおるわけですが、この減収に対して、国のほうで今年度特別にその減収補填債というふうな制度を発令したというふうな内容になってございます。

この560万円につきましては、交付税算入率が100%というふうなことで国のほうから示されている内容を借入れをするというふうな内容でございます。ですので、今回、消費税交付金が出た分、これで借入れすることによって町の収入補填にもなりますし、後年度、この分を100%交付税算入いただけるというふうなことでしたので、町としてもこれを借入れして対応してまいりたいというふうに考えたところでございます。以上です。

9番 100ですか。75とっていたんだけれども、100ですか。100にしても、前も臨財債、また同じことを申し上げます。借金は借金なんですよ。たかが560万かもしれませんが、借入れすることによって公債率が上がる、そういうことを考えながらやれば、今回、補正で町税が2,500万円ほど増えているわけです。こういうものを勘案すれば、確かに地方消費税交付金下がってはいるものの、町税の総額分を見込んで全体的に見れば、560万というのは必要じゃなかったんじゃないかなと、あえて借りる必要はなかったんじゃないかと私は思うんですが、町長、どうでしょうか。

町長 9番議員の言われることも一理はあるんですが、これは地方消費税交付金というふうなことで国から支給されるものが国で交付されて来ないというふうなことがある。その財源の代わりとして各自治体で起債を発行しなさいというふうなことの指導でありますので、公債率というふうなことについてもあるんですが、基本的には、国から来るものを国で支給することができないので、一時的に基礎自治体のほうで借入れをして、それに後年度100%

その分をお返ししますという制度でありますので、町にとっては非常に損のないものでありますので、逆に言うと、これを借りないとなれば財源的に豊かな団体というふうなことになるってしまうところもございまして、今のところ、県内の市町村で借りないところはないと。逆に言うと、市町村課のほうでは借りていただきたいというふうな指導があるようなものでございます。

9 番 今の町長の言質を取って悪いですけども、「借りていただきたい」というんですか、「借りなさい」という指導なんですか、県は。副町長、どうですか。

副町長 厳密には、判断をするのは市町村でございまして、県として義務的に「借りろ」と言うことはできないと思いますが、指導という範囲で「借りていただきたい」というふうな、そういう判断をしていただきたいというようなお願いというふうなことというふうに受け止めております。

議長 ほかにありませんか。

6 番 ページが14ページの町税の関係であります、町民税についてはまだ申告が終わっていない段階での予算ということで、差異が出るのは分かりますが、固定資産税の1,648万5,000円の増、この辺については、増えたのは大変よろしいんですが、どうしてこのような数字になったのか、この辺お聞きしたいと思います。

住民税務課長 固定資産税の当初算定時と今回の補正の関係になります。まず、1点が、償却資産の総務大臣配分が当初積算時より470万ほど増額になっております。償却資産のうちの設備投資の分になってございます。当初算定時点よりも500万円ほど税額で伸びております。償却資産のいわゆるリース分、特にリース分になります。そちらのほうも伸びておりまして、約328万5,000円ほど。あともう1点が、当初収納率を97%程度で見えておりましたが、収納率が今年度も99%を確保できるような見込みになっておりますので、それで350万ほどの差が出ておりまして、合計で1,648万5,000円ほど増えてございます。

令和2年度につきましては、令和元年度と比べまして当初予算のほうで極力決算ベースに近づくように積算しましたが、それでも差が出ていることにつきましては、状況の把握ができなかったということで反省してございます。

6 番 増えた要因は分かりましたが、増えるであろうというふうな、そこら辺の予想というのは、令和2年のこの予算をつくる段階ではもう少し確実なものに近づけるということとはできなかったのか、この辺、再度質問したいと思います。

総務課財政係長 償却資産の総務大臣配分につきましては、当初予算の際、まだ不明確でございまして、4月に通知が来ておりまして、5月に課税をしてございます。当初予算時に算定する際に償却資産の申告書がまだ手元のほうに届いておらず、システムのほうに入力できなかったため増減した額等を確認取れておりませんでした。あくまでも確実な線で入力し、当初

予算で算定してございます。

6 番 前の副町長、庄司副町長がいる時代に、非常に町税の予算の立て方が非常に甘いというようなところでかなり注意を受けたような記憶があります。そういった中で、また今年度においてもこれほどの差異が、プラスの差異でありますけれども、出たということで、もう少し職員の意識が甘いんじゃないかというふうな感じがするわけです。この辺について、前回、この令和2年度の前までの予算の立て方と、令和2年度以降の予算の立て方で改善点があったのか、併せて聞きたいと思います。

住民税務課長 令和元年度と2年度につきましては、算定方法を変えてございまして、極力、土地家屋につきましては近い数字で、償却資産につきましてはなるべく分かる分の範囲につきましては見込んでということで、固定資産税のほうで対前年度比約1,175万3,000円ほど増やしてございます。ただ、償却資産関係につきましては、予算算定時にまだ申告書が届いていないので、増減が不明確であったということは確かでございます。今後、また来年度に向け、ちょっとまた同じような算定方式で積算してございますが、なるべく差の出ないように、今後また工面していきます。

議長 ほかにありませんか。

6 番 20ページ、18の1の1一般寄附金の中で1億7,000万円ほどふるさと納税が増えておるようですけれども、非常に喜ばしいことかなというふうに思っております。当初は3億円だった無理だろうというふうに私も考えておったところではありますが、このような数字になったということについては本当に職員の頑張りだろうというふうに思っているところであります。

そういった中で、4億7,000の見込みに対する返礼品、要するに米のウエートが何%ぐらいなのか、米以外のものが何%ぐらいなのか、この辺ちょっとお聞きしてみたいと思います。

まちづくり課長 ただいまの返礼品の内訳ということなんですが、2月末現在の数値を把握しておりますので、米が94.6%です。肉1.4%、マッシュルーム0.6%、あとはその他、ラフランスとか、温泉の加工品とか、山ブドウワインとかそういったものになります。以上です。

6 番 大変、米が95%弱というようなところで、非常に米の消費が伸びない中で舟形の米がこのように返礼品として活用されているということは大変喜ばしいところではありますが、返礼品、国の通達では、返礼金額の50%が上限というふうに、50%でしたか、30%か、前が50%か。というようなことに制限されておりますが、この辺についてはきちっと国の通達に従って実施しているのか、確認のため聞いておきたいと思います。

まちづくり課長 国のルールに基づいて、そこら辺はしっかり守るようにしております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

3 番 同じく20ページで、18、1の4、ここで3万円の消防寄附金がありますけれども、その消

防費の寄附金という内容をお聞きします。

住民税務課長 消防の協力事業所ということで現在7社ほど登録していただいております。その会社より3万円ということで寄附をいただいている状況になります。

3番 それは1社でなくて、何社か合わせてということですか。

住民税務課長 1社になります。

7番 それでは、同じ20ページの、17、22の1、若あゆ温泉改修事業債2億4,140万円について質問いたします。17の22の1です。違うか、22の1の3になるのかな。失礼いたしました。

ここで、商工債ということで2億4,140万円ほど起債するようですけれども、この起債の内容を詳しく説明いただきたいというふうに思います。

総務課財政係長 ただいまの質問にお答えいたします。

若あゆ温泉の改修事業債2億4,200万円というふうなことで、高額にはなるんですけれども、国のほうの15か月予算というふうなものに対応するような形で国土強靱化ですとか、防災・減災、それから、施設の長寿命化というふうなものに對しまして、国のほうから追加の割り当てがあったところでございます。事業債のメニューについては過疎対策事業債でございまして、当町におきましては2億8,000万ほどその割り当てを追加でいただいたというふうなことの内容になってございます。

令和3年度に実施予定だった事業の中からそのメニューの中に合致するようなものというふうなことを選定しましたところ、若あゆ温泉の長寿命化工事というふうなものが優先してすべきだろうというふうな判断に至りましたので、今回、3月補正のほうにこの事業債のほうを計上させていただいて、第2表であります繰越明許費のほうにもありますけれども、繰越しをさせていただいて3年度中に対応してまいりたいというふうなことで、今回この予算を計上させていただいたところでございます。以上です。

7番 そうしますと、令和3年度分にやる予定だったものを前倒しでやるというような形の内容だと思いますけれども、交付税算入はどの程度見込める事業債になるのか、再度質問いたします。

総務課財政係長 この事業債につきましては、過疎対策事業債を借入れる想定をしております、その交付税算入率については70%になってございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第1款議会費から第6款農林水産業費についての質疑を許可します。

2番 28、29ページになります。2の1の15、定住推進事業費について質問いたします。

29ページ目の真ん中のほうの4、移住世帯支援事業、当初予算が200万計上されてあったと

思うんですけれども、今回、100万円のマイナスというふうな補正ですけれども、100万円の今年度の実績について質問をしたいと思います。

まちづくり課長 移住世帯支援金なんですけど、当初200万ということで、1世帯100万で2世帯分を計上しておりましたが、今のところ、実績でこの事業に該当する世帯はまだありません。ただ、3月末までまだ日数があるものですから、2世帯分のうち、1世帯分を残したという中での減額であります。

2番 まだ1か月弱あるので100万は残しておいてというふうな、確実な移住者は今のところいませんというふうな認識でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 今のところ確実な移住予定者はいないといった状況です。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、先ほどに続きまして、6款1項12目の若あゆ温泉管理事業ということで、約2億6,000万円ほどの事業になっているようですけれども、そのうちの管理委託料というのは全員協議会で説明を受けましたけれども、この工事の内容についてのある程度詳しい内容というものを聞いていなかったように思いますので、その件に関して、どういった工事をやる見込みなのか、質問いたします。

まちづくり課長 ただいまの工事の内容についてです。現時点では、1つ目が本体、清流センターの改修工事です。屋根とか外壁。あと鮎のモニュメントがあるんですが、かなり老朽化していて、ペイント等もかなり落ちてきておりますので、安全確保と長寿命化を図るための工事となっております。

続いて、温泉棟のボイラーとか機械室。かなり年数がたっておりまして、毎年のように大きな修繕が来ておりますものですから、機械室の増築工事といったものが2点目です。

3つ目です。源泉貯湯槽、お湯を貯めるタンクの改修工事といったものが3点目にあります。

4つ目です。コテージ村にある炊事場等の改修工事です。

次です。コテージの内装。内装というのは床とか壁がかなりささくれもが目立ってきていて、利用者の方にはちょっと危険なところも出てきているところもあって、内装、外装等の工事になります。

あとは、この工事に関する設計及び管理、失礼しました。工事は以上になります。すみません。

7番 工事は工事でいいといいますか、ある程度、新しくするのはやむを得ないし、そうしたほうが客が入るというような状況のようですので、いいというふうに私は思うんですけれども。ただ、ここ近年、やはり高額な改修費用がずっと続いてきているような印象を受けています。今後どのぐらい工事をしていく見込みなのかという展望は持っているんでしょうか。

まちづくり課長 今後の展望といたしましては、まず、平成5年に若あゆ温泉が営業を開始して

いて、本年度において28年を経過している。かなり長い期間たっております。ですので、29年の大改修からずっと大きな工事を始めてはきているんですが。まず長寿命化が先だということで、このたび上げさせてもらったんですけれども、まだ、この予算の範囲内での長寿命化の工事しかできませんので、令和4年までちょっとまだ一部を残している段階であります。以上です。

7番 そうしますと令和4年まで大規模改修をしていくつもりだという答弁でよろしいんですね。つまり、来年は令和3年、再来年令和4年ぐらいで大規模改修がほぼ終了する、そういうことの理解でよろしいんですか。

まちづくり課長 現時点では令和4年で大規模改修は終了したいというふうに考えています。ただ、これまでも計画立ててはきているんですが、やはり見た時点では故障はなっていないんですが、突然の故障とかそういったものはどうしても出てきてしまうくらいの大きな規模の施設なものですから、今のところは、令和4年で長寿命化の工事を終わらせたいというふうな考えではいます。

町長 温泉に関しては令和4年度を目途に完了したいというふうに思っておりますが、そこと関連するわけではございますが、水道施設が単独で持っております。若鮎大橋を渡った対岸のほうに個別の水道施設を持っております。これがやや危ない状況が気になってきておりまして、それは今回の令和4年には含まれておりません。その状況によってはさらなる水道施設等の改修というふうなものが出てくると。当然、防災上の観点からも、消火栓、それから防火水槽等が、現在、温泉、コテージ村等々にございませぬ。非常に危険な状態でありますので、そういったものを考えると、いろいろと整備しなければならないというふうなものはまだ出てくるかというふうには思いますが、まずは温泉の施設関係については何とか令和4年までに終わらせたいというふうな考え方でおります。

議長 ほかにありませんか。

5番 28、29ページになります。

2の1の15、定住促進事業費、この中で舟形町住宅総合支援事業の4番目に住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金、これ100万減額になっていきます。当初予算でこれは100万だったと思うんですけれども、補助金は全然使われなかったというふうなことでしょうか。

地域整備課長 こちらの住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金なんですけれども、これにつきましては住宅に困窮している人のための賃貸住宅に改修するために民間住宅に対して補助するものなんですけれども、今年度は要望、申込みなしということで減額させていただきました。以上です。

5番 3年度のちょっと予算書を見たんですけれども、3年度の予算書にもちょうど同じ金額100万円計上されていますね。そうすると、3年度は見込みがあると、こういうふうなことです

か。

地域整備課長 確実な見込みがあるわけではないんですけれども、出てくることを期待しての予算計上としております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 先ほど7番議員の佐藤さんの若あゆ温泉の件ですが、今回、2億何がし、先ほどの本体工事から始まってコテージまで様々な工事をするということで起債、地方債を借りる予定をしてございますが、そういう予定で借りているから、これは崩すわけにはいかないのかと思いますけれども、この1,300万ありますよね、工事じゃなくて、前回全協でお話を受けた。これだけの補填をしなくてはいけないときに2億何がしをかけて工事をするというのがちょっとしっくりいかないといえますか。ですから、工事は組んでしまっているから、そこから1,300万減らしてこちらの管理委託料のほうに回すということはできないんでしょうけれども、そのあたりはできないんですかね、町長。

町長 過疎債を充当してマイナス分を補填するというわけにはいきませんので、やはり現在、長寿命化というふうな話もありましたが、機械室などについては近々に改修をしないと温泉としての利用ができなくなるというような事態があったというふうなこともございまして、やらざるを得ないと。コロナの影響もあって本当に収益が伸びない中で新たな改修をしてければいけないというのは、本当に片腹痛いところではございますが、やむを得ず、このようなことでやらせていただきたいというふうに思っているところでございます。

9番 こういう工事をするということで過疎債を借りているわけだから、そこから回すわけにはいかないと思います。ただ、本体工事からコテージまで様々な工事があるわけですが、その過疎債の中で工事の変更といえますか、今回、今年これをやめて、1,300万満額じゃなくてもいいですよ。1,000万ぐらい、全体プールの中からこちらに回せるような仕組みといえますか、そういうものも考えられないんでしょうか。言っていることは分かっていますけれども、これだけ工事をかけて、何で1,300万もまた補正でやらなくてはいけないんだという話なんですよ。どうでしょうか。

町長 おっしゃることは重々分かりまして、私も査定の中で同じようなことを申し上げておるところでございますが、やはり制度は制度として国・県からの割り当てをいただいたというふうなことで、やらざるを得ないというふうなところもございます。結果として、令和3年度にそれが先延ばしになって令和4年、令和5年まで伸びるのか、今やらざるを得ないのかというふうなところがありまして、先ほど言った設備関係についてはやはり緊急にやらざるを得ないというふうな判断もあったようでございますので、やむを得ないというふうなことで私も判断をしたところでございます。極力、その設備を改修、さらには長寿命化した暁には、少しでも営業的にプラスになるように努力してまいりたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

4 番 私も若あゆ温泉事業のことで、先ほど町長答弁の中で、水道関係がやっぱり老朽化が、何年か前、8月のお盆の時期だったと思いますけれども、それが使えなくてえらい損害があったということ記憶にあります。その中で、あのときも言ったんですけれども、今は水道水は使っていないくて、井戸水を使っているはずだと思うんですけれども、これを水道水などに変える予定なのでしょうか。

町長 今単独で水源地を持って自力でする水道という形で使わせていただいております。しかしながら、井戸の状況、それから、つくってからの年数等を考慮して、更新というふうなことで、あと、水質の問題等もございまして、やはり町の水道というふうなものから供給を受けたほうが安定しているのではないかというふうな判断もしておるところです。

そうした場合に、若鮎大橋に添架するというふうな形になるわけですが、そこから先の水道管についても、先ほど言った消火栓であるとか等を考慮していくと管径がちょっと小さ過ぎるというふうな指摘もございまして、そういったところを全部改修するのとかいろいろと検討しているところでございます。いずれにしても、やはり今単独で水道を持っていることでのリスクというものが一つ大きくありますので、そこについては、何とかそのリスクを減らして安心して営業できるような形にしていきたいなというふうに思っているところでございます。

4 番 分かりました。

今単独でやって、水道水になった場合の使用料というのは莫大になるんじゃないでしょうか、金額的に言っても。また、県民ゴルフ場もそこから分けてやっているような話も伺っておりますけれども、そうすると、県民ゴルフ場も水道水になれば使用料がかなり高額になるというところでよろしいんでしょうか。

町長 4番議員さんおっしゃられるとおりでございます。やはり、それなりの水道料金を頂く形になりますので、そうせざるを得ないだろうというふうに思います。ちなみに、県民ゴルフ場と若あゆ温泉が一つの単独の水道になっておりまして、下のマッシュルームスタンドはマッシュルームスタンドで井戸を掘って自力でやっております。それから、民家が1軒ございますが、その方も自力で井戸を掘って使っているというふうな状況でありますので、そういったところの解消にも一つはつながるかなというふうには思いますけれども、いずれにしても、単独の水源地がいつまでもつかというふうなところとの見合いとか、水質の見合いがありますので、そこら辺も緊急に対応しなければいけない、そういう事態がすぐ来るというふうに思っているところでございます。

4 番 老朽化を回避するためにはどうしても必要な事業なのかなと思いますけれども、若あゆに関しては、町の振興公舎とはいえ、町の持ち物でありますけれども、県民ゴルフ場にはやっ

ぱりそれだけの金額が上がっていくわけで、それは理解は、今、山形ゴルフさんが指定管理者になっていますけれども、その辺の経営にも関わってくるのだと思いますので、十分な説明もやりながらやっていただきたいと思います。

町長 その件につきましては、県民ゴルフ場の管理しております山形県の企業局のほうにも伝えておりますので、そうした場合に指定管理者である山形ゴルフクラブだけがというその分を囲い込むというふうなことではなくて、指定管理料にその分が反映されてくるだろうというふうに思いますので、そういったところは企業局、そして県民ゴルフ場とも改修工事等のことについてよく話をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

5 番 42、43ページになります。中山間地域直接支払交付金事業、中山間の直接支払交付金が200万ほど減額になっております。これは単純に面積が減ったと、こういうふうなことでしょうか。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今年度、第5期計画ということで計画の見直しの時期となっております。その中で、西又地区について、随分奥のほうの農地についてはちょっと管理が難しいというふうな地元の意向がありまして、その面積の減の分でございます。

5 番 これまでの交付面積というのは30地区、多分380ヘクタールぐらいあったと思うんですけれども、今ありました西又地区だけで200万とこういうふうな減額と、こういうふうなことですか。

農業振興課長 西又地区だけではございません。各地区も管理できない農用地等も少しずつ出てきておりまして、その分を合わせてその金額というふうになってございます。

5 番 そうすると、どのぐらいの面積が減っているんでしょう、全部合わせて。

農業振興課長 10ヘクタールほどになってございます。

議長 ほかにありませんか。

6 番 ページが38、39、4の1の5、健康増進事業、144万ほど減額になっておりますが、これはコロナによる影響で受診される方が減ったことが理由なのか、また別の理由なのか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

各種検診委託料144万減につきましては、コロナの影響も若干あるのかなというふうには思いますけれども、まず、胃がんにつきまして、病院のほうで個人的に胃カメラをしたいという人が多くなってきておりまして、町の検診はバリウム検査なんですけれども、そちらのほうを受けないという方が多くなってきているということが一つあるようでございます。あと、肺がんのほうにつきまして、これはコロナの影響でありまして、本年度2年度につきまして

は、肺がんについてはたんを採取して検査するんですけれども、検診センターのほうでたんの受付を今年度コロナの影響でしなくなったというために、その分減というふうなことが大きくなっているようであります。あと、乳がん、子宮がんについて、こちらのほうについては個人的に通知して検査のほうを受けていただくように推奨しておるところでありますけれども、こちらのほうにつきましても若干減っているというふうなことであります。

以上のような理由というふうなことに考えております。以上です。

6番 せっかくこのような町で検診事業をやっているにもかかわらず、なかなか受診されない方が発見されたときには手後れでどうしようもないというふうなことを多々聞く機会があります。そういったことを考えていくと、やはり受診される方をどういうふうにして増やしていくかというふうなところが、かなり、あくまで本人の判断ですから限界はあるにしても、令和元年から比べて令和2年は受診者数、人数で増えたのか、減ったのか、分かるようであればお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 受診者数としましては、まだ見込みのほう正確な数字は出ておりませんが、同数程度というふうなところで見ております。先ほどの若干減っているという点を除いては、大体同数程度で推移しているように感じております。以上です。

5番 人数的に同数であれば、こういうふうなコロナ禍の中では頑張ったのかなというふうに思いますが、さらに受診者数を増やすために、町での今後の対応、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

現在、町のほうで把握できているのが国民健康保険の加入者のデータというふうになってございます。以前ですと、社会保険に入っている方、ほかの共済組合などに入っている方、関わらず全部を町のほうでデータを保持して、そういった健康指導に当たることができたのですけれども、今、特定健診・特定指導というふうなものが取り入れられまして、町のほうでは国民健康保険のデータしかなくて、そのほかのものについては、職場のほうなりそういったところで検診の指導というものをしてもらうような形になってございますので、なかなか全町民に対して広げていくというのは難しい状態になっているのも事実であります。

しかしながら、今質問ありましたように、見つかったときには手後れだったというふうな方もいらっしゃると思いますので、保健師を中心としまして、検診の結果の通知などを個別に行いまして、地道ではありますが、きめ細かな対応を取らせていただきまして受診の向上に努めていきたいというふう考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

2番 ページが28、29ページ、2の1の17になります。公共ネットワーク管理事業の中のホームページ管理運営委託料、157万円が減額なっています。これは昨年のこの定例会でホームペー

ジの更新時期だよというふうな回答がありました。それとこの三角の157万の、やれなかったのだと思うのですが、なぜやれなかったのか質問いたします。

データファースト推進室長 ただいまの件でございますが、議員おっしゃるとおり、昨年度、ホームページの管理運営委託料ということで予算を置いておりました。これにつきましては、現在のやり方が、サーバーを町で購入して、委託業者にそのサーバーを置いてもらってホームページの管理運営をしてもらうというやり方です。そういう管理の仕方では、サーバーを新たにまた購入し直して、また再度そこに置いてもらって管理してもらうというやり方をしようとしていたんですが、現在のホームページが平成25年4月に開設して8年を経過しているという中で、スマートフォン、タブレットの普及によりましてホームページの重要性が高まってきているということと、災害等があった際に、新庄の業者なんですけれども、そこがダウンしてしまうと、舟形に近いというようなことがあって、ホームページがダウンしてしまうという危険性も高いということで、現在のそういうホームページの管理については、クラウド化というやり方で大きい業者に委託して管理してもらっているんです、頑丈な機械室みたいなところで。そういうやり方をすることで、ホームページがダウンするという危険性をなくしたいということと、あと、操作性も今、昔のものなので、難しいところがやはりあるんです。それを今、誰でも職員が触れるような簡単な操作性のものに替えたいということで、金額的にも検討した結果、さほど変わらない金額で管理運営できるということを検討しまして、こういう令和3年度予算で新たにリニューアルしたいという方向に至ったということなんです。そういう経過でございます。

2番 まずは、今までだと、例えば災害発生したときに、舟形がやられたときに新庄のサーバーを預かっている業者さんもやられるおそれがあるというふうな危機管理の面が一つですね。それで、別のところにサーバーを置くというふうな考え方だと思うんですけれども、令和3年度の予算の中では同じような項目で368万4,000円、それが今説明あった内容の金額になるというふうな認識でよろしいのでしょうか。

デジタルファースト推進室長 令和3年度予算につきましては、ページのスタイル自体新しく、見栄えですけれども、そういうものも一切リニューアルしたいということも含んでの予算でございます。現在のホームページの情報を移行するという情報移行の予算と、あとリニューアルしたいという、見やすく操作性のよいものにしたいという予算を組んでおります。

サーバーについては、クラウド化で、より頑丈ところに置いた方式を発注の際に仕様書に記して発注したいという予定でございます。

2番 まずはサーバーをより安全なところに保管するというので、まずは認識しました。

あとの来年度に関しましては、また別の機会にまで勉強してきます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9 番 それでは、30ページ、2の1の22、コロナの関係です。31ページの一番下、13番、コロナワクチン接種体制確保事業ということで、ここに会計年度任用職員報酬、手当等々ございますが、これにつきましては、2月4日の臨時会のときで説明ありました財源の組替だということで、同じ認識なのでしょうか。

健康福祉課長 お答えいたします。

この部分につきましては、臨時職員2名分というようなことで計上してございますけれども、臨時議会のときにお話しした財源振替ということと同じでございます。以上です。

9 番 同じということでございますが、財源の組替ということであれば、ここに国庫支出金で100何がし計上するのであれば、どこかで今まで計上してきた、当初計所したものを三角にしないではいけませんよね。その三角の部分はどこに出てきますか。

総務課長 ただいまのご質問ですけれども、補正予算書の39ページをご覧くださいと思います。この中で4款1項1目の保健衛生費の中の保健活動事業費の会計年度任用職員報酬60万円を減額してございます。こちらのほうが財源振替で2月4日に予算措置をした会計年度任用職員分について令和2年度の予算で減額した分でございます。

9 番 この60万円というのは2月4日の臨時会の分、2月4日の分は68万円じゃないのですか、細かいことを言って申し訳ないけれども。そうすると、今言ったこの31ページの100何がしというのは、この部分の減額というのはどこで出てくるのですか。

総務課財政係長 まず、第1点目の39ページの会計年度任用職員の報酬分でございますけれども、こちらのほうで雇用しておりました会計年度任用職員の報酬、2月4日分については68万円、確かに財源振替をするというふうなお話でしたけれども、そのほかに時間外手当ですとかそういうふうなものが増えたというふうなプラスの8万円の補正の要求もありまして、そちらのほうと相殺をされて60万円の減というふうなことがこちらにも掲載されております。それがまず1点です。

それから、31ページの新型コロナワクチン接種体制確保事業の報酬174万7,000円の分でございますが、こちらの総額予算902万6,000円につきましては、来年度に繰越しをしてこの予算を使うというふうな考えを持ってございます。それが第2表のほうに繰越明許費というふうな形で起債されているのと同額となつてございます。ですので、繰越しをした形でこの2名部を財源振替をするというふうな考えになってございます。

ただ、当初予算につきましては、こちらのほうの2人分、既に計上になってございますので、この分が重複されているというふうな内容になってございます。国のほうでこちらのワクチンのほうの事業が認められた暁には、令和3年度中に補正予算を組みまして、その2名分の報酬を減額する対応を取ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

9 番 そうしますと、今回の31ページの部分については、令和3年度になってから、この事業が

確定してから減額補正をするということなんですか、分かりました。

議長 ほかにありませんか。

5 番 29ページになります。住宅総合支援事業、融雪設備導入補助金、500万減額になっておりますけれども、これは当初予算というのは幾らだったんでしょうか。

地域整備課長 当初予算につきましては、100万、掛ける、5件分の500万を置いておりました。

ただ、申請等ありませんでしたので、ゼロという形で落とさせていただきました。以上です。

5 番 2年度の当初予算書に載っていますか。私の見間違いだったらいいいんです。

総務課財政係長 令和2年度にひだまり第2分譲地というふうなものの分譲を開始したところでございます。前のひだまり分譲地からかなり年数もたっておりましたので、こういうふうな支援内容については新たに見直そうというふうなことで、当初予算にはこちらのほうは計上しておりませんでした。若い方々のニーズ、それから、住宅メーカーさんのニーズを聞きながら、どういうふうな支援が今の世の中に合っているのだろうというふうなところを伺いまして、6月補正でこの分を新たに制度化して計上させていただいたというふうなところでございます。

ただ、融雪設備については、かなり高額であるというふうなこともあって、若い方々についてはそういうふうなところを捻出することが少し難しかったのかなというふうなことで、申請がなかったというふうな話になってございます。以上です。

5 番 補正予算のほうで取っていたと、分かりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって歳出の1款から6款までの質疑を終結いたします。

続きまして、第7款商工費から第12款公債費についての質疑を許可します。

9 番 48ページです。9の1の3、公債費。内容の確認ですが、右の一番下、都市防災施設整備事業ということで3,100万、内容を見ますと、式典と、あと設計委託料とありますが、この3,100万の式典に幾らぐらい、あと実際こちらの別の太折の工事、こちらにかかるのはどれぐらいなのか、お伺いします。

住民税務課長 式典に係る分につきましては食糧費の3万5,000円、そのほかテーブルカット等を用意してございますが、そちらにつきましては既存の予算で対応いたします。

9 番 そうしますと、トータルで三千何かがしと49ページにあるけれども、このうちの3万5,000円が式典で、下の3,150万というのは全部桧原の新しい道路の設計委託料だということでしょうか。

地域整備課長 3,130万につきましては桧原の避難道路の設計委託料になります。

9 番 前に調査費150万つけていただいて、今度これでいよいよ動くわけですが、具体的に測量

設計というのは、今回承認になれば即入られる予定なんですか。いつ頃からというのは予定ありますか。

地域整備課長 来年度早々に測量設計行いまして、来年度中には避難路を完成させたいということとで計画しております。以上です。

5 番 57ページになります。東京オリンピック聖火リレー新庄最上地区セレモニー負担金、14万5,000円の減額になっております。当初予算で14万5,000円、1年延期になったわけで、減額補正、これは当然のことだと思います。ただ、新庄最上地区の負担金だけでなく、県の負担金も11万5,000円、当初予算ではあったはずなんですけれども、この11万5,000円は県のほうにお納めになったというふうなことでよろしいんですか。

教育課長 県のほうの負担金につきましては、県のほうから、できるだけ今年度で納付の請求をしたいというような要望が来ております。まだ執行はしていないんですけれども、今年度中の予算で支払いする予定ということで減額はしておりません。

5 番 そうすると、3年度で県の負担分というふうなこと予算は取っていないと、こういうふうなことでいいんですか。

教育課長 今年度その経費を支払うのか、来年度支払うのかということについては、まだ確定した結論が出ておりませんので、来年度の予算のほうには計上させていただいておりまして、今年度も減らしていないということで、不用額として出てくるのか、今回、減額しておりませんので、支出するのかというところはぎりぎりまで県と協議しての対応となります。

5 番 これは1年延期になってもこういうふうな減額補正できないなんていうことは、そういうことというのはあるんですか。

町長 県のほうでもやるべく準備をしてきていたというふうなことがあるでしょうから、準備等、実際にやるか、やらないか、ばかりではなくて、その準備に係る分のことについても負担金の一部には入っているというふうなことがあると思いますので、やらないから負担金がゼロになるかという、そうばかりではないというふうに思います。

ただ、やはり今教育課長がおっしゃられたとおり、県のほうの判断というふうなことから、そこは町としては県の判断を仰ぐというふうなことをせざるを得ないだろうというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

2 番 46、47ページ、除雪対策費について質問いたします。

当初予算では1億5,300万、先月の補正で5,600万、今回が3,133万3,000円ということで、トータルで2億4,100万強になる金額だと思うんですけれども、これは今後もまだ発生するというふうな認識でよろしいでしょうか。

地域整備課長 今後もまだ発生するかというご質問に対してなんですけれども、まず、今回の補

正で、これが上限であるという判断で今回補正しております。内容につきましては、1月、2月が、平成29年度と比較しても、出動回数等々を比較すると大体1.3倍で、平成29年度が1億5,000万ほど委託費かかっておりますので、その1.3倍ぐらいを2月あたりの状況を見つつ増やして補正予算を上げたところでした。ただ、2月、3月、天気がいい部分もあるので、これ以上はかかることはないというふうに考えております。以上です。

2番 町民の方もかなり興味ある内容だと思うんですけども、ここ最近ではかなりかかったお金というふうな認識でよろしいでしょうか。

地域整備課長 現時点の見込みですと、先ほど申し上げたとおり、平成29年度で1億五千万何がしということで、これが大きくかかっているところでございます。その、大体1月、2月の出動回数が令和2年度で、今年度で48回で、平成29年度が36回、そこら辺から判断して大体1.3倍ぐらいというふうに見込んだところで、かなり除雪費用かかるような見込みでございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これをもって歳出の第7款から第12款についての質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について

議長 日程第3 議案第3号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 ひとつ、分からないのでお聞きしますけれども、今回の歳入歳出2,600万ほど追加しておりますが、歳出では基金のほうに2,700万ほど出しておりますが、この辺の関係は、どうしてこのようなあれになったのかというようなところをちょっと教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

令和２年度の国民健康保険のいろいろな給付費であったり、医療費の見込みを立てた段階で精算というような形の中で予算を精査した結果、こういったことで、結果的に余剰金といたしますか、繰越金が発生しまして基金のほうに剰余金を積み立てるというふうな予算の編成となったところでございます。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第３号を採決します。議案第３号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

ここで２時５０分まで休憩をいたします。

午後２時３１分 休憩

午後２時５０分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第４ 議案第４号 令和２年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議長 日程第４ 議案第４号 令和２年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について

議長 日程第5 議案第5号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

6番 96ページ、97ページの中で、調整交付金、2,342万9,000円減になっております。さらには、介護給付費交付金も750万ほど減額になっております。そのせいで繰入金で2,500万ほど繰入せざるを得なくなったのかなというふうに思いますが、どうして調整交付金なりが減ったのか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今回、令和2年度の決算見込みを立てる際に当たりまして、歳出のほうは2年度につきまして、元年度より若干といたしますが、約3,000万近く伸びております。歳出のほうにつきましては予算を支払えないことになるといけないうので例年いつも多めに取っておるので、歳出のほうは間に合うんですけれども、歳入のほうにつきましては、ここ二、三年、決算見込みが今年度より3,000万ほど低い状態で二、三年来ておりましたので、当初の今ご質問ありました補助金なり、交付金なりの申請に当たりましては、前年度、前々年度の決算見込みによりまして少し少なめに申請をしております。そういった関係で歳出が今回伸びておるんですけれども、その分につきましては次年度について精算になるというふうなことでございまして、そこら辺の調整をした結果、繰入金のほうで調整をして、補助金なり交付金のほうの減額というふうな形になってございます。以上でございます。

6番 であるにしても、当初、補正前の金額で6,100万取っておったなら、来るだろうということと、ところが結果として2,300万減額せざるを得なくなったというようなことなんだろうというふうに思いますが、調整交付金の中身、もう少し詳しく説明お願いしたいと思います。

健康福祉課長 この調整交付金でございますけれども、いろいろな種類がございますけれども、特別な事情がある場合、例えば震災、風水害など、あとは療養の給付費が多額になった場合など、いろいろな市町村の特殊事情を勘案して、その市町村ごとの不均衡を調整されるため

に交付されるというふうな性格のものでございますけれども、それらの算定の段階でいろいろなそういった事情を勘案するものが今回についてはこういった減額の要素になったというふうなことでございます。以上です。

6 番 であるにしても、その辺のところを勘案しながら、当初予算の段階で把握することはできなかったというふうなことなのでしょうか。

健康福祉課長 予算の算定につきましては、先ほど申しましたように、前年、前々年度の決算状況を鑑みながら立てたところですが、もう一つにつきましては、介護保険事業計画、3か年間の計画ですが、そちらのほうも参考にして予算の編成には当たっております。そういったものも諸々見て算定する中でこういった当初予算を編成したわけですが、そこら辺の見込みなりそういったものがちょっと若干不足していたのかなというふうに反省しているところではございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第6 議案第6号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第7 議案第7号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、126ページ、127ページの歳入、これの雑入。物件移転補償費、148万8,000円の減。この減になった理由についての説明を求めます。質問いたします。

地域整備課長 木友地区の県で行っております県道の歩道工事の減に伴う公共升移設の減で歳入が補償費減となりました。以上です。

7番 公共升の補償費が減というのは、これはつまり公共升を移動することがなかったから補償が受けられなかったということですか。移動はしたけれども、補償費は受けられなかったということなんでしょうか。どちらなんでしょうか。

地域整備課長 県の歩道工事に係る公共升が想定よりも少なかったということになります。

7番 少なかったという表現がちょっと分かりにくいんですけども、公共升を少なく工事するというのはどういう意味なのかなというのがちょっと分からないんですよ。ちょっとそこら辺のところを追加して説明して、もう少し、例えば少なくしたんだけれども、やった分はもらったというような説明ができるのであれば、もらった分の説明もしてもらいたいですし、何ぼのものが少なくなって、何ぼ分のものが減額になったというくらいの説明はしてほしいなというふうに思いますけれども。

地域整備課長 すみません。県の歩道工事の延長の減に伴いまして、工事費180万ほど、歳出のほうで減額しております。それに合わせての歳入の補償費の減になります。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 令和2年度舟形町水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第8 議案第8号 令和2年度舟形町水道事業特別会計補正予算(第1号)について
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時21分 散会

令和3年3月5日（金曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録
（第3日目）

令和3年舟形町議会第1回定例会第3日目

令和3年3月5日（金）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
副町長	菅 原 正 春	総務課財政係長	八 畝 幸 仁
会計管理者	須 貝 孝 子	デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	教 育 長	伊 藤 幸 一
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	監査委員事務局長	相 馬 昇
地域整備課長	伊 藤 秀 樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相 馬 昇	主 事	伊 藤 優
--------	-------	-----	-------

議事日程

日程第 1	議案第 9号	舟形町福祉避難所設置及び管理に関する条例の設定について
日程第 2	議案第10号	舟形町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について
日程第 3	議案第11号	舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第12号	舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第13号	舟形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 14 号 舟形町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 15 号 舟形町予備消防団員の災害補償措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 16 号 町有財産の無償貸付けについて

日程第 9 議案第 17 号 太折辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 10 議案第 18 号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第 11 発委第 1 号 舟形町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 19 号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第 20 号 令和 3 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 21 号 令和 3 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 22 号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 23 号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 24 号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 25 号 令和 3 年度舟形町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

議長 それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第9号 舟形町福祉避難所設置及び管理に関する条例の設定について

議長 日程第1 議案第9号 舟形町福祉避難所設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

なお、執行部の皆さんに申し上げますけれども、広報の編集の際にマイクの音が拾えないので、ぜひ大きい声でお願いしたいという要望がありますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

9番 それでは、この条例の内容ではございません。同じように、防災センター、今回建ててございますが、話を聞くとところによると防災センターのところの避難所の違いといいますか、不特定多数の方が利用する場合は管理規定を設けなくちゃいけないという話でございますが、防災センター、平時の活用というところが今後課題といいますか、検討しなくちゃいけないと思いますけれども、平時の利活用で不特定多数の方が出入りするかどうかとは別問題として、防災センターはそういう理由でこういう管理規定を設けなくてよろしいんですか。

総務課長 防災センターの運用につきましては、平時は特に不特定多数の方々が利用することは想定してございません。ただ、様々な会議であつたりとか一時的に事務室で使用したりというところで使う予定でございます。災害が発生した場合に、災害対策本部という設置を目的として活用するものでございますので、設置条例については必要ないと理解してございます。

9番 産業振興常任委員会での中身見せていただきました。大変すばらしい施設かなと思っております。委員会での所管事務調査の報告にもあつた、これから出る予定でございますが、平時の活用は課長がおっしゃいました会議等の会議室の利用といいますか、会議室を利用した場合に、不特定多数、そこにこだわって申し訳ないけれども、町内の方、例えば町内会長会議とか様々な団体の会議で使用する場合でも、その不特定多数という縛りから別。そこまで考えることないということなんですか。

総務課長 目的として、防災センターという位置づけでございますので、町の調査としてという位置づけでございますので、あくまでも不特定多数の方が常時、平時で使うという施設では

ございませんので、そういう理解をしてございます。

9 番 そういう考え方、分かりました。

話題を変えます。この件で前に議案書見せていただいて、提案しようかなと思っておったことがありました。避難所の愛称です。公募してやってはどうかと思っておったらもう決まっておるんですね。大変結構な名前ですけども、あれは公募されたんでしょうか。

健康福祉課長 お答えいたします。

愛称につきましては、福祉避難所につきまして平時の利用のことも鑑みまして愛称をつけたらいいのではないかということになりまして、今回は職員全員に対して募集をかけまして応募していただき、その中から選考いたしました。

議長 ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号 舟形町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定について

議長 日程第2 議案第10号 舟形町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

4 番 1つお伺いします。

先ほど、この条例は県内で6つの市、7つの町という答弁だったようにいますけれども、最上郡の8市町村では舟形町以外ではどこが条例を制定されているのか分かるんでしょうか。

健康福祉課長 お答えいたします。

最上管内では、真室川町さんで条例を制定している状況です。

4 番 ということは、真室川と舟形町だけがまずこの条例を制定したということで、やはり福祉

の町をうたっている町でありますので、いち早い対応かなと、大変いい取組だと思えますけれども、この3条に障がい者の差別解消あるんですけれども、町は前項に掲げる施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるとありますけれども、具体的なことはまだ分からないんでしょうけれども、大まかなことでも結構なので、どういう財政上の措置を講ずる考えなのか。あるのであればお聞かせください。

健康福祉課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

具体的な財政上の措置というものは、現在まだであります。町では、今後既存の協議の場を利用して、いろいろ条例に基づいた対策というものを検討していきたいと思っております。現在も、障害福祉サービスをいろんな方面においてサービスをしております。今年度障がい者の方への計画であります障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの3か年計画を策定しているところでもございますので、そういったところを含めまして、財政的にも支援していける部分についてこれから検討していきたいと考えているところです。

4番 始まったばかりなので、中身についてはこれからということでしょうけれども、やはり他の町村に恥じない、やはり舟形町だと言われるようなものをつくっていただきたいと思います。

議長 答弁ありますか。

健康福祉課長 今、議員からの言葉もいただきながら、これから検討していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

1番 9条についての教育関係機関ということでお聞きしたいと思いますけれども、今回中学校のバリアフリー化という形でありますけれども、やはり数年前だと障がい者がいた場合に、学校で受入れが困難という形で新庄の施設等に行かれた場合もありますけれども、重度的な問題とかあとは今後の中学校のバリアフリー化を、どういうふうに進めていくかお聞きしたいと思えます。

教育課長 学校のバリアフリー化についてですけれども、一般質問の際にもご答弁させていただきましたが、今のところ、現状直ちに改修するという計画はございませんけれども、今後そういった人数なり必要性が生じた際には、それを踏まえて検討していくという答弁をさせていただいたところです。

学校のバリアフリー化につきましては、利用する方もある程度限定的な部分もございますので、そういった状況に応じて長期的な計画というところでは立てることができませんので、その都度対応ということでさせていただきたいと思えます。以上です。

1番 うちの子供の身近にもいたわけですがけれども、やはり保護者が玄関先でだっこして学校まで車椅子まで運んだような経緯もありますので、玄関の入り口くらいまでは早めに対応していただきたいと思えます。

教育長 先日のバリアフリーの関係でもそうなんですけれども、インクルーシブ教育という課題もございます。そういったところで今現在教育委員会の中では教育支援委員会ということで、いろんな児童生徒の対応について一人一人の支援をしなければならない部分とか、そういったところを指導計画、支援計画を立てておりますので、そういうところで教育の指導計画の下、丁寧に対応していきたいと思っております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これより議案第10号を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第11号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第11号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

7番 これは、確認も含めてですけれども、新型コロナウイルスと確認された患者に対しての国民健康保険の適用になるということだと思んですけども、今変異種というのが随分、今日の新聞にもたしか載っていて、福島だったかそこら辺までは随分、以南は赤くなっていて、なっていて、まだ以北は変異種が発見されていないという新聞報道がなされていました。その変異種に関しては含まれていないという形の捉え方でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 大変申し訳ございませんが、そういった情報については何ら示されてございませんので、今ここで回答することはできません。以上です。

議長 じゃあ、少し分かる範囲で。

町長 これをここに定義されております新型コロナウイルス感染症病原体が、ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に感染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限るということでありますので、そこから派生した変異株ということでございますので、これらを含むと理解するのが普通かなと

思っております。

7 番 なるほどということで、新種でなければ、そこから派生したものであるのであれば、この健康保険には適用になるという答弁に受け止めましたので、分かりました。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認め、議案第11号を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第12号 舟形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認め、議案第12号を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第13号 舟形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第13号 舟形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認め、議案第13号を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第14号 舟形町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第14号 舟形町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

4番 これで、今この金額を団員に明示する、お知らせするっていうことでよろしいんでしょうか。手当とかの金額も含めて、団員一人一人に周知するというでよろしいでしょうか。

住民税務課長 3月26日に幹部会議の予定をして、そこでも説明いたしますし、4月1日の部長以上の会議においてもこの金額を明示し、令和3年度から該当する項目がございましたら出金するようにいたします。

4番 そうしますと、それを団員各個人にやるのかやらないのか、部にお任せするというか、それとも町では直接やるという考えなんでしょうか。

住民税務課長 現在の報酬につきましても上半期、下半期に分け、各部に振込いたしまして各部で対応していただいております。管内全て同じ方式を取っております。今年度中に、消防庁から新しい指針が出されると聞いておりますので、今後その指針を見ながら団幹部と相談しながら、決定していきたいと思っております。

4番 今の説明だと、ワンクッション、部に1回置いてそれから部が個人にやるという説明のようでしたけれども、それは致し方ないのか含めてなんですけれども、個人のものなんですから個人の権利をもう少しきちとした方向性も、町としても示していただきたいと思います。

住民税務課長 今後、個人に支給するような形になるのかと思いますが、いろんな課題があるかと思っておりますので、その点を整理しながら、極力個人に行くように努めてまいりたいと思いま

す。

2番 消防団員への各種手当、明示されて大変いいのかなと思います。1点、出動手当に関してですけれども、今ほどの説明では搜索とか風水害というものに該当もするという内容ですけれども、例えば火災の際ですけれども、本町では防災無線でそういう連絡があったときに、各分団全ての消防、各部から都合つけて皆さん集まってくるわけですけれども、例えば誤報あるいはぼやで、現場から遠い部は集まってきたんですけれども、すぐ戻っていいよという指示があった場合ですけれども、そのときはそういう対象になるのかどうか。その辺教えていただきたいと思います。

住民税務課長 まだ正式には決定してございませんが、正副団長会議の際にその点もご指摘されております。その点につきましては例えばあくまでも例えばの話になりますが、各部より出動の報告書を頂いて支給するのも一つの手かということで話になっておりまして、現在真室川さんからその様式を取り寄せ確認してございますので、今後さらに消防の会議の際、確認していきたいと思っております。以上です。

誤報の場合については想定しておりませんでしたので、それについても幹部会議に諮ってみたいと思っております。

2番 やはりその辺は、後々消防で出動してからもめごとになる一つの火種だと思いますので、明記されてほしいと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 14ページの提案理由、見ておるんですが、規定の整備のためということがございます。規定の整備というのはどの部分を指しているのか。新旧対照表の特に13条を見ますと、給与規定といいですか、条例が昭和29年のもの、そのまま今まで運用しているようでございます。このあたりを整備しているということなんでしょうか。提案理由の規定の整備についてお伺いします。

住民税務課長 規定の整備につきましては、新旧第1条にこれまでなかった消防組織法の規定に基づきという文言を加え、第2条につきましては句読点の整理、第5条につきましても句読点の整理、第8条につきましても句読点の整理、第10条についても同様で、第11条も同様になります。第12条も同様で水、火災となっておりましたが、正式名称は水火災ですので、その辺を改めております。13条につきましてはこれまで廃止になった条例をそのまま明示しておりましたので、今回正式な条例名に訂正させていただいております。

9番 頭に点ついているだけですよね。これを規定の整備と言っているの。さっき、ちょっと13条で言っているけれども、13条はもともと今までは、昭和29年のものを運用しているんですよ。ずっと今までそんな古いものをやっていたのかと言いたいんですよ。今まで見直ししてこなかったのかと、そこを言いたいんですよ。

住民税務課長 大変申し訳ございません。本来ですと、昭和48年に改正するものを、改正の忘れでこのような状況になっておりましたので、今回訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

9 番 これ、古いものをまだ規定といいますか、条例で運用しているものがあるかと思います。総務課長、全て見ろとは言いませんけれども、そのあたり各課に指示をして、一番直近のものを運用するような形に整備してほしいと思います。

総務課長 ご指摘のとおりでございます。例規の整備といいますか、条例、規定、規則、これらにつきましては、仕事をする上で住民サービスを行っていく上で基本となるものでございます。規定整備については、漏れのないように今後取り組んでまいりたいと思います。

1 番 3条で、3条じゃないな、すみません、4条中の500名を380名という改正がありますけれども、これ舟形町という形、各市町村によって人数編成というの、市町村、分かればいいんですけれども、ほかの市町村、どのぐらいの人数になっているのか教えてください。

住民税務課長 大変申し訳ございません。手元に資料がございませんので後ほど確認いたします。

1 番 では、違うほうで。すみません、団員の手数料、手当の件ですけれども、やはり今回こうやって金額が示されたわけですけれども、団によって今まで一律に支給されていたのか。それとも団任せでしていたのか。今後一律に取組を決めてて団に年俸的な形で取るのか示されていないという話でありますけれども、一律にするということによろしいでしょうか。

住民税務課長 すみません、その点につきましてはまだ決めてございません。

1 番 やはり、今までは部対応ということで、部によって支給される分だったり、部に入れていく仕組みも多分部によって違うでしょうけれども、ここは今ニュースでも新聞でも取り沙汰されておりますので、やはり舟形町にとって一律に支給方法を今後検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。

2 番 今回の条例そのものに関しての質問ではありません。消防団、今も活動してもらっていますけれども、今回の感染症対策、その辺は団員の方々にはどういう指導あるいは教育をしているのかお聞きいたします。

住民税務課長 消防団員につきましては、これまで住民に周知なされている部分での処置はしてございます。また、キャラバンを行う際につきましてはマスク着用、密にならないよう、若干窓を開けてということで指導はしてございます。あと、極力令和2年度につきましては、大勢集まる事業につきましては、ほぼ廃止もしくは縮小してございますので、その点で指導している形になります。

2 番 これから、雪が消えれば消防団員の訓練なり、いろいろな計画が本来ならスタートする時期だと思うんですけれども、例えばこれからの消防演習だったり、操法大会という行事が計

画されたときですけれども、このやり方も大変難しいのかなと思います。消防団には大きな声を出せという訓練もあるし、マスクをするのか、しないのか、その辺も検討課題になってくるかと思いますが、その辺の検討は今行われているのか質問いたします。

住民税務課長 現在、決まっているのが全県下、春の演習はよほどの感染が拡大しない限りは、行うということは決まっております。ただ、やり方につきましては、県の消防協会よりは明示になってございませんし、町の演習の持ち方につきましては次の幹部会もしくは4月1日の部長以上の会議で決定していきたいと思っておりますが、結構不透明な部分が多くございますので、ほかの市町村の演習の在り方も聞きながら、計画を組んでいきたいと思っております。

2番 ぜひ、幹部の皆さんと会議を開きながらうまく運営の仕方を考えていっていただきたいと思います。以上です。

7番 それでは、分かりやすくするために、新旧対照表6ページの中に第12条に（1）に災害に際しては団員は身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。これは新旧同じのちょっとした文言の変更、これも点入れるか、入れないかのことなんですけれども、そこではなくて身を挺してという意味、これはやはり身を投げ出して事を行うとか、それ以外であれば率先して事に当たるという意味なんですけれども、やはり東日本大震災、これに当たる行為として水門を閉めに行って津波にのみ込まれてしまったとか、そういう事例もあるわけですし、これからの時代はやはりこの文の前に、自分の身の安全を確保した上で身を挺してこれに当たる、自分の安全を確保した上でという一文字が必要な時代あるいは舟形町の条例では必要なのではないかなと、私考えるんですけれども、これ入れないから否決します、反対しますよなんていうものじゃないんですけれども、今後の検討材料としてぜひ入れてほしいですし、またそういう議論にならなかったのか。そういったところを質問させていただきます。

住民税務課長 条例上の文言にはございませんが、団長はじめ自分の身が一番大事であるということは、常日頃団員には指導しております。以上です。

7番 指導はそれで結構です。私が言っているのは条例の今審議している内容のことを言っているのであって、もしそういうことを常時団長が言っているのであれば、もしこの条文の中に舟形町は入れてもいいという判断ができるはず、できたはずだと思うんですけれども、ただやはり上位法が始まったからとか、そういった考えでぱっと出してくるのではなくて、やはり現状のそういった舟形町の団長はいつもそう言っているということがあれば、その文言を条例にも入れて運用していくというのが正しい運用等になるのかなと考えますけれども、今後そういった一言、自分の身を守りつつできる分野、これ大切だと思うんですけれども入れる考えがあるのか、変更する気があるのか再度質問いたします。

住民税務課長 条例上に明記すべきか、今後規則の改正も必要になってきますので、規則に明記するか今後検討してまいります。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認め、議案第14号を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第15号 舟形町予備消防団員の災害補償措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第7 議案第15号 舟形町予備消防団員の災害補償措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

2番 12月の一般質問でも1つ質問したんですけれども、消防団員が今減少している中、この予備消防団員、この方々が大変重要な力になってくると思うんですけれども、現行の100名から200名に変更という大変大きな変更だと思うんですけれども、この予備消防団員を増やす方策は、今どのように考えているのか質問いたします。

住民税務課長 現在、主にお願しているのが松橋、西又地区の方になります。先日ですけれども、実栗屋地区の部員の方が役場に來られて、部の組織がもたなくなっているという相談がございます。そういった部につきましても、不足する団員の分につきまして予備消防団でカバーするよう今後指導なり、周知をしてまいりたいと思います。今のところ、募集等を行ってございません。

2番 やはり、2倍に定員を変更するわけですから、一部の地区だけでなく全ての部に声がけをして、予備消防団に入れる人を探す必要があると思いますけれども、そういう考え方はないでしょうか。

住民税務課長 そのほかの地区につきましては、各町内会で消防協力隊的なものを創設していたいて、防災訓練の際に出動していただいている経緯もありますので、今後そのようなこと、

消防団幹部と相談しながら、検討してまいりたいと思います。

今回、100名から200名に増員した理由につきましては、定員を120名ほど削減するということもありまして、今後消防団員を確保するという一つの表れともなりますし、管内、真室川さんでは300名、大蔵さんでは200名と、うちよりはるかな倍の定数になってございますので、それに合わせたような形で今回200名ということで明示させていただいております。

2 番 ぜひ、予備消防団員を増やす方策をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 ほかにありませんか。

4 番 予備消防団ですけれども、今のところは団員数の少ないところに働きかけをしているようですけれども、消防法改正によって幽霊団員も多々いると思います、各部には。そういう団員の洗い出しも含めてどんどん減っていくことも危惧されるわけで、その中でやはり予備消防団というのは大切な役割になってくると思いますけれども、その中で年齢制限を撤廃したということですが、元気なうちは80歳になってもやっていただくという考えなんでしょうか。

住民税務課長 その点につきましては、団の幹部とかそちらで話をして検討してみます。ただ、現状70歳ぐらいの方については協力していただいているという現状がございます。ただ、80歳までと、元気な人につきましては私どもではお答えできませんので、団と協議したいと思います。

4 番 意地悪で言ったわけじゃないんです。ただ、本当に人口減少、幽霊団員とかどうのこうのという問題も出てくれば、これはかなり逼迫した状況になるのかなということも危惧しておるわけです。また、普通の消防団員は退職金制度ありますけれども、予備消防団に関してはそういうものはないんでしょうか。

住民税務課長 ございません。

議長 ほかにありませんか。

6 番 確認ですけれども、予備消防団員の関係で先ほど課長の答弁の中で、このような各消防団、各分団ごとに増やしていきたいという中で、自主防災組織の方々がこの予備消防団員となることが可能なのか、これについてお聞きしたい。

住民税務課長 年齢制限満18歳以上という形でしか明示になっておりませんので、本人がご希望になって町内会で予備消防団を作るという形になれば可能かと思います。

6 番 そうではなくて、いろいろな災害が発生したときに、自主防災組織で訓練等を実施しているわけですね。そういった中で、当然実施する際には各種団体、当然消防団が中心となっていて行っているわけです。併せて町内会も協力をしながらとなっております。そういう中で団員数が今後減っていくということが想定される中で、自主防災組織との兼ね合いの中で役員の方々を予備消防団員として加入させていくということも、意識を高めていく上での一方法で

はないかなと考えたものですから提案したわけではありますが、もう少し詳しく考え等があればお願いしたいと思います。

町長 まず、原則的に舟形町の消防団につきましては非常備消防ということで、予防消防団ということがまず第一ということがあります。さらには、予備消防の中でも消防団の役割ということでいけば、火災における初期消火という役割を担っているということは、間違いないということだと思います。さらに、そういう組織ができないところについて予備消防団という役割をつけていると思っております。

一方で、自主防災組織については災害時における避難誘導、安否確認等を主にしております。そういった役割分担が一つ違うということ。その中で、それぞれの自主防災組織の中で意識が高まれば、その役員の方々が火災というものに限定した中で、ぜひ我々としてやれるものがあるとなれば手伝うということであれば、それはできるかと思いますが、全ての自主防災組織にこれをやってくださいということとなってしまうと、自主防災組織の成り立ちができないということになるかもしれませんので、そこはやはり分けて考えていかなければいけないのかなと思います。

あくまで、それぞれの自主防災組織の中でどういう役割まで担っていただけるかということを考えていかなければいけないと思います。自主防災組織につきましては、町内会長さんが主に会長になっていただいているということを考えますと、結構ご高齢の方が多いかと思います。そういったことを鑑みますと、その方々についても予備消防団に入ってくださいということを推奨するのはいかがかなと思っているところでございます。

6番 町長の考えも十分分かりますが、実際の自主防災組織の中で、活動の中で女性については炊き出し訓練とか消火器の使い方とか、いろいろな訓練を実施しております。併せて、町内会全員がそういうことで防災意識を高めているという活動も実際やっているわけなので、予備消防団員の団員になれということじゃなくて、そういう意識を高めていくための自主防災組織の幹部さんたちだけでも、予備消防団員に加入してくださいとかという方向にもっていけば、さらに町内会の防災意識が高まってくるんじゃないかなと感じたものですから、質問したところです。

当然、町長が回答したとおり、その町内会での自主防災組織の意識も違うだろうし、そういった意識も違うところは分かりますが、その地域ごとに合った予備消防団員の加入等も含めて進めていただければと感じたものですから、質問したようなところでございます。

町長、答弁あればお願いしたいと思います。

町長 先ほど申し上げたとおりでございまして、こちらからそういったことを申し上げますと、自主防災組織、せっかくつくり上がってきたものがまた弱体化するおそれもありますので、まずは自主防災組織についてはしっかりと自主防災組織の役割を担っていただいて、地域で

の安全安心をしっかりとやっていただきたいと思っているところであります。特に、その中から予備消防団に入りたいということであれば、それはそれを拒むものではございませんので、その際は町の予備消防団に登録するという考え方になるかと思います。

議長 ほかにありませんか。

5番 1つだけ確認させてください。先ほどありました様々な団員に対する手当、ありますけれども、この予備消防団員には手当というのはあるんですか。

住民税務課長 報酬及び手当につきましてはございません。

1番 分からない点と予備消防団と100名から200名に増やしたといううえですけれども、予備消防団というのは服装とかそういうのは決まっているんでしょうか。

住民税務課長 現在のところ、活動服も提供してございませんので、決まった服装はございません。ただ古い消防のはっぴを着てこられる方もいらっしゃいます。

1番 やはり、予備消防団という形でありますので、一般住民と予備消防団と色分けも必要のかなと思いますので、古い消防団の払い下げでも名前とかプリント直したりとかしながら、予備消防団としての服装も検討していただきたいと思います。

議長 答弁は要りませんか。

1番 それについて、どんな対策を取るのか教えてください。

町長 ご提案の趣旨は分かりますが、改めてやはり自分のところの初期消火もしくは予防消防ということでございますし、ここに制服なりなんなりを提供するということについては、今のところは考えておりません。

議長 ほかにありませんか。

1番 支給はないということでありましてけれども、機械操作とかそういうところも含めた上での予備消防団になると思いますので、その辺の一般住民から見た形で、機械操作等私服でしているのもどうかと思いますので、今後の課題でもよろしいので、検討課題として今後よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

9番 私だけ分からないんでいるのかも、私の頭のほう、整理になっていないんです。舟形町消防団と舟形町予備消防団、団員というんですか、さっき奥山さんからあった自主防災組織とか消防協力隊とか、様々言葉が出てきますけれども、消防団は分かりますけれども、予備消防というのは舟形町全体でなっていたきたいということで、消防みたい部に部とか団とか、そういうのは何もないんですよね。そういう組織なんですよ。そのあたりもしっかりと整理をしてこういうものであつてということで示して、なってくれる方よろしくおっしゃらないと、私だけ分からないのかも分かりませんが、そういう示し方がもう少し整理をする必要があると思うんですけども、どうなんでしょうか。

住民税務課長 現行の規定どおりになります。各町内会ごと、各部ごとになるかと思いますが、そちらで組織していただいて、各分団長が消防団長に報告をしてよこすという制度になってございます。あくまでも各部と町内会単位で私は認識してございます。

9 番 そうしますと、予備消防団って町内会ごとに組織だということなんですか。今の課長の答弁だとそういうことなんでしょうけども、さっき私言ったら、予備消防団って町全部の組織の中に団員として登録するんですかと言ったら、町長うんうんって言ったので、そのあたり、どうなんでしょうか。

住民税務課長 大変申し訳ございません。各部、各町内会単位になってございます。町全体でも予備消防団にはなりますが、各部単位で組織していただいて、そちらでもって組織のメンバー表を提出していただいている状況になります。

9 番 その呼びかけというのは、町内会ごとにやったほうが声かけやすくなるかと思うんだけど、さっき2番議員から何か手当てしてありますかという話、何もやっていないようなんだけど、そのあたりの整理をしながら勧誘をしていったほうが、より多くの人方が協力してくれるんでないかと思うんだけど、町長、どうでしょうか。

町長 この予備消防団につきましては、機械、器具等については整備されておるところの部であって、しかしながら消防団員が減少して、例えば操法といいますか、操作する4人集まらないということがあった場合に、それを補助するということでの予備消防団ということが、町内会の組織という形になるかと思いますが。そういったことで一つはその部単位でこの機械、器具をどう操作していくかということの補助的な意味合いでの予備消防団というところが、性格が強いものだろうと思っております。今後、そういう、先ほど実栗屋の部の話もございましたが、消防団員が減少していったときに、そういったところが出てくるので、町全体の予備消防団の条例等について整備したということになります。

基本的に、やはり2番議員がおっしゃるように、そういうことに少しずつ備えておく必要があるのではないかということではあるんですが、機械、器具を消防団より先に予備消防団がどんどん使ってしまうと、いろいろと統制の関係もございましょうから、基本的にはやはり消防団員がおらずもしくは日中どうしても操作する人がいないという場合のところであって、補佐的にその操作をしていただけるようなところを予備消防団という形にして、必要に応じて町内会とその部と相談しながら、各地区ごとの安全安心を確保するための組織ということで、町としてはそれを何かあったときに補償するための条例でございまして、そういう形で整備をしているところであります。

いずれにしても、消防団員の減少というものが1つありますので、今後予備消防団として自主防災組織との関わりというものを整備しながら、必要に応じて募集なりということが出てくるかと思いますが。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認め、議案第15号を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第16号 町有財産の無償貸付けについて

議長 日程第8 議案第16号 町有財産の無償貸付けについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認め、議案第16号を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第17号 太折辺地に関する総合整備計画の策定について

議長 日程第9 議案第17号太折辺地に関する総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認め、議案第17号を採決します。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第18号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更について

議長 日程第10 議案第18号 舟形町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番 それでは、質問させていただきます。

すみません、議案18号の一番上の町道折渡桧原線道路改良事業のことについてまず質問させていただきますけれども、この全員協議会に示された過疎自立の資料です。この資料も併せて見てほしいんですけれども、これの中の2ページ目に同じ項目の事業ということで赤文字で出ているんですけれども、これが予算措置として令和2年度に4億円という形で、計画なんでしょうけれども、あるということで、この4億円という数字と今後の過疎自立計画というのは一致はしていると思うんですけれども、昨日補正予算で出てきた改修、都市防災の災害3,000万円ありましたね、ちょっと待ってください、資料出します。都市防災施設整備事業3,000万円の桧原地区の災害道路の設計委託料というのが、3,130万円ほど上がっているんですけれども、これとは、この前にやっている過疎自立計画4億円という内容と、昨日我々が採決して可決になった3,100万円というのは、同じ事業の中に入っているのか質問させていただきます。

総務課財政係長 ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

昨日議決いただきました都市防災整備事業と委託費3,000万円程度が、この4億円の中に入っているという、同じ事業と認識をしております。以上です。

7番 そうしますと、その4億円というのは、ここは私多分って申し上げますけれども、過疎地域自立促進法の法期限が今月末で切れるので、新しく4月1日からまた新しい自立計画をつくらなくちゃいけない、つくれるようになったということの前段階として、この4億円を見込んでつくっておこうという考えなのではないかと、私今予想して言っているんですけれども、そうするにしても、今後あそこの災害道路を4億円かけてつくっていくという考えになってくるのかなと。そうした場合に、昨日課長答弁の中で来年度中には全部終わらせたいという発言もありましたので、来年度中に残りの3億7,000万円を調達する見込みなのかなと。

1 回目の答弁が、含まれているという答弁を踏まえてこの 2 回目、つまり来年度完成したいという課長答弁、昨日ありましたので、残りの 3 億 7,000 万円を令和 3 年度に調達して、完成させたいという昨日から今日の流れの自立計画になってくるのかなと思うんですけども、そこら辺の関係のところを答弁をお願いします。

総務課財政係長 それでは、昨日の補正予算と繰越明許費というものと絡んできますので、私からこれまでの桧原避難道路の整備につきましての経過と今後についてお話をさせていただきたいと思います。

まず最初に、過疎対策計画でございますけれども、過疎対策事業債を借入れするに当たって要件となっております。要件という事業費ですけれども、過疎債を借入れするに当たっては範囲の中でしか借入れができないという制度設計になってございます。桧原の道路につきましては、地元からの陳情ということもあって、今年 9 月議会でその基本計画の予算措置を行ったという経過がございます。この段階では、国の支援を受けられるような補助制度、目星がなかったという状況の中で、どういう線形がいいのかというものを、基本設計をしてもらうという内容の予算を、9 月議会で議決していただいたという内容です。

その話とはまた別に、現在整備中の福祉避難所、防災センターがございます。こちらについては、国交省の都市防災整備事業という国庫補助金を活用して整備しているわけなんですけれども、その 2 施設を入札を行ったところ、大分請差が出まして事業費が下がったという経過がございます。下がった事業費につきまして、有効活用できないかということで、国と調整をしたところ、2 施設のほかに別にこのような目的に合致するようなものであれば、有効に活用してもいいという、国と調整がついたというところでございます。やはり、桧原の避難道路を加えて活用できるようになったという経過がございます。桧原の道路に回すことができる事業費につきましては、3 月補正で議決いただきました 3,000 万円のほかに、2 つの施設で請差で余った部分含めると 2 億 3,600 万円程度でございます。この事業費、工事請負費でございますが、これを活用して桧原の道路を整備したいと考えてございます。

4 億円との乖離なんでございますが、過疎計画を変更するに当たって、県のヒアリングを受ける必要がございます。ヒアリングについては 1 月下旬にまちづくり課と県でヒアリングを終えているという状況でございますが、この段階では何分その事業費が把握するのが難しかったということで、概算で 4 億円程度あれば足りるだろうということで、この計画のヒアリングを受けているという状況でございます。

先ほど申し上げました 2 億 3,600 万円につきましても、まだ確定した数字ではございませんで、ただこの 4 億円の範囲内で完了する見込みだということで、昨日の補正予算の審議の際には令和 3 年度で完了する予定だというお話をさせていただいたという経過でございます。以上です。

7番 なかなかいいあんばいな答弁で分かりやすかったと思います。理解できましたので、知恵を出した結果と、国や県との調整の結果ということでしょうから、財政的にも確定はしていないけれども、2億3,600万円ほどの請差があるので、うまくいけば来ると、それを基に昨日課長ができるというのであれば、それを信じて地域の住民の要望をできるように頑張りたいということで、質問を終わりたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、また別口でもう一つ。また議案書の内容でいくと一番下の学校のやつです。小学校ネットワーク環境整備事業、これなんですけれども、またこの過疎自立計画の参考資料でいいますと、一番最後のページにあります赤字の3,000万円、令和2年度のところの3,000万円に当てはまってくるのではないかなと思って質問するんですけれども、この総務文教常任委員会でも視察させていただきましたけれども、ネットワーク環境整備というのは終わっている事業という感じで見てきましたけれども、この過疎自立計画はこの3,000万円に当てはまっている同じ事業ならば、今、過疎自立計画に上げてきているということになるので、ここら辺の因果関係というんですか、また別に新たにやれるということではないと思うんですけれども、そこら辺のところの赤字の3,000万円、これについての事業はどういった事業なのか質問させていただきます。

総務課財政係長 こちらの小中ネットワーク環境整備事業についてですけれども、コロナの臨時交付金の関係でタブレットを小中学校に導入してございます。こちらを活用するに当たっては、学校施設内にWi-Fi設備等を整備する必要があるということで、一体的に本年度その予算を議決していただいたところでございますけれども、タブレット、それから公共ネットワーク施設整備については、臨時交付金とは別に文科省の国庫補助金がつくという内容になってございます。タブレットにつきましては、国庫補助から超過した分、町負担が生じるわけなんですけれども、その分を臨時交付金を充当することができるという制度に乗ることができました。

ただ、一方でネットワーク整備につきましては、臨時交付金を活用することができないということで、その町負担をどうするかということで県とも調整をした結果、そういうハード事業につきましては過疎対策を活用できるということもあって、整備を進めてまいったというところでございます。

過疎計画につきましては、借入れするまでに議会の議決を取って、変更後の事業費を借入れ以上に議決しておくことが必要でございます。県の同意につきましては、3月31日を予定していると、県と調整を図っているところでございます。事業が先行して完了してしまっているというところについては、そういう制度であるということを理解していただくことが必要かと思っておりますけれども、今回上程させていただいております過疎計画につきましては、その

タブレットとネットワーク整備と同様の事業ということで、3月31日の県の同意を経るために必要な議決と理解していただければと思います。以上です。

7番 分かりました。そしたら、事業が終わってこういった計画を立てても何ら問題はないという回答のようですので、結構です。2番目の質問はいいです。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認め、議案第18号を採決します。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発委第1号 舟形町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第11 発委第1号 舟形町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認め、発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第 12 議案第 19 号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第 20 号 令和 3 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 21 号 令和 3 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 22 号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 23 号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 24 号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 25 号 令和 3 年度舟形町水道事業会計予算について

議長 日程第11 議案第19号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第20号 令和 3 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第21号 令和 3 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第22号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第23号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第24号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第25号 令和 3 年度舟形町水道事業会計予算について、以上 7 会計議案を一括上程いたします。

朗読・説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 ただいま上程されました 7 会計予算の審査の方法についてお諮りいたします。

議案第19号から議案第25号までの 7 議案を審査するため、舟形町議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、予算審査特別委員会を設置して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、舟形町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、全議員10名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、ただいま指名した全議員10名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、休憩をし、予算審査特別委員会の正副委員長互選のため、予算審査特別委員会を招集します。

ここで、午後１時20分まで休憩をいたします。

午後１時１４分 休憩

午後１時１９分 再開

議長 それでは、会議を再開します。

予算審査特別委員会の正副委員長互選の結果を報告願います。

５番 舟形町予算審査特別委員会正副委員長の互選結果の報告をいたします。舟形町予算審査特別委員会で慎重に審議した結果、委員長に奥山謙三君、副委員長に佐藤広幸君と決定しました。以上報告を終わります。

議長 ただいま報告がありましたように、予算審査特別委員会委員長に奥山謙三議員、副委員長に佐藤広幸議員が選任されました。

これにて予算審査特別委員会正副委員長互選の報告を終わります。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を３月９日まで休会することといたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本会議を３月９日まで休会いたします。

なお、本会議は３月10日午後１時より再開いたします。

本日はこれにて散会します。

午後１時２１分 散会

令和3年3月10日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録
（第4日目）

令和3年舟形町議会第1回定例会第4日目

令和3年3月10日（水）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
副町長	菅 原 正 春	総務課財政係長	八 畝 幸 仁
会計管理者	須 貝 孝 子	デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	教 育 長	伊 藤 幸 一
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	監 査 事 務 局 長	相 馬 昇
地域整備課長	伊 藤 秀 樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相 馬 昇	主 事	伊 藤 優
--------	-------	-----	-------

議事日程

- 日程第 1 議案第19号 令和3年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第20号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第21号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算につ

いて

議案第 2 2 号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 2 3 号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 2 4 号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 2 5 号 令和 3 年度舟形町水道事業会計予算について

日程第 2 報告第 1 号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

日程第 3 委員会付託の審査報告

陳情第 1 号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる 3 0 人学級の
実現」に関する陳情

追加日程第 1 発議第 2 号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に 3 0 人学級
実現を求める意見書の提出について

日程第 4 舟形町議会活性化特別委員会報告

日程第 5 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

産業振興常任委員会

日程第 6 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 0 2 分 再開

議長 ただいまから 8 日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第 1 議案第 19 号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第 20 号 令和 3 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 21 号 令和 3 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 22 号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 23 号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 24 号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 25 号 令和 3 年度舟形町水道事業会計予算について

議長 日程第 1 議案第 19 号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第 20 号 令和 3 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第 21 号 令和 3 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第 22 号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第 23 号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第 24 号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第 25 号 令和 3 年度舟形町水道事業会計予算、以上 7 議案について議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。

予算審査特別委員長 令和 3 年 3 月 10 日 舟形町議会議長殿。予算審査特別委員長 奥山謙三。

予算審査特別委員会審査報告。

令和 3 年 3 月 3 日招集の 3 月定例会において、3 月 5 日付託されました議案第 19 号 令和 3 年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第 20 号 令和 3 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第 21 号 令和 3 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第 22 号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第 23 号 令和 3 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第 24 号 令和 3 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第 25 号 令和 3 年度舟形町水道事業会計予算、以上 7 議案につきまして、本委員会は 3 月 5 日より 3 月 9 日までの 5 日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべきと決しましたので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

議長 ただいまの委員長報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第19号から議案第25号までの7議案について一括して原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第19号から議案第25号までの7議案について原案のとおり可決されました。

日程第2 報告第1号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

議長 日程第2 報告第1号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号については、地方自治法第180条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第3 委員会付託の審査報告

議長 日程第6 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現」に関する陳情について。

陳情第1号について佐藤広幸総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和3年3月10日 舟形町議会議長 八楯 太殿。総務文教常任委員会委員長 佐藤広幸。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号 付託年月日・令和3年3月3日。件名・安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級の実現に関する陳情。審査結果、採択。

以上です。

議長 これより陳情第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

ここで、文書配付のため暫時休憩をいたします。

午後1時12分 休憩

午後1時13分 再開

議長 それでは会議を再開します。

ここで本日の日程の追加についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました議事案件を追加議事日程のとおり本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第2号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について

議長 追加日程第1 発議第2号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番 （朗読、説明省略）

議長 意見書の内容については、事務局長より朗読いたします。

議会事務局長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4 舟形町議会活性化特別委員会報告

議長 日程第4 舟形町議会活性化特別委員会報告を議題といたします。

齊藤好彦議会活性化特別委員長より報告を求めます。

議会活性化特別委員長 令和3年3月10日 舟形町議会議長殿。舟形町議会活性化特別委員会委員長。

舟形町議会活性化特別委員会報告書。本委員会に付託された事件について、舟形町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告いたします。

内容を朗読の上、報告に代えさせていただきます。

1. 調査事件

公平性・透明性・信頼性を重んじ、「町民に見える議会」を目指し、町民の多様な意見を町政に反映させる議会運営のための方策を検討する。

また、町民の意見や社会情勢の変化等を踏まえつつ、町政の発展と町民の負託に応えられる議会であるために、議員の資質向上と議会活性化を推進する。

2. 経過

議会まち活性化特別委員会（平成23年設置）、議会活性化特別委員会（平成25年設置、同じく平成27年設置）、議会改革特別委員会（平成29年6月設置）の取組を継続しつつ、さらに時代に沿った議会運営を目指し、議員の資質向上と議会活動の充実、そして町民に開かれた信頼される議会づくりのための方策を調査検討することを目的とし「舟形町議会活性化特別委員会」を設置し、活動を行ってきました。

【委員会設置期間】

令和元年9月11日から令和3年4月30日。

【委員会の構成】

記載のとおりであります。

次のページ、ご覧ください。

3. 委員会開催経過

(1) 特別委員会の開催

令和元年9月11日に委員会を設置して、同年10月2日、第1回の特別委員会以降、令和3年

3月1日の第15回特別委員会の開催まで、このような形で開催をまいりました。3月5日の本会議におきまして、第1回定例会で議会基本条例の一部改正を議決してございます。

（２）行政視察研修の報告

この報告につきましては、以前に報告してございますので、内容については割愛をさせていただきます。

1枚めくっていただきたいと思います。

（３）その他、研修会等

令和2年7月7日にタブレットを使用したウェブ会議の研修を始めました。それを受けまして、同年7月31日、タブレットを使用したウェブ会議を議員各自宅を通じまして開催してございます。この内容につきまして、翌8月1日の山新に掲載されております。

４．調査検討事項

（１）議会基本条例の見直しと検証

舟形町議会基本条例第15条に基づき、町民の意見、社会情勢等を勘案し、町民に開かれた議会の実現を目指し、災害時の行動指針、オンライン委員会についての条例の改正を行いました。

（２）災害時における議員の行動指針（マチュアル）の策定

災害発生時において、議会として行政側と連携を図り、相互の情報交換を行い、迅速に町民の支援に努めることを目的に「舟形町議会災害時行動マニュアル」を策定いたしました。

（３）議員のなり手不足、議員定数、議員報酬の検討

議会基本条例に基づき、議員定数、議員報酬について討論、検討を行いました。

議員定数につきましては、他自治体の現状、委員会構成などを考慮し、現行の10名が最低限の定数と判断をいたしました。報酬につきましても社会情勢などを鑑み、当面現行どおりが妥当であるとの結論に至りました。また、議員のなり手不足につきましては、選挙立候補者のポスター作製や選挙運動用自動車に係る経費を公費で負担する公職選挙法の改正により、立候補しやすい環境にはなりましたが、今後とも議論すべき課題であるという全委員の認識でありました。

（４）オンライン委員会の開催

（委員会条例・議会会議規則の一部改正、オンライン委員会開催要綱の策定、操作研修の実施）

タブレット端末の導入による本会議、委員会等の議会活動の一環として、災害時や感染症蔓延防止等により委員会の招集場所への参集が困難な状況を想定した、タブレット端末によるオンライン会議の開催を目的に委員会条例等の一部改正とオンライン委員会開催要綱の策定を行いました。

(5) 議会報への採決状況表の掲載（表決方法の検討）

議会報への採決状況表の掲載に向け、本会議において、議員各自の意思表示を正確に確認する採決方法を検討し、起立による表決方法にすることにいたしました。

なお、採決状況につきましては、令和2年1月号より掲載しております。

(6) その他、

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、町の事業、イベントがことごとく中止になり、町民との対話の機会も少なく、「町民に見える議会」を目指した本委員会の所期の目標が薄れた感じがあり、今後の委員会活動に期待をしたい。

以上でございます。

議長 ただいまの議会活性化特別委員会の報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

議会活性化特別委員会報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議会活性化特別委員会報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第5 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第10 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

初めに、佐藤広幸総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和3年3月10日、舟形町議会議長 八楸 太殿。総務文教常任委員会委員長 佐藤広幸。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和3年1月20日（水）

2. 調査内容

（1）公有財産無償貸付施設の豪雪による施設への影響及び町の支援について

3. 調査施設

舟形町公有財産無償貸付施設

- ①旧長沢保育所（スマッシュ長沢）
- ②旧舟形保育所（舟和会ほなみ）
- ③旧舟形児童館（NPO法人にじいろ）
- ④旧長沢小学校の校舎（リングロー株式会社）

4. 状況説明

スマッシュ長沢は、12月と1月にシルバーさんによる屋根の雪下ろしなどと、そのほか、業者に依頼し、重機による軒下除雪の実施。NPO法人にじいろは、重機による軒下の除雪を実施。豪雪が続くと経費や人での確保の面で負担が大きくなることなどの説明を受けた。

5. 所感

今回の豪雪により施設は大変な苦勞を強いられている状況であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響で数人の就労者が通所を控える場合や、豪雪で送迎ができないなどが把握された。豪雪対策本部が設置された場合、地域貢献、障害者支援、福祉を行っている事業者に対して、できる範囲で除雪支援、援助をすべきと行政に強く働きかける必要があるものと考ええる。

もう1件は、「記」から下を読ませていただきます。

1. 期日 令和3年2月19日（金）

2. 調査内容

- (1) 小学校のタブレットの導入状況及び活用について
- (2) 防災センター及び福祉避難所の運用について

3. 調査施設

- (1) 1年生のタブレットを活用しての授業視察
- (2) 図面を使用しての運用説明及び備品設置予定

4. 導入後の状況説明

ICT支援員を講師にタブレットの活用について学んだ教師が、各学年の子供たちに使い方を身につけさせる授業を行っている。将来は、データによる個人の管理ができ、1年生から6年生までの成長の記録ができるような利用法も考えていた。

5. 所感

1年生の授業進捗は、タブレットの使いこなしが想定以上であり、指導力と子供たちの順応性に感心した。指導が各学年で格差が生じないようスキルアップを願いたい。コロナウイルス感染症の収束後もタブレット授業が後退することがないように、教育環境のさらなる進展に期待したい。

防災センター及び福祉避難所については、運用後に使用状況及び備品についての調査が必要である。

以上であります。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

続きまして、石山産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和3年3月10日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和3年1月18日（月）

2. 調査内容 現地調査（町道の除排雪状況、農業用ハウスの除雪状況、被害の調査）

（1）調査場所

①町道：町内各所

②農業用ハウス：沖の原地区、新堀地区

（2）被害状況

①町道の除排雪は順調に進んでおり、現状では通行等に支障はない。

②パイプハウス5棟、農作業小屋2棟の被害

（3）担当課（農業振興課）より説明

①冬期間に営農（即成栽培）している農業者の状況について

②倒壊した農業用ビニールハウスに係る補助事業の要件等について

ア、事業名 山形県農林水産物等災害支援対策事業

イ、補助金額 倒壊したハウス面積10アールあたり55万円（耐用年数（10年未満）であること。）

（4）今後の課題

①本来、適時に除雪が行われていないハウスが倒壊した場合、補助事業での復旧は望ましく

ないと思われるが、補助事業の要件が明確でないため、適時の除雪呼びかけ等を強化すべきである。

②雪害の対応策として、園芸施設共済の制度等についての説明、周知が重要である。

続きまして、2件目です。「記」から下のほうを朗読させていただきます。

1. 期日 令和3年2月12日（金）

2. 調査内容 現地視察（防災センター及び福祉避難所）

（1）進捗状況について（地域整備課より説明）

①防災センター

ア、2月10日現在で進捗率は80%（工程どおり）

イ、完成は令和3年3月末頃を予定

②福祉避難所

ア、2月9日現在で進捗率は77%（工程どおり）（外構工事は除く）

イ、令和3年3月末完成に向け、土日返上で工事が行われていた。

（外構に関しては4月末頃完成予定）

（2）施設概要について（地域整備課より説明）

①防災センター

ア、1階（床面積414.760平米）：車庫、会議室、災害用備蓄倉庫など。

イ、2階（床面積425.100平米）：災害要対策本部室、事務室兼防災無線室など。

災害用対策本部室や会議室には、モニターやスクリーンを設置する予定である。

②福祉避難所

ア、1階（床面積1144.0平米）：ボランティアスペース、第1～3避難室など。

外には人工芝を敷き、平時は外遊びの広場として、災害時はボランティアのテント場所として使用する予定。

イ、2階（床面積975.0平米）：軽運動室、炊き出し室、第4～7避難室など。

ウ、収容人数は重度の方を除いて110名。（重度の方は町提携福祉施設へ避難）

（3）今後の課題

①両施設とも平時での利活用が課題であり、有効活用に向け、十分に協議検討すべきである。

②災害等により福祉避難所を開設する際は、感染症対策にも万全を期す必要がある。

以上になります。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告についての質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

日程第6 議員派遣の件

議長 日程第6 議員派遣の件についてを議題といたします。議員派遣の内容については、相馬昇議会事務局長より朗読させます。

議会事務局長 （朗読、説明省略）

議長 議員派遣についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして、3月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長より挨拶の申出がありますので、お受けします。

町長 令和3年度第1回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

3月3日から8日間の日程で、令和2年度一般会計ほか特別会計の予算の補正が7件、令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出予算が7件、条例の設定が2件、条例の制定が5件、計画の策定が1件、計画変更が1件、財産の無償貸付1件、専決の報告が1件、合計25件につきまして、ご決議賜りまして、御礼を申し上げます。

さて、昨日、県議会において、若松副知事再任の人事案件が自民党、公明党の反対で否決されました。私を含め最上町村会では、自由民主党山形県支部連合会会長加藤鮎子衆議院議員、幹事長森田 廣県議会議員に対し、現在、新型コロナウイルス感染症対策、とりわけワクチン接種などは情報が少ない中で多くの市町村が準備を進めなければならない状況にあることや、昨年7月豪雨災害復旧、今年の豪雪対策など、喫緊の課題が山積している緊急事態だとして、副知事不在となることのないよう県民の利益を第一に考えて懸命な判断をお願いする旨の要望書を、2月25日、県連事務所を6町村長が訪問し、森田幹事長、伊藤重成議員、奥山誠治議員同席の下、直接手渡ししてまいりました。にもかかわらず、否決されたことは大変遺憾であります。どんな理由をつけたとしても、県民の目からは、知事選大敗を受けての吉村知事への嫌がらせとしか映らないのではないかと感じております。

事務方トップであります副知事が不在になることでの県政運営の停滞も大きな問題ではありますが、それにも増して、若松副知事は、若い頃に人事交流で金山町に住まわれたこともあって、最上地域の実情に大変精通されておられる方で最上地域の一番の理解者、支援者でありましたので、その若松副知事が事務方トップでなくなることが最上地域にとっては最大の問題であります。

県立新庄病院の改築及び機能の充実、東北農林専門職大学の設置など、近年、最上地域にスポットライトが当たるようになったのは、当然、吉村知事の決断であります、その陰には若松副知事の力が大きく関係しております。そういった意味で、あと4年間、吉村知事と二人三脚で県政運営を担っていただきたかったので、返す返すも大変残念であります。今後、最上地域発展のスピードが遅くならないか、大変懸念しております。

さて、令和3年度は、第7次総合発展計画2年目の年であります。新型コロナウイルス感染症対策、特にワクチン接種など想定外の事業も出てまいりましたが、第7次総合発展計画の目指す町の将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり」、「わくわく未来舟形」の実現に向けて、6本の柱とそれを支える1つの基盤、これら7つの基本目標を達成できるよう全力で取り組んでまいります。

また、ご決議賜りました令和3年度予算については、職員と一丸となって本来の目的が達成できるよう、経済的、かつ、適正な執行に努めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。また、一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいります。

8日間、誠にありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第1回舟形町議会定例会を閉会いたします。

8日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午後1時47分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 斎 藤 好 彦